

## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日: [1日目](#) / [2日目](#)

### 平成23年9月愛荘町議会定例会

#### 1日目(平成23年9月6日)

開会:午前9時00分 散会:午後7時31分

#### 議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 同意第 2号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 3号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 4号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 報告第 7号 平成22年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第10 議案第41号 愛荘町暴力団排除条例の制定について
- 日程第11 議案第42号 愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第43号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第44号 愛荘町道路占用料徴収条例の制定について
- 日程第14 議案第45号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第46号 愛荘町特別職の職員等に対する給与等の規程の一部を改正する条例

日程第15	議案第46号	後庄町付別荘の職員（非常勤のもの）の報酬および賞与并1割に関する条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第47号	損害賠償の額を定めることについて
日程第17	議案第48号	平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)
日程第18	議案第49号 (第2号)	平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算
日程第19	議案第50号 (第2号)	平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算
日程第20	議案第51号	平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第21	議案第52号	平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第22	議案第53号	平成22年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第23	議案第54号	平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第24	議案第55号	平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第25	議案第56号	平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第26	議案第57号	平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第27	議案第58号	平成22年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27

## 出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子

- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

### 欠席議員(0名)

なし

### ◎開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

先週末に日本に上陸いたしました台風12号、本当に紀伊半島に大きな甚大な被害をもたらしました。滋賀県でも本日の新聞にも載っておりましたが、農作物に大きな被害を及ぼしたと、また、稲の倒れによつての影響というものが本当に心配をするところであります。

幸いにて、こうした本町にも農作物の被害また影響は出ているものの、大きな被害・災害というものが起こっていません。これは、先人の本当に災害に強いまちづくりというものが進めてこられたものだと、敬意を表する次第です。

また、こうした未曾有の災害が今年は起こっているわけですが、私たちより一層、災害に強いまちづくりのために、議員各位また町民の皆さまのお力をお願い申し上げます。

それでは、本日の会議を進めていきたいと思ひます。

本日は、滋賀県立聴覚障害者福祉協会から、傍聴席で手話通訳を行われます。ぜひとも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よつて、平成23年9月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

### ◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎町長提案趣旨説明

○議長(辰己 保君)町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成23年9月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわりませず、早朝よりご出席賜り厚く御礼を申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、ただいまも議長の方から申されましたように、このたびの台風12号は、2日の夜から4日の朝まで長時間の居座りで、ところによっては1,000mmを超える雨量に見舞われ、紀伊半島を中心に多くの犠牲者が出るなど、多大な被害を及ぼしました。被災されました多くの方々に、心からお見舞いを申し上げます。

当町におきましては、2日・3日の夜、管理職を中心に徹夜の警戒態勢でパトロールなどにあたってきたところであります。かなりの雨量と強風に見舞われましたが、幸い、人的被害や大きな被害はなかったようでありますが、この愛知川庁舎の大屋根の棟の部分が一部剥がされるという被害に遭っております。早急に修復を必要といたしておりますことを報告とさせていただきます。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて2件、愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任つき同意を求めることについて3件、平成22年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告案件1件、条例制定ならびに改正条例案件6件、損害賠償の額を定めることについて1件、平成23年度愛荘町一般会計補正予算ならびに国民健康保険事業特別会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算の計3件。次に、決算案件で、平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに各特別会計歳入歳出決算の承認案件7件、合わせて24案件を提案させていただきました。

次に、提案案件の概要を説明いたします。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて2件でございますが、平成23年12月31日の任期満了に伴い、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、意見を求めるものでございます。

次に、愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3件でございますが、愛荘町職員懲戒審査委員会規則の規定に基づき委員を選任するもので、地方自治法施行規程第17条の規定により同意を求めるものでございます。

次に、報告案件1件につきましては、平成22年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告でございますが、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき報告するものでございます。

次に、条例制定ならびに改正条例案件の6件につきまして説明をさせていただきます。

議案第41号愛荘町暴力団排除条例の制定については、本年8月1日より施行されました「滋賀県暴力団排除条例」に基づき、市町への入札参加拒否、施設使用の不承認、利益供与の禁止の範囲、これにつきましてはそれぞれ市町の条例で規制するため、町条例の制定につき議決をお願いするものであります。

次に、議案第42号愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法および法施行令に基づく長期継続契約によって、これまでの物品の借入れや役務の影響を受ける契約のほか、新たに給食調理業務、給食運搬業務などの契約を追加するため、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第43号愛荘町税条例等の一部を改正する条例につきましては、「地方税法の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係条例への一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第45号愛荘町立道路占有料徴収条例の制定につきまして、既に、無効と判断している道路占有料につきまして、道路法による占有料の徴収を行うため、徴収条例の制定につき議決をお願いするものであります。これによって、約4,000件の占有物件から年間200万円程度の占有料を徴収しようとするものであります。

次に、議案第46号愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例ならびに議案第46号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、「スポーツ振興法」が「スポーツ基本法」として全面改正が行われたことに伴いまして、関係条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第47号損害賠償の額を定めることについてであります。公用車の抵触事故による損害を賠償するため議決をお願いするものであります。

次に、議案第48号平成23年度愛荘町一般会計補正予算ならびに議案第49号平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第50号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算であります。

まず、議案48号平成23年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ1億9,278万6,000円を追加し、総額を87億593万1,000円をお願いするものであります。

歳入の主なものでございますが、国庫支出金および県支出金では、グループホームきずなの事業規模拡大による補助金、八木荘保育園の園舎全面改築工事の補助金など、福祉対策補助金の追加をお願いするものでございます。

繰入金におきましては、福祉・保健基金を取り崩し、八木荘保育園園舎を全面改築事業補助に充当するなどであります。

次に、歳出における主な事業につきましては、グループホームきずなの事業規模拡大に対する補助金、八木荘保育園の園舎全面改築に対し、子育て支援環境緊急整備事業補助金、また、自然エネルギーの有効利用を促進するため住宅用太陽光発電システム補助金の追加、さらに、今年から農家の協力をいただき実施しております農家民泊、農業体験事業や鳥獣被害防止対策事業に対する運営貸付金の追加、教育費におきましては、愛知川東小学校および愛知川小学校に来年度エアコンを設置するための空調改修工事に伴う設計費を追加するなどであります。

次に、議案第49号平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ890万7,000円を追加し、総額を16億550万7,000円をお願いするものであります。

次に、議案第50号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算でございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ947万円を追加し、総額を11億4,182万円をお願いするものであります。

次に、議案第51号から58号までにつきましては、前年の平成22年度の愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに各特別会計7会計の歳入歳出決算について認定を求めるものであります。

まず、平成22年度一般会計における決算は、歳入96億9,342万4,687円で、昨年度に比べ3億4,924万円、3.7%の増となりました。歳出におきましても91億9,887万1,209円で、昨年度に比べ2億6,016万円、2.9%の増となっております。

歳入から歳出を差し引いた歳入歳出差引額は4億9,455万3,478円の黒字となり、翌年度へ繰り越す財源2億5,836万5,000円を差し引いた実質収支額は、2億3,618万8,478円となった次第であります。

増収となった主な要因につきましては、景気を持ち直し傾向によりまして、法人町民税が前年度比2億6,091万円、133.9%増となったことや、地方交付税が前年度比1億9,293万円、8.9%の増、地方交付税の不足を補う臨時財政対策債が前年度比3億4,390万円、78.9%の増となったことなどが要因であります。

22年度実施いたしました主な事業につきましては、給食センター建設事業、子育て支援事業、環境に負荷をかけない電気自動車設置費用、住基カードにより全国の提携コンビニで住民票の写し・印鑑登録証明書が発行できるコンビニ交付サービス事業、教育施設におきましては愛知川東小学校増築事業、また3月11日に発生いたしました東

日本大地震の対策事業として、被災者の受け入れや救援物資の搬送事業を実施いたしました。湖東三山インターチェンジ、またアーチェリーやテニスコートなどの多目的グラウンド整備の事業に着手をいたしましたところであります。

これらの結果、22年度末には剰余金9億5,200万円を基金に積み立て、年度中の取崩額を差し引いて、年度末基金残高は前年度に比し約5億円増えて37億2,000万円となったところであります。

一方、地方債残高は、一般会計において対前年1億9,000万円減少して、85億9,600万円となりました。下水道などの特別会計における起債残高は、2億3,700万円減少して、116億4,600万円となったところであります。

それから特別会計の概要であります。住宅新築資金等貸付事業特別会計決算では、歳入444万9,490円、歳出も同額の444万9,490円で、実質収支額はゼロ、貸付事業債は平成23年度に償還が完了し、本年度をもって会計を閉じる予定をいたしております。

次に、土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算であります。歳入・歳出ともに総額4,289万518円でありまして、実質収支額はゼロであります。

国民健康保険事業特別会計決算であります。歳入総額15億3,883万9,246円、歳出総額15億1,916万1,133円、実質収支額は1,967万8,113円となりました。22年度末における被保険者数は、前年度より14人増の4,792人です。

療養費など歳出におきましては、対前年6,500万円、4.1%減となっております。健康保健受診率は県下でも高く、一人当たり療養費が県下最低額であります。22年度は、基金からの繰り入れの必要はなくなった次第であります。老人保健事業特別会計決算であります。歳入歳出ともに18万3,337円となりました。本会計は、医療制度改革により精算を行っているもので、22年度末をもって会計を閉じるものであります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計決算であります。歳入総額1億2,860万451円、歳出総額1億2,855万1,667円で、実質収支額4万8,784円となりました。

制度開始から3年が経過し、一定落ち着いてきた状況であり、22年度末における被保険者は2,242人と、昨年度より1.6%、36人の増となっております。

介護保険事業特別会計歳入歳出決算であります。歳入総額10億4,941万7,049円、歳出総額10億4,101万6,773円、実質収支額840万276円となりました。22年度末における被保険者数は4,030人と、昨年度より76人、1.9%増となりました。

要支援1から要介護5までの認定件数は82件増えて837件、対前年比10%増となり、給付費総額におきましても対前年約10%増えております。

次に、下水道事業特別会計決算であります。歳入総額12億4,556万7,913円、歳出総額12億3,519万8,175円、実質収支額1,036万9,738円となりました。平成22年度末における下水道普及率は、対前年0.3%増の99%となり、水洗化率は対前年3.2%アップの84%となった次第であります。

以上、平成23年9月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議うえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)議場内が暑いですので、上着を脱いでいただいで結構です。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(辰己 保君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番瀧すみ江君、9番小杉和子君を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長(辰巳 保君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰巳 保君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの16日間に決定しました。

○議長(辰巳 保君)日程第3一般質問を行います。順次、発言を許します。

◇本田秀樹君

○議長(辰巳 保君)15番、本田秀樹君。

〔15番本田秀樹君登壇〕

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。一般質問を行います。学校施設についてお伺いをいたします。

ここ近年の夏の暑さは、十数年前と比べると異常とも思えるほどの暑さや、集中豪雨などが全国各地で起こっております。子どもを学校に通わせる愛知川地域の保護者から多数の声を聞きました。その声とは、「普通教室にエアコンを付けてあげてください」、また「エアコンを設置するためには私たちはどうしたらいいのですか」「暑い教室では、子どもが授業に集中できない。建物の中でも子どもが熱中症になるのではないか」という声を多数いただきました。

現状を確認するために、小学校・中学校に確認に行きました。その中で驚いたことがありました。秦荘西小学校は、平成19年・20年度の大規模改修工事で空調設備が完了しております。秦荘東小学校は、平成22年度の大規模改修工事で空調設備工事が完了しています。秦荘中学校については、合併前に校舎の新築工事が完了していますので、空調設備が完備されていました。このように、秦荘地域の小学校・中学校については、空調設備がすべて設置されているのが現状であります。

愛知川地域については、愛知中学校は、平成21年度に空調改修工事を完了しております。小学校はと申しますと、愛知川小学校・愛知川東小学校にも特別教室には空調設備が整っていますが、普通教室には空調設備がありません。エアコンの設置ができていないのが現状であります。

子どもたちの暑さ対策には、教室で扇風機を回したり、エアコンのきく特別教室を学年別に利用したりなど、子どもたちの暑さ対策には学校も苦労しているのが実態であります。

愛荘町には、小学校4校・中学校2校があります。同じ町内でなぜ秦荘地域の学校のみが空調設備が完了しているのか。予算がなかったからという答弁は要りませんので、理解のできる答弁を教育長に求めます。

私の考えを言いますと、子どもたちは、同じ環境で勉強を学んでもらうのが平等であると考えます。快適に学習するために必要な環境整備は必要だと私は考えます。しかし、秦荘の両小学校の環境と愛知川両小学校の環境では、同じ環境だと考えられません。そこで、愛知川地域の両小学校にエアコンの整備推進について、今後の政策方針を教育長に対して答弁を求めます。

次に、合併後の幼稚園・学校関係についてお伺いをいたします。秦荘西小学校は平成19年度・20年度に第1期・第2期工事で大規模改修工事を完了され、その額は4億6,179万5,000円、秦荘東小学校は、平成22年度・23年度に第1期・第2期工事で大規模改修を完了の予定であります。工事金額は、6億9,548万3,000円であります。

秦荘幼稚園新築工事は、平成19年度・20年度・21年度の3ヵ年をかけ、土地の造成工事、建物の新築工事、太陽光発電工事と、その金額は3億202万6,000円であります。合併後の秦荘地域の幼稚園・小学校整備に使用している金額は14億5,930万4,000円になります。

愛知川小学校増築工事、平成19年度に2億710万8,000円、愛知川東小学校は、平成18年度・19年度・20年度・22年度にかけてグラウンド改修工事、仮設校舎建設工事、エレベータ設置工事、その金額は7,463万6,000円であります。

愛知中学校は、平成21年度に増築工事および空調改修工事、太陽光発電設備工事にその額3億2,662万8,000円であります。合併後の愛知川地域への投資額は、6億836万7,000円になります。

秦荘地域の学校設備と愛知川地域にかけている学校設備に使用している費用の差があります。住民からの声は、「なぜ秦荘地域がよくなり、愛知川地域は遅れているのか」という声を聞きます。同じ愛荘町内で幼稚園・小学校の差があるのか理解ができないのであります。とりわけ、児童生徒数の大幅な違いが生じているにもかかわらず、秦荘地域と愛知川地域になぜこのような差があるのか、教育長に答弁を求めます。

秦荘幼稚園は平成21年度に竣工し、現在も整備の整った環境で園児も日々の園生活をしています。旧秦荘幼稚園について、現在は教育委員会関係の物置として利用されておりますが、今後の活用方法について理解のできる答弁を求めます。

次に、学校防災計画についてお伺いをいたします。地域防災拠点に指定されている学校については、防災計画や運営マニュアルで示されております。学校自体が震災時どう対応し教育再生をめざすのか、教職員の役割も明確されており、防災マニュアルとして活用できるように総合的に整備し、各学校で防災計画や防災マニュアルを作成する際の指針となる学校防災計画を作成されたものと思います。各学校の防災計画の基準となる学校防災計画について、次の4点についてお伺いいたします。

1点目は、愛荘町地域防災計画と各学校の教育指導計画に示している学校防災計画の関係は、どのような位置づけをされているのか。各学校の防災計画がどのようなものと認識されているのか、答弁を求めます。

2点目は、大地震が発生した場合の学校の対応についてですが、学校長の役割、教職員の役割はどのような体制をとっているのか。震災時の情報交換はどのようなようになっているのか、答弁を求めます。

3点目は、各小中学校では、毎年計画的に避難経路の確認、火災・地震・風水害・不審者対応について避難訓練が実施されていると思いますが、各小・中学校の避難訓練の日程と、どのような訓練をされているか、答弁を求めます。

4点目は、防災教育の内容を充実させなければなりません。学校側として、子どもたちに命の大切さを指導しなければなりません。また、守られる存在から助ける存在という発想の防災教育が必要だと考えますが、教育委員会としての答弁を求めます。また、積極的に地域と連携した防災訓練を徹底する必要があると考えますが、答弁を求めます。

以上、4点について理解のできる答弁を教育長に求めます。

最後ですが、給食センター建設工事に伴う仕様変更についてお伺いいたしますので、答弁をよろしくお願いたします。以上、一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)教育長。

〔教育長藤野智誠君登壇〕

○教育長(藤野智誠君)ただいまの本田議員のご質問のうち、まず学校施設のエアコンについてお答えをいたします。

愛知川東小学校は平成8年・9年度に、また、愛知川小学校は平成14年・15年度に大規模改修の工事を実施しておりますが、この当時、県下の小中学校でも普通教室のエアコン整備はほとんどなく、温暖化もそれほど進んでおらず、今ほど暑くなかったため扇風機対応としておりました。

秦荘西小学校・東小学校におきましては、合併年時において、それぞれ築後22年・20年が経過しており、また秦荘幼



幼稚園も築20数年で経年劣化が見られていたことから、新まちづくり計画に位置づけ、整備を進めてきたところです。しかしながら、地球温暖化も急速に進み、7月や9月に入っても猛暑が続き、また県下市町でも徐々にではありますが、普通教室のエアコン整備が進んできたことから、秦荘西・東小学校、秦荘幼稚園にあっては、合併後の大規模改修や新築に合わせて空調の整備をいたしました。

教育環境の統一は重要な課題であると認識しております。愛知川地区両小学校普通教室へのエアコン設置は早急に実施すべく、本議会で270万円の設計業務委託の補正をお願いしており、お認めいただきましたら、来年度夏には両校ともエアコン設置が実施できるよう準備しているところですので、よろしく願いいたします。

次に、学校施設にかかる合併後の投資額の差ですが、先にも申し上げましたとおり、秦荘地域は合併後に大規模改修や新築が回ってきたことによる差でありまして、今後も教育環境の統一のために、必要な学校施設に必要な投資をしていきたいと考えております。

続いて、旧秦荘幼稚園の今後の活用方法についてお答えをいたします。旧秦荘幼稚園には、旧アーチェリー場の射場や愛知川庁舎倉庫に仮保管されていた埋蔵文化財出土遺物を当施設に移動するとともに、旧愛知県役所に保管されていた民俗資料なども移管し、これらの暫定的な取蔵施設として現在活用しております。電気・上下水道の方は、すべて中止中であります。

園舎の状態は、西側廊下やテラスに一部雨漏りが認められるなど到底よいものではありませんが、幸いなことに教室等に雨漏りはなく、一時的な取蔵施設としての機能は果たしています。現況、教室4室ならびに遊戯室・各部屋の飽和状況は、約70%～90%の程度です。

歴史文化博物館取蔵庫、現状100%近くの取蔵状態でありまして、旧幼稚園舎に取蔵しています埋蔵文化財出土遺物等を博物館等に移管することも困難であります。つきましては、当面、旧秦荘幼稚園を埋蔵文化財等の取蔵施設として現状のまま利用したいと考えております。また、将来、取蔵展示が可能な文化財取蔵センターとして整備できないか、その可能性も検討してまいりたいと思っております。

次に、学校防災計画について答弁をいたします。まず、1点目の愛荘町地域防災計画と各学校の防災計画の位置づけについてであります。愛荘町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、平成18年度に地域ならびに町民の生命・身体および財産を災害から保護し、また災害による被害を軽減し、減災の備えの充実を目的として策定されました。

その中では、各学校は子どもたちの保護安全のために、施設の保安管理や防災教育および避難訓練の実施に努めるとしてあります。これを受けて、各学校は消防防災計画を立て、火災時や震災時・災害時の子どもの保護・安全のため避難訓練や防災教育を進めております。したがって、消防防災計画は、子どもの安全を守る重要な計画と認識しております。

また、町が災害対策配備体制に入った場合は、各学校は、学校教育班に位置づけられます。第1配備および第2配備には、学校の管理職が位置づけられ、任務に務めるとことになっております。

2点目の大地震が発生した場合の学校の対応についてであります。まず子どもの保護・安全を確保することが最優先であります。さらに、避難が必要な場合には、避難経路・避難場所の安全を確認し、子どもを避難させます。この場合、町の対策本部との情報交換を密にし、学校長が指揮官となり、教職員は通報連絡係・避難誘導係・児童管理係・保護安全係・検索救助係等に分かれ任務に当たることになっております。さらに、地域から避難場所となっている各学校に町民が避難する必要がある場合は、町の対策本部の指揮に入って、それに従うものとなっております。

3点目の各学校の避難訓練についてであります。4月当初に避難経路や避難方法について確認を行うとともに、避難訓練を火災・地震・不審者対応等、4月・5月・6月を中心に年間を通して計画的に実施しております。時間帯も

授業中、休み時間など臨機応変して、子どもたちが主体的に避難できるように訓練をしております。

4点目の防災教育の内容を充実させることについてであります。大変重要なことととらえ、命の大切さについて道徳や学級指導など生活全般を通して指導しております。

また、守られる存在から助ける存在という発想の防災教育についてですが、小学校の集団登下校では、高学年が低学年の身の安全を確保し、守りながら登下校するよう指導しております。

さらに、地域においても小学校高学年や中学生にとっては、地域の一員として幼い子どもたちやお年寄りなどへの救援など、自らできることを積極的に、そして行動に移せるよう、その自覚を高める指導を進めてまいりたいと思います。

また、地域の学校が連携した防災訓練を設定する必要があるということについては認識をしております。以上で学校防災についての答弁とさせていただきます。

続いて、学校給食センター建設工事に伴う仕様変更について答弁をいたします。

給排水冷暖房設備工事にいわゆる機械設備で、当初設計から仕様を変更したもののほどのようなものがあるかのご質問であります。検討中のものが1件ございます。これはピット内の給湯管をステンレス製としていたものを、強化ポリエチレン管に変更できないかと検討しているものであります。この製品は、国交省や日本建築家協会の共通仕様書に示されている架橋ポリエチレン管をより強化した新製品でありまして、文部科学省の学校施設への使用実績もあります。

この検討の理由として、強化ポリエチレン管は、小口径管の場合、加工が容易なために設計図書では、示されていない材料採用について検討しているものでありまして、材料費はステンレスより高くなりますが、工事はマイナスとなると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。再質問を行います。学校施設について再質問を再度行います。

今ほどの答弁については、理解をいたします。しかし、今日までの愛知川地域の保護者に対し、エアコンの設置がされていなかったことをどのような説明をされるのか。同じ小学校でこれほどの格差があるのでは納得ができないと思います。秦荘両小学校の子どもたちは快適な環境で授業を受けているが、愛知川両小学校はエアコンの設置がなく授業を受けております。エアコン設置までにまだまだ時間がかかります。今ほどの中にも設計費、そして24年度には設置をされるだろうということは理解します。

愛知川地域の保護者は、秦荘両小学校にエアコンを設置されていることはあまり知られていないのが現状であります。このことがわかれば大変なことになると思います。愛知川地域の保護者に対して、今日までの経過説明をどのようにされるのか。先ほど順番でということがありましたけれども、それでは納得ができないと思いますので、理解のできる答弁を求めたいと思います。

次に、合併後の幼稚園・学校関係について再質問をいたします。秦荘地域の幼稚園・学校に投資されている金額は、先ほど金額がありましたけれども、愛知川地域の約2.5倍の設備投資をされているのが現状であります。物事には順番があるということは理解します。愛知川地域の住民の声は、先ほども言いましたけれども、何もかもが一番に秦荘地域に力を入れているのだという声を多々聞くわけです。児童生徒数のことを考えるならば、私は愛知川地域が優先だと考えます。

しかし、同じ条件で子どもたちに学校生活を送ってもらおうということは、秦荘地域だから、愛知川地域だからということはないと思います。そこで、次のことについてお伺いいたします。

秦荘東小学校と秦荘西小学校の両小学校には、ランチルームがあると聞きます。愛知川小学校・愛知川東小学校にはランチルームがありません。しかし、秦荘の両小学校はランチルームで給食を食べるので、愛知川両小学校



が、1件、給湯管をステンレス製から強化ポリエチレン管に変えるというお話を聞きましたが、私が原課に聞きに行ったところ、そういうことを教えてくれないわけですよ。議員のバッチをかざして教えてくれとは言っておりません。それで教育委員会に、なぜこの変更をしたのかと聞きに行ったところ、管理課が変更してもいいのだと、そして管理課もどしどし契約してもらってもけっこうですということを知りました。原課は言った、管理課は言っていない、そんな対応だったのですよ。なぜ仕様変更する必要があるのですか。元々の原設計があるならば変更する必要はないと思います。今ほど答弁の中でも、国土交通省・日本建築学会の試算とか言いましたけども、これは官の工事ですからね。あくまでも国土交通省の標準仕様書に基づいての施工が一番必要だと思うのですよ。その差はご存知ですか。国土交通省と日本建築学会の差それについての答弁を求めます。

また、いろいろな話が出ております。工事の中でどう、減額案が出ていますか。打ち合わせの中でなぜそういうことが出てくるのですか。当初設計があるものを優先するのが一番だと思います。同等品ということを知りました。性能は一緒かもわかりません。しかしながら、金額が下がるわけなのですよ。それは同等と言えるのですかね。それは業者が安くできる方法を提案しているだけであって、本来の給食センター新築工事に伴う工事のランクは落ちる訳なのですよ。そのあたりについても答弁を求めます。

また、監督職員が打ち合わせに行っていると、監督職員は何も知らないわけですよ。聞きました。安全管理はなんぞや、品質はなんぞや、施工管理はなんぞや、担当の方が答えられないのです。そういう方が監督職員で本当かいいのかわかりません。資料を見て、ただ印鑑を押しているだけの監督職員は必要ないと思うのです。

工事にあたり、建築の工事については標準仕様書という本があります。その仕様書に基づいて管理指針もつくってあるわけです。それもない。機械設備の国土交通省の仕様書の本もない。そのような中で監督職員ができるのですかね。

そして、仕様変更した場合には、元に戻すのですかと聞きました。戻すのだという答えをいただきました。変更している部分すべてを元通りの原設計どおりの建物に変えていただきたい。会検があるかわかりませんよ。そのときに変更などしては、当初の給食センターの建物に絡むわけです、仕様が。建築は何も仕様変更していません。機械だけです。それをよく考えてもらいたいのですよ。それを監督は承認しているわけですよ。なんでも増額・減額、聞くと追加を出すのはいやなのだ。その中で設計事務所の管理した中で、増減ブライゼロにしたいのだと。それで本当にいい建物ができるのか。答弁を願います。

そして、建設業法であります第19条の3に。不当に低い金額の禁止というのがあります。今、業者の話をしましたけれども、業者の見積りあがりか8,000万円、どことは言いません。私は今見積書を持っています。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午前9時55分

再開午前9時55分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番(本田秀樹君)そんなふうには仕様変更した中で、当初8,000万円の見積りが仕様変更して、業者は6,000万円とか、そういう提示をされているのですよ、今。契約金額が向こうから提示しているのは3,500万円、これ給排水設備工事。それが妥当な金額と考えられるのか。行政だから契約に関してはその中へ入ることまでできませんけれども、そのような話が飛んでいるわけですよ。当初、国土交通省の仕様で見積もりもあがってきました。それも4,300万円。しかしながら、日本建築学協会の方の仕様に変えてくれと。それが3,000万円。それだけの差に落ちてくるのですよ。契約はいくらか、1,000万円でしてくれと。それだけ手抜きではないですか、下請けに。仕様変更を元に戻してください。設計事務所の積算した根拠と仕様の内訳の中には、ちゃんとした品番があるわけですよ。

例えばあなた方が家を建てるときに、業者がこのように見積もりしましたよと。それを減額で同等だということで、これに変えてください、これに変えてください、そういうことと一緒にですよ。行政の仕事なんだからいいのだと。やはり、行政は皆さんの税金を使っています。国の補助があります。本当に元に戻すのか、戻さないのか、答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(村西作雄君)本田議員から何点かご質問をいただきました。私の方からは、町内の各小学校の施設の関係と、そして仕様の変更、細部のことについてお答えをさせていただきます。

まずエアコンの関係でございますけれども、愛知川地域の小学校にはエアコンが入れてなくて、秦荘地域は大規模改修等で入れさせていただいたというようなことでございますけれども、先ほど教育長がお話しいたしましたように、それぞれ順番に整備を進めているというようなことで、合併前の愛知川地域の大改修のときに、このような温暖化によって暑くなる時のこともあまり予測もできていませんでしたし、そして、県下の状況を見ましても、昨年にやっと扇風機を入れたという市もございまして、そういったことから、教育委員会としても教育環境の統一というのは重要な課題だと認識しておりますので、来年度、早急に愛知川地域へのエアコン設置を進めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、ランチルームの件をおっしゃいましたけれど、本田議員もご承知のように、ランチルームというのは小規模学校で縦割りの教育というのですか、1年から6年までが協力し合って、ご飯を一緒に食べていろいろなことを教え合う。そういう場でありまして、ご承知のように、愛知川小学校・愛知川東小学校は大規模校化しておりまして、現在のところ、それら両小学校にランチルームをつくるということについては、相当の大きなスペースもございまして、現在のところ考えておりません。

それと、幼稚園のこともおっしゃいました。秦荘幼稚園の教室は一人11平方メートルある、反面、愛知川幼稚園は6.8平方メートルだというようなお話でございます。

今、愛知川幼稚園が老朽化してというようなところでございませぬ。教育委員会といたしましては、隣接する愛知川給食センターが来年から始動しなくなるというようなこともございまして、当面は、愛知川幼稚園の園庭をその給食センター跡地まで広げられないかというような検討をしております。そういったことでご理解をいただきたいと思っております。それと、給食センターの仕様変更でございますけれども、冒頭、教育長が申しましたとおり、仕様変更を検討しているものはございませぬが、仕様を変更しているというものでは現在ございませぬ。私どもの認識は、設計図書がありまして、そしてその設計図書には共通仕様書、そして特記仕様書、そして施工図面というような形になっております。保温材のお話に出ていましたけれども、そういった施工方法なりにつきましては、特記仕様書による、それでも難しい場合については、共通仕様書の範囲内で施工を進めてきているというような状況でございまして、それが仕様を何もかもというのですか、材料なり施工方法を変えることによって、それが質が落ちるといった認識はございませぬ。私ども監督員は事務職員でございますので、私どものわからないところについては、専門的知識を有する監理業者に委託をしておりますので、その監理業者の意見を踏まえて町がその変更を判断しているというようなことでございます。したがって、施工に対してその監理業者なりが、これは品質には全く問題なく、安価で実施できるものについては、そういったものはもちろん積極的に採用をいたしているところでございます。

その仕様を変えたところをすべて元に戻すというようなことはできませんし、設計図書でも、とり合いの関係で、このガランはこの高さで難しいのでこうしていくとか、いろいろな協議・変更がございまして、そういったものについて、それぞれ協議をして変更をしているものでございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

最後に、業者が8,000万円が6,000万円、あるいは4,300万円のを3,000万円、そして契約は1,000万円にというようなお話がございましたけれども、本田議員がこの情報をどこから入手されたのか私は存じませぬけれども、その契約に関しては、請負業者と下請業者の話ということで、私どもは設計図書に従って、正しい施工をしていただいたら、そ

れで可とおきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

○学校教育課長(国領順子君)ただいまの本田議員の学校防災計画について答弁をいたします。

まず、1点目でございますが、震災後の学校教育再開に向けての対応についてでございますが、震災が起きましたら学校は愛荘町の地域防災計画に則りまして、町の対策本部の指令に従いまして活動をいたします。特に、あくまでも子どもたちの命を守るということを中心に活動いたします。

災害であるとか、それから子どもの心のケアについてでございますが、これも対策本部の指令に基づいて行うものではございますが、子どもたちの心身の健康の的確な判断であるとか、それから子どもへのカウンセリングに合った支援であるとか指導、しっかりさせていただくと同時に、町の関係機関であるとか、臨床心理士の皆様のような専門職の方との連携も十分強化させていただきたいと思っております。したがって、災害に向けての対応案でございますが、学校防災計画の別案として整えていきたいと考えております。

それから、2点目、連絡がつかなくても行動ができる、イメージできるマニュアルについてでございますが、現在の避難訓練は、マニュアルどおりといいますが、それに従って実施をしております。本田議員が言われましたように、緊急の想定外のときにもどのように対応していくかという臨機応変した避難訓練というものは大変重要でありますので、今後、課題として検討させていただきたいと思っております。

また、避難場所であるとか、それから学校施設の活用方法、住民との連携につきましても町長部局と今後検討させていただきたいと思っております。

さらに、3点目でございますが、震災を想定した訓練でございますが、まず自分の身を守る、そして、安全を確認して指示に従い避難をする。この繰り返し、これがまず震災のときの基本でまと考え、避難訓練を繰り返し行っております。

ただ、毎年同じような訓練をいたしておりますので、マニュアルどおりといいますが、意識もやはり毎年となるとマンネリ化というものもあろうと存じます。そういう部分については十分徹底をさせていただきたいと思っております。

過日の東日本大震災において、保育所の子どもたちが危機的なきに奇跡的にその命を守ったという、大変嬉しいお話を聞かせていただきましたが、それも普段のマニュアルどおり校庭に避難するのではなく、津波が襲ってくる校庭ではなく、いつもと違う高台の方に逃げるのが大事であると職員が瞬間に判断をし、的確な行動をしたわけです。それによって、保育園の子どもたちの尊い命が救われました。それに反しまして、マニュアルどおり避難をした小学校の子どもたちが校庭で津波に流され命を失ったという、悲しいニュースも聞いております。

マニュアルをつくり、マニュアルどおりに動くということも大事ですが、ただいまお話しいただきましたように、臨機応変に瞬時に判断をしながら行動していくということを今後も大切に訓練をさせていただきたいと思っております。また、関係機関とのいろいろな連携でございますが、そういう部分についても訓練の工夫をさせていただきたいと思っております。

4点目でございますが、保護者との連携・連絡や子どもの待機についてでございますが、先週、台風12号で本町の小学校・中学校の子どもたちも午後の授業を短縮して下校をさせていただきました。子どもたちの中で、急でございますので、家の鍵がない、家庭と連絡がつかないという子どもたちにつきましては、学校に待機をして対応させていただきました。常に子どもたちの命を守り、安全を確保するというを中心にして対応させていただきたいと思っております。

それから、緊急連絡でございますけれども、常に担任のほかにも学校で保管をここしておくところを職員が全員確認をしている場所がございまして、緊急のときには、それで即対応するということにさせていただいております。以上4点を説明させていただきまして答弁いたします。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。再々質問に入る前に、再質問が抜けていましたので、補足をお願いします。

私は先ほど学校整備について、愛知川地域の保護者に対し、今日までの経過説明をどのように説明をされるのかと聞いているわけですが、設置するとかそんなことは先ほど聞きましたので、保護者に対して、なぜ両方はちゃんとできなかったのかと。愛知川地域の保護者に対しての説明がなかったので、答弁を願いたいと思います。あまり時間がないと思うので、走った質問になると思いますが、学校施設について、再々質問をいたします。

まず、私は、エアコンの設置については、児童生徒にとって健康の配慮のため、また快適に学習するための必要な環境設備と考えております。学校の改修も児童・生徒の環境を考えて進めることも大事であります。空調設備の施設を積極的に進めていくことも必要であり、同時並行ならさらによかったわけであります。

滋賀県の市町では、暑さ対策としては、扇風機等で対応したり、エアコンの設置をされたり、また壁面緑化や屋上緑化により校舎の温度を下げながら、複合的な方法で対応しているところもあります。

先ほど、市町が対応しているという話がありましたが、私も調べました。近隣の町では、小学校では、甲良西・東小学校、豊郷小学校、日栄小学校は設置されております。また、多賀町は2校の小学校がありますが、エアコン設置はされておませんが、今後検討するとのことでした。多賀中学校は、この夏休みにエアコンの設置が完了しているということです。

また、誰でも次世代を担う小中学校の子どもたちに、できるだけいい環境で、できるだけいい教育を受けさせたいという心情が保護者の願いだと考えます。エアコンの設置後の教育委員会としての、また学校側の活用方法と活用計画について、答弁を願いたい。

次に、学校防災計画について再々質問を行います。まず1点目ですが、各学校の防災計画を見せていただきました。内容については法的に準じ策定をされていますが、本当に各学校に合った防災計画とは感じ取れませんでした。今後の防災計画は、各学校に合ったものが必要と考えますが、答弁を願います。

2点目についてお伺いいたします。小学校が避難所に開設されると、子どもたちや住民や多数の人が多く集まります。小学校が拠点避難所に指定されていますが、小学校よりも中学校の方が近い自治会もあります。わざわざ遠くの小学校に避難をせずに、中学校も拠点避難所に指定された方が安全ではないかと考えますが、中学校の拠点避難所の設置についての答弁を願いたいと思います。

3点目についてお伺いいたします。学校の防災計画では、震災時に避難所になれば対応できないと思います。行政と学校の連携が必要ですが、先ほど答弁ありましたけれども、もう一度今後の連携についてどのように考えていくのか、答弁を願いたいと思います。

4点目ですが、震災時の保護者と連絡・連携、再度詳しいことをお聞きしたいと思いますので答弁を願います。給食センターの仕様については、「言うた」「言わん」の話になってくるのです。「聞いた」「聞かん」の。あまり時間がないのですけれども、仕様変更は元に戻すと言ったのは監督職員ですよ。だから戻していただきたいと言ったら何が悪いのかなと思うのです。仕様変更も管理課もどンドンしてもいい。でそれを「聞いた」「聞かん」の話ですよ。どれが本当なのか私にはわからないわけですよ。ならば最初の設計があるように元の仕様に戻していただきたいという考えなのです。

次長と私がしゃべっていることは、たぶん数が合わないと思いますよ。私が詳しいことを聞いたら、たぶん答えられないと思います。本来ならば監督職員に聞きたいぐらい、時間がきましたので、よろしくお伺いいたします。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(村西作雄君)再質問で答弁が漏れていました。愛知川地域の保護者にエアコンが今まで設置できていなかったことを、どのように説明するのかということですが、ごさいましたけれども、今回補正をお願いしております270万円

の設計費が認められましたら、愛知川地域の各小学校と相談をして、どのように説明しているのかということについて相談をしていきたいと思っております。

続きまして、エアコン設置後の活用方法とか活用計画でございますけれども、新学習指導要領で授業数が増えているというような、増やさなければいけないというようなことにもなっておりますし、例えば、入学式を遅らせることと併せて、また夏休みを短縮をして、8月の20何日からでも2学期を迎えて、そして運動会とか体育祭とかそういう練習もございますので、そういった形で2学期の最初を多く取ると、そういったことも計画に入れさせてもらったことによって、8月にも授業が始められるのではないかなというようなことも考えております。

それと、仕様変更でございますけれども、監督員が元に戻すと言ったとか言わないとかというようなお話だったと思うのですが、確かにその仕様変更で一部、給水管のピットを銅管で予定をしていたのですが、それをHIVFでできないか、させてもらえないかというような協議が機械設備の請負業者からあがってきました。監理業者とも相談もさせていただいて、これについては当初のVA管銅管に塩ビがコーティングされているもの、当初どおりの仕様でしてくださいというようなことで指示をいたした経緯がございます。よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

○学校教育課長(国領順子君)ただいまの本田議員の学校防災計画について答弁をいたします。

1点目の学校の防災計画が各学校よく似ているという点でございますが、学校の防災計画は、消防法第8条の第1項に基づきまして作成をさせていただきました。火災・震災・その他の災害の予防および子どもの命の安全ならびに被害の防止を図ることを目的として計画をいたしております。同項に基づいて計画をしておりますので、内容はよく似ているかと思えます。

ただ、子どもの安全を、また施設の保安管理につきましても、それぞれの学校、当然対策は同じような形になっていくのではないかと思えますが、実際には、地域の特性であるとか児童数、校舎、それから避難経路であるとか、それぞれ異なりますので、具体的な避難訓練では全く違うことも多々ございます。ただ、今お話しいただきましたように、よく似ているという部分については、再度検討させていただきたいと思っております。

それから、2点目の拠点避難場所でございますが、愛荘町の防災計画に則りまして、拠点避難場所は、今、小学校に指定されてあるわけなのですが、災害によりましては、必ずしも小学校がふさわしいというものでもないと思えます。そういう点で、今後、町長部局とも検討させていただきたいと考えます。

それから、行政と学校の連携についてでございますが、先ほど申しましたが、東日本大震災、学校の防災計画であるとか町の防災計画をはるかに超えた震災が起こってまいりました。このようなことは、常にあるわけではございますが、本田議員が今おっしゃっていただきましたように、今の防災計画では十分対応できていませんので、今後、行政と学校と今以上の連携を図っていききたいと考えております。

最後、4点目でございますが、保護者の連携につきましても、まず、災害が起こっても、子どもたちは学校の一番安全なところへ避難をし待機しているのだということ、それが本町の最も安全な避難の形であるということ、これを保護者にしっかりと伝えていくこと、これが保護者との連携の一番重要な部分であると考え、今後も学校のそれぞれの者に伝え、説明していきたいと思っております。

以上4点を説明させていただきまして、答弁といたします。

○議長(辰己 保君)これで15番、本田秀樹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は、10時35分とします。

休憩午前10時20分

再開午前10時35分



○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇瀧すみ江君

○議長(辰己 保君)続いて8番、瀧すみ江君。

〔8番瀧すみ江君登壇〕

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まずはじめに、原発問題について質問します。これについては、6月議会にも取り上げましたが、「原子力発電に大きく依存してきたエネルギー計画を見直すことが重要」と訴えたところ、町長から「日本のエネルギー計画を早急に見直し、原発はつくり、古いものは廃炉にし、従来の火力・水力のほか太陽光や風力などの自然エネルギーに転換していくことが、子や孫に安全な大地を引き継ぐ条件だと思っている」という答弁をいただきました。

また、6月に国民平和大行進が愛荘町愛知川庁舎を訪れた際のあいさつの中で、町長は「原発は元を断つのが一番簡単。核というのは怖いと感じている」と述べ、「脱原発」の方向を強く訴えておられました。私も全く同じ意見です。

7月に日本共産党愛荘町委員会主催の「原発問題学習会」が開催され、30の方が参加されましたが、その学習会終了後、私は、「今、福島で避難している人たちがいつになったら戻れるのですか」と講師の先生に尋ねたところ、先生は「ずっと戻れません。何十年もかかります」と答えました。なによりも滋賀県の隣の福井県には15基の原子力発電所があり、ここで事故が起きれば大変な事態になります。今、「脱原発」のためにどんな行動ができるのかについて町長に見解を求めます。

また、町としての放射能予防対策も必要と考えます。放射線測定器の準備や安定要素剤の備蓄などの対策を求めますので、答弁をお願いします。

次に、「損害賠償請求行為請求事件」について質問します。これについても6月議会で取り上げましたが、判決が確定したにもかかわらず、2件3万円だけの支払いしかなかったため、町に損害を与えたとして、愛荘町は6月24日に大津地裁彦根支部に提訴しました。

司法による判決に従わない関係建設業者に対して、町としてペナルティを課すべきであると考えます。よって、竹秀建設株式会社・株式会社安田組・株式会社アスカ・滋賀技建株式会社・竹山建設株式会社の関係5業者に対し入札参加停止処分を行うことを求めますが、答弁をお願いします。

次に、宇史編さん事業に対する補助金について質問します。町は、「わがまち夢プラン事業」の中で、宇史を編さんする事業を行う自治会に対し、補助率2分の1、上限300万円の補助を行ってきましたが、この事業は、今年度で終了になるとのことです。

しかし、宇史の編さん作業を行っている最中の自治会がいくつかあるとのこともお聞きしていますし、今年は無理だが、来年は完成する自治会もあるのに、今年度で事業が終了すれば、同じように宇史を編さんしても、補助金をもらえるところともらえないところが出て、不公平な状況が生まれてしまいます。

宇史は、愛荘町の地域ごとの生業などを後世に伝える歴史資産となるもので、粘り強い支援が必要です。このことから、宇史編さんに対する補助金の継続を求めますが、答弁をお願いします。

次に、給食センターのアレルギー対応食について質問します。建設中の給食センターのアレルギー対応食の調理は直営で行われることになっていますが、これに関わって7点ほど質問しますが、答弁をお願いします。

1. 当初の対応アレルギーは、卵と牛乳の対応から始めると聞いているが、対象児童の予定数は何人か。
2. ご飯を含め、献立のすべてをアレルギー対応食として準備するのかどうか。

3. 月1回～2回は共通食を行うと説明しているが、その時のアレルギー対応食はどうなるのか。
4. 栄養士は、どのように関わるのか。
5. 対応アレルギーの拡大計画は、どのようにしているのか。
6. アレルギー対応食を行う目的と注意事項は何か。
7. 食物アレルギーを持っていても、アレルギー対応食を提供できない児童には、どのように対応するのか。

最後に、介護保険について3点ほど質問します。来年度は、介護保険事業の見直し年度であり、今年度は策定委員会が開催され、来年度からの介護保険事業や老人保健福祉計画について協議途中です。

教育民生常任委員会で聞いていることは、「介護保険料は、かなりの値上げとなる」ことです。若年者および一般高齢者アンケート調査結果を見ると、所得階層別で「負担が大きい」は第1～2段階、第3段階で高くなっています。つまり低所得者層の方々が、「現在の介護保険料でも負担が重いと感じている」という結果が出ています。

生活費は最低限度必要なので、限りなくゼロに近づけることはできないわけで、介護保険料が大幅値上げすれば生活できない人も出てくるのではないかと考えます。

以上のことから、来年度介護保険料が大幅値上げをしたとき、低所得者層の負担が重くなりすぎない対策を求めますが、答弁をお願いします。

介護保険料の引き上げを押さえるためには、介護予防に努めることが重要と行政も判断しています。そのためには、どのような施策が必要と考えているのかについて見解を求めますので、答弁をお願いします。

国会の方では、改定介護保険法が6月15日に成立しました。来年度からの介護保険法に大きな影響が出てくるわけです。町の介護保険事業に大きな影響を与える制度改定の1つに、市町村が介護予防・日常生活支援総合事業を創設することができることとなります。

総合事業を実施する市町村は、要支援者について、従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行させるのか、一人ひとりについて判断することとなります。問題は、総合事業が全国一律の基準に基づく介護保険サービスではなく、市町村が行う支援事業となり、サービスの内容も料金設定もすべて市町村任せになるということです。

このように、制度が変わる中で、自治体の要支援者に関わる事業の選択如何によって、来年度からの高齢者の介護内容に大きな変化が起こります。この制度改正における内容について、町としてどのような方針を持っているのかについて答弁をお願いしますして終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) 議会議員のご質問のうち、原発問題についてお答えをいたします。

まず、原発問題の「脱原発のためにどんな行動ができるのか」についてであります。私は世界を震撼せしめた今回の福島原発事故は、我々現代に生きる人々に重大な警告を発したものと考えております。私たちは、この事故によって大気・大地・海・生物などあらゆる環境を汚染せしめ、人々の生存基盤を根こそぎ台無しにしたこの教訓は、決して忘れることはできないし、二度と繰り返してはならないと思っております。「ノーモア福島」を誓って、子や孫に安心できる美しい故郷を次代に引き継いでいく重大な責任があります。

原発の技術は捨てがたいものがありますが、安全を考えた場合、まだまだあの技術は実用に耐え得ない未熟なものと思っております。安全な生活基盤、つまり命あってのものであり、利便性や効率・コストが最優先であるはずがないと考えております。

そこに原発が存する以上、安全は保障できないし、今後も絶対安全であると誰も言い切ることはできません。事実、事業者にあっても事故発生を想定しているからこそ、冷却方法や電源装置の強化を進めているのです。

私たち、地震・津波・台風・火山などの自然事象から逃れることはできませんが、人間がつくった原発不安は取り除くことができます。もしも日本列島の真ん中にある敦賀原発群が事故に見舞われたら、列島は分断され、大地にも水も汚染され、経済も破滅し、それこそ最期が訪れることになりかねません。

私は、原発依存から1日も早く脱却して、自然エネルギーや再生可能エネルギーに転換を図り、安心できる故郷を取り戻すことが先決だと思っております。そのためには、みんながあらゆる機会をとらえて、声を大きくし、国民の意思にしていかなければならないと思っております。

福島後、イタリア・スイスなどヨーロッパでは原発再開の是非を問う国民投票が実施されています。私は、先般、日本の科学者、ジャーナリストなど有識者が立ち上げた「みんなで決めよう原発国民投票」のグループに賛同人として参加しております。原発をどうするのか、この極めて重大な案件は、主権者たる国民の意思によって決めるべきもので、我が国でも国民投票を実現させようとする運動であり、その輪が今大きく広がってきております。

これらは個人的な活動ですが、これまで私が関わってきた公式の行動として時系列順に並べてみますと、3月・4月・5月・7月・8月と、毎月のように行動を起こしているところでありますが、まず、近畿2府4県町村長会議で、国へ安全対策やエネルギー政策の転換などの要請を決定して全国町村会に上申し、全国町村会は東北の町村ともども国や国会へ要請をし、私もそれに同行をいたしております。

また、県内では、6町町村会が11基を要する関西電力および敦賀に最も古い原発2基を要している日本原子力発電、もんじゅを有している日本原子力開発機構に、町村会は要請をいたしております。

また、最新では、知事・市長・町長で構成している自治創造会議の意思として、先般、少し足並みが崩れましたが、先のこの3社に対し、これまでの要請のほか、安全協定の締結、再稼働問題を含めて要請をしてきたところであります。

原発問題は、まだまだこれからだと認識をいたしてありまして、住民の皆さんの関心が高まることが重要と思っております。

次に、放射能予防器具の対策ですが、現在、愛知郡消防本部において簡易型防護服・防塵マスクフィルター・除染装置などの独自導入を検討しております。また、国におきましては、個人線量計・汚染線量計などが各消防本部隊に配置される予定となっております。

本町におきましては、国・県において検討中の防災計画・原子力対策編のマニュアルを参考に、必要な機器・器具を選定し導入を図るとともに、線量計の学校配置などについても検討したいと考えているところでございます。

○議長(辰己 保君)理事。

〔理事細江新市君登壇〕

○理事(細江新市君)それでは、瀧議員の2番目の入札参加停止の関係につきまして答弁をさせていただきます。平成17年度執行の旧愛知川町下水道工事の入札に伴う損害賠償請求行為請求事件の経緯については、既にご承知のとおり、地方自治法第242条の3第1項の規定により、5社および4者に対し、判決に従い連帯債務として平成23年4月25日に損害賠償金の請求を行いました。しかし、賠償金の請求総額に満たなかったということから、地方自治法第242条の3第2項の規定により、6月24日付けで大津地方裁判所彦根支部に損害賠償の支払いを求める訴訟の提起をしたところでございます。今後、個々の損害賠償金の負担額について協議をされると思っております。入札参加停止処分につきましては、愛荘町建設工事等入札参加停止基準に基づくこととなっております。既に刑事事件として確定をした4者につきましては、平成18年度にそれぞれ2年間の入札参加停止処分を行っております。しかし、入札参加停止基準に損害賠償請求事件に関わるこれらの事項については、該当する項目がございませんので、処分は考えておりません。

次に、3番の宇史編さん事業に対する補助金についてでございます。これに対します補助金につきましては、「わがまち夢プラン事業」の補助対象事業の1つとして位置づけをしております。

この「わがまち夢プラン事業」につきましては、各自治会で展開をされている住民の自主的・自発的なまちづくり活動の一層の定着と促進を図るため、自治会が地域のまちづくり計画を策定し、その計画に基づいて実施する事業の経費に対して補助するものでございます。補助率2分の1で6ヵ年の継続事業として平成18年度から実施をまいりました。

主には、各自治会の防犯灯・カーブミラー・ごみ集積所・掲示板・テント・パソコン・冷暖房機器などから、また、宇史編さん事業など幅広くご利用をいただいております。6ヵ年事業でありますので、平成23年度末をもって終了をするものでございます。

しかし、補助制度の見直しにつきましては、原案を作成の後、区長総代会の幹事会の意見を伺うこととしており、8月1日の幹事会の意見として、補助対象が幅広い事業であり、他にこのような補助事業がないということから、継続をという要望をいただきました。また、一部の議員および自治会長からも継続の要望を直接聞かせていただいております。

この夢プラン事業は6ヵ年事業でありますので、一旦この事業はここで終了とさせていただき、新たに名称を変え、来年度から26年度までの3ヵ年の補助事業として創設することとし、今後の全協および区長総代会で詳細説明することと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

〔住民福祉主監杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監(杉本幸雄君)瀧議員の最後のご質問、5点目ですが、介護保険についてのご質問3点についてお答えをいたします。

ご存知のように、我が国の介護保険制度につきましては、制度施行後10年が経過し、サービスの利用者数が施行当初の約3倍となるなど、高齢者の暮らしを支える制度として定着をいたしております。

一方で、急速な高齢化の進展に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身高齢者のみの世帯の増加への対応、介護人材の確保等が喫緊の課題となっております。

このような中で、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が求められております。

まず、1点目のご質問、「来年度介護保険料が大幅に値上げをしたときに、低所得者層への負担が重くなり過ぎない対策」についてでございますが、国のにおいては、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画期間中の全国平均基準額が、高齢化の進展や16万床の基盤緊急整備等の影響を受けて、保険料月額が5,000円を超えることが見込まれておりますことから、「都道府県に設置されている財政安定化基金の取り崩し」、「保険者が保有する介護給付費準備基金の取り崩し」とともに、「負担能力に応じたきめ細かい保険料段階設定の実施」が依頼されておまして、「第3段階については、細分化することを可能とする」方向で検討がなされているところでございます。

当町におきましても、負担能力に応じて保険料を賦課する観点から多段階設定の導入を、第5期事業計画策定委員会等のご意見をいただき、事業計画に位置づけたいと考えております。

次に、2点目の「介護予防にどのような施策が必要と考えているか」についてでございますが、本年2月から3月にかけて実施いたしました「日常生活圏域ニーズ調査」におきまして、生活機能評価チェックを実施し、運動機能の低下や閉じこもりなどの虚弱な高齢者の把握に努め、「運動機能低下防止」に「栄養」と「口腔」のプログラムを追加した「けんこう運動教室」を実施するとともに、うつ・閉じこもり・認知症の方への支援については、集落に出向いての教室を今年度から実施をいたします。

また、自発的に自治会単位などで介護予防の活動に取り組まれておられる団体への定期的な支援や、現状の取り組みをさらに広げていただくための支援を実施しております。住民一人ひとりが介護予防の重要性を認識し、住民を交えた介護予防の仕組みを築くことが重要であると考えております。

次に、3点目の「介護予防・日常生活支援総合事業の内容について、町としてどのような方針を持っているのか」につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村の判断によりまして、地域支援事業において多様なマンパワーや社会資源の活用を図りながら、要支援者、二次予防事業対象者に対しまして、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業でございます。

しかし、事業の基本事項が秋に提示をされるということでありまして、まだまだ具体的な内容が示されていないために、多様なマンパワーや社会資源の活用が不明確でありますとともに、実施方法についても確定がなされていないために、今後も情報収集に努めるとともに、第5期介護保険事業計画策定委員会のご意見などをいただき、基本的には事業実施の方向で進みたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

[学校教育課長国領順子君登壇]

○学校教育課長(国領順子君)ただいまの瀧議員の給食センターのアレルギー対応食について答弁いたします。

まず1点目、アレルギーが卵と牛乳の対象である子どもたちの予定数は、愛知川学区で18名、秦荘学区で3名います。そのうちアレルギーが卵は16名、牛乳は9名、両方は4名います。

2点目のご飯を含め献立すべてをアレルギー対応食として準備するのかという点ですが、卵・牛乳の料理については、対応食を実施したいと考えています。主食のご飯については、平成24年度からアレルギー対応食として始めたいと考えています。

3点目の月1回から2回の共通食についてですが、アレルギー対応食が多岐にわたっていますので、献立をつくる中で十分検討し、慎重に進めたいと考えております。

4点目の栄養士については、一般食の献立を作成し、さらにその献立の中からアレルギー対応食の献立を作成します。また、子ども・保護者・学校職員との連絡体制を整え、各対象者の保護者には対応内容を事前に通知し、承諾を得たうえで対応食を提供します。承諾を得た内容については担任にも通知し、当日も連絡票などで確認を得るようにします。また、給食センター内で毎日対応食の種類と食数、対象者の氏名の確認、調理や配食の指示と確認を行います。さらに、学校へ出向き、アレルギー対応食を食する子どもたちの様子を把握することも重要な仕事です。

5点目の対応アレルギーの拡大計画についてですが、あくまでスタート時点においては、卵や牛乳・乳製品を使用する対応食を提供するように考えております。アレルギーの数が多くなるほど手間も増え、安全度も欠落する恐れがあります。現時点での拡大計画はございませんが、調理過程や安全性など十分に調理が可能であるという判断がつき次第、対応数を増やしていく考えです。

6点目、アレルギー対応食を行う目的は、食物アレルギーを有する子どもたちに必要な配慮をしながら、安全安心な学校給食の提供に努め、子どもたちが心身ともに健康で安全で楽しい校園での生活を営めるようにすることを目的としています。

注意事項としては、調理過程や配食時などに十分注意し、間違いなく安全な給食を提供すること。学校においては、職員が食物アレルギーを有する子どもたちを正確に把握し、情報を共有し、校内の体制を整えること。さらに、子どもたちへの指導として、本人にはアレルギーを含む一般食と混同しないように食することや、アレルギーに触れないこと。さらに、学級の子どもたちにも十分理解させ、本人が精神的な負担を感じさせないように配慮することなど、多くの注意事項が必要です。

最後、7点目のアレルギー対応食を提供できない子どもたちへの対応ですが、対応食は人数の多いアレルギーから対応することから、対応できないものも出てくると思います。また、アレルギーを複数持つ子どもたちには、対応できるものと、できないものが生じてくると思います。いずれにしても、家庭との連絡を密にし、家からの除去食や代替食をお願いしなければならないものもあると考えます。保護者へのご理解とご協力をお願いしたいと思っております。以上7点をご説明させていただき、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。再質問を行います。まず質問の順番からさせていただきますけれども、まず、損害賠償請求行為請求事件についての再質問を行います。

ただいまの答弁では、建設工事と入札参加停止基準の方に当てはまる項目がないというふうな内容を言われたと思いますけれども、その根拠としてたくさんあげられているのですけれども、大きく言って、そのものではないけれども、意味としてそれにはまるのではないだろうかという、私も見させてもらっていましたけれども、そういうものもあると思います。

何よりも、その他の11というのがありますけれども、資格業者または資格業者の役員に重要な反社会的行為があり、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき、これには適合するのではないかと考えるわけですけれども、それについての答弁をお願いします。

次に、今7項目にわたって答弁をいただきましたが、アレルギー食のことについて再質問を行います。その中で、答弁をいただいた中の(2)のところ、ご飯を含めて献立すべてをアレルギー対応食として準備するのかどうかというところで、答弁のあとの方で、平成24年度からご飯はアレルギー対応食として実施するというのでいただきましたが、内容としてわかりにくい部分がありますので、具体的にその内容について答弁をお願いします。

それと、5番目の対応アレルギーの拡大計画まどのようになっているのかという質問に対して、卵と牛乳、人数の多いところから始めていきたいという、そういうご答弁だと想うのですけれども、今のところそれで、しっかりやれるようになってから拡大計画を考えたいということになってこようかと思えます。現時点は考えていないということですが、この進行段階において徐々に拡大されていくのか。確かに安全に調理できるということが、経験を踏まえて、それが確かになってきたら拡大していけるということととらえていけるのかどうかということ、答弁をお願いします。最後の7番のところ、お弁当持ちを頼まなければならない子どもさんもいるということで答弁されていましたが、私も個人的にはそういう方をたくさん存じております。卵と牛乳だけではなくて、いくつも食物アレルギーを持っていると、そういう方を何人も知っております。それで、やはりそういう方は給食センターができ、アレルギー対応調理室、このようなところができ、そのような情報を聞いて喜んでおられるわけですが、私たちのことを、子どものことを考えてやっていただいているのだ、対応食をしてもらえるのだということで大変喜んでおられると思うのですけれども、当初ちょっと無理ということで、私個人的にはそういう方にはそう言ってまいるのですけれども、やはりそういう方に十分な説明を、今は用意できないという説明責任を、保護者・子どもさんに果たしていけるように求めたいと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

また、食物アレルギーについては、今も答弁で言われましたけれども、関係機関全体で視察・研修・学習を積み重ねていかなければならない。つまり、アレルギーについて正しい認識と知識を全体で共有しなければ、アレルギーを持つ子どもたちの精神衛生上、健康上、ひいては命に関わる重大な問題を生むことにもなりかねません。本当に細心の注意が必要となってまいります。

またアレルギーによると、好き嫌いにとらえられたりとか、本当に簡単に考えられがち、本当に死に至るような、そんなことはないだろうとか、いろいろな認識があります。間違った認識もたくさんされていると思います。このようなことを持たないように、皆さんが共通で正しい認識をされるようにしていただきたいと思っております。関係機関の視察・研究・学

省を深めることは本当に大事だと思いますので、そのことを求めますので、答弁をお願いしたいと思います。  
また、平成21年6月議会で、私は食物アレルギーを持つ子どもへの対応マニュアルの整備を求めました。そのときも教育次長より、「アレルギー別の対応マニュアルを整備するように考えている」との答弁をいただいていますけれども、その後、整備状況が現在どのようになっているのか、答弁をお願いしたいと思います。

私は、アレルギー対応食に関わって、長野県松本市東部学校給食センター、また米原市東部学校給食センターへ視察に行きました。そこで共通していたのは、アレルギー対応食担当の調理師は精神的負担が大きいとおっしゃっていたことです。ですから司令塔である教育委員会の担当課の学校教育課長自らが現場に繰り返し足を運び、調理師さんの切実な声を聞いて適切な対応をし、調理師さんの負担軽減に努めていただくことを求めておきますが、答弁をお願いします。

また、私は、安心安全なアレルギー対応食をするためには、この視察に行った経験をもとにしてですが、栄養士が調理師と一緒に調理することが必要と再三訴えてきました。今この場でも栄養士が調理師と一緒にアレルギー対応食をつくることを最後求めておきますが、答弁をお願いします。

最後に、介護保険のことについて再質問をします。今の答弁をお聞きしましたところ、低所得者の介護保険料の負担軽減の対策とすると、国が示しているところで愛荘町の来年度からも、協議途中であるのですが、行政としては段階を多くしていく、3段階を分けていくことで負担軽減を図りたいと、そのように言われていたと思います。

アンケートということに関して、行政は、やはりこれを何のためにとるのかということです。これをとって、参考にして、今後に生かしていくというのがアンケートの意義であろうかと思いますが、やはり今の保険料、現在の保険料であっても、もう負担を感じている方が1段階から3段階まで今たくさんおられる。そういうことで、上がってきたら、本当にこれは生活を脅かすことにもなってきます。

まだいくらになるかもわかっていないのですけれども、今言われたように、国が示されているのは5,000円前後、基準額が5,000円前後になるということと言われています。まだ決まっていませんが、一応基準額が第4段階で月5,000円になったと仮定しておきたいと思います。そうすると、今の基準額3,400円について負担を感じている1・2・3階層の人数を、この間担当課から教えていただきましたので、それに応じて基準額5,000円になった場合の増加分を計算してみますが、そうすると1,098万2,400円となります。大幅値上げで、基準額5,000円になった場合でも、年間1,000万円程度の財源があれば低所得者層の負担を軽減することができます。介護保険準備基金の取り崩しや一般会計から取り入れを考えれば、できることだと思います。

生活困窮者を救うことは、社会福祉の基本となります。この第1・第2・第3段階の方には、介護保険料の増加分を補正して第4期の介護保険料からの値上げを抑えることを提案したいと思いますが、答弁をお願いしたいと思います。介護予防のことですが、介護予防には2点に分かれていて、介護保険を使わないで済む元気な高齢者を増やすというのが第1点。そして重度化を防ぎ軽度化に向かうように取り組むということになるかと思いますが、

介護保険を使わないで済む元気な高齢者を増やすための条件づくりとしては、やはりこれは福祉関係だけでできることではなく、教育委員会や総務関係などにも働きかけた役場全体の連携が必要になると考えています。すなわち、移動手手段の改善や、気軽にスポーツが楽しめる条件整備、また生きがい対策、そのようなことが必要になると思います。各関係課の連携を密にしていくことを求めますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

今、その場所で運動機能の低下を防ぐため「けんこう運動教室」というものを開催されているわけですが、私は介護保険の策定委員会をたびたび傍聴させていただいているので、細かい「けんこう運動教室」についての資料があります。ここに18年度のことを書かれています。生活機能評価を受診いただいた653名に教室参加のご案内を郵送した結果、40名の方が参加されましたと、こういう実績が書かれています。これは40名の方という枠でされたのか、それとも653名に郵送した結果、40名しかその参加の希望がなかったのかということについて答弁をお願いしたいと思います。

もうひとつは、今の「けんこう運動教室」などは、重度化を防ぎ軽度化に向かう取り組みとして行政が行っていくのだと思いますけれども、もう1点、このような取り組みについては、やはり今言っているように、658人に郵送した結果、40人の希望しかなかったとすれば、やはりもっと多くの人に参加されてこそ、介護保険料引き下げのため機能するのではないかと思います。そのためにも、介護予防の必要性を啓発すること。そして、参加したくなるプログラムの作成というものが必要になろうかと思いますが、これについて見解を求めておきたいと思います。

最後の質問では、介護予防日常生活支援総合事業を市町村が創設することができるということで、基本的には「していきたい」という答弁になると思います。でも、具体的なことはまだ提示がされていないので、まだということになると思いますが、やはり十分綿密な協議の結果、本当に効果が生まれるように、利用者の方の負担が多くならないようにしていただきたいと思います。

先ほども答弁の中でも言われていましたが、改正介護保険法は、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現をめざすということで提示されています。それは先ほども言われておりましたが、このことは何を指しているかという、やはり24時間在宅介護をどう進めていくかということ深く関わっていくと思います。

私、昨日も介護保険策定委員会がありまして傍聴させていただきました。その中でも同じようなことを言われていましたが、在宅で安心して介護のできる、在宅で安心して看取りができることが必要ということで、行政からそういう言葉が出ていました。

やはり24時間というのを目標においては、夜中でも看てもらえる医療体制の整備がいずれ必要になってきます。日々新聞にも、県内の市町村の取り組みも掲載されていますけれども、この第5期介護保険医療計画は特に第4期事業の綿密な評価と適切な見直し、また、新規事業の追加が必要になると考えます。

昨日の介護保険策定委員会も、本当にそういうことについて綿密にされていたとは思いますが、その結果がやはり我が町の計画策定を、使いやすい、必要な介護を受けられる、このような策定に活かしていくため、日々新聞でも介護保険についての記事も出ておりますけれども、この計画策定の段階に、ほかの市町村の取り組みをよく調べ学習し、我が町の計画策定に活かしていくことを提案したいと思いますが、答弁をお願いいたしまして、再質問を終わりたいと思います。

○議長(辰己 保君)理事。

○理事(細江新市君)それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

今質問にもございましたように、参加停止基準というものがございます。愛荘町の建設工事等入札参加停止基準につきましては、合併以前からも県の停止基準をそのまま準用しているというような状況でございます。

今の質問の中にもございましたように、この停止基準の一番最後の11番目でありまして、その他という項目に1つございます。これにつきましては、お話がございましたように、「重大な反社会的行為があり」というようなことで、これ不適当と認められる場合は2ヵ月の参加停止というような処分になるわけでございます。この反社会的行為、このとらまえ方、あるいは取り扱いについて、県あるいは識見者の意見をいただくというふうにご考慮しておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)介護保険の関係の再質問でございますが、まず保険料の関係で、第1段階から第3段階の被保険者に、保険料が高くないように、基金と一般会計によって補てんをせよというようなご質問であったと思いますが、介護保険制度は、保険料を所得に応じて原則6段階設定をすることで、所得の低い人への必要な配慮を行われた形で、基準額の0.5倍～1.5倍までの範囲内で現在保険料を定めているところでございます。そして、介護保険の費用につきましては、高齢者の保険料が原則20%、そして市町村の一般財源が12.5%というよ



うに、それぞれ負担割合が定められております。そのほか若い方からの支援分もございます。そういうように、高齢者の保険料は、高齢者にも助けあいに加わっていただくために支払っていただいているものでございます。そういう中で、この基準以上にさらに特別にその部分にだけ特別な、一般会計から、あるいは基金の現在額残っている部分、わずかではございますが、それを投入して一部だけに充てるということについては、これは公平性に欠けると思いますので、前回まで第4期の保険料を決めてきたときにも実施させていただきましたように、全体に充てる、そしてそこで算定をしたら、基準となる保険料にそれぞれの被保険者の世帯なり本人さんの収入に応じた、負担能力に応じた割合で保険料を掛けさせていただくというのが本来の公平な形であると思っております。

今回、先ほど申し上げましたように、第3段階について0.5～1.5の間で0.75倍というのが第3段階なのですが、基準額の0.75倍、これについて、一挙にそこまで低所得の方がひとまとめでいくということについては、この辺についてはもう少し間の段階を増やして、さらに細分化をするというようなことで考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、2点目以降、担当課長の方から申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)福祉課長。

○福祉課長(野々村たつ江君)それでは、2点目以降につきまして福祉課の方から答弁をさせていただきます。

まず、介護保険を使わない元気な高齢者を多くつくるというか、たくさんの方に元気な高齢者でいていただくためには、教育委員会それから総務課、役場全体が連携を持って考えていただきたいという質問だったというように思います。

これにつきましては、第5期計画の中で、高齢者保健福祉計画の部分になるのですがけれども、「生きがいや余暇を」という部門で、シルバー人材センター、あるいは生涯スポーツなどへの支援、それから世代間交流等々を計画の中に盛り込みまして、関係機関等の連携を強化しながら、いろいろな事業を行うことにより、その中で関わっていただくというようなことで、1人でも多くの方が今の状態を長く保っていただけるように計画をさせていただいているところでございます。

それから、「けんこう運動教室」のことにつきまして、平成18年度の状況をご質問をさせていただいたというふうに思います。653人というのは、生活機能調査をチェックさせていただきまして、その方々に通知をさせていただきまして、「けんこう運動教室」は定員が1回当たり20名、それからそれを2クールいたしまして、それぞれが24回実施をいたしましたわけでございます。ですので、定員枠でさせていただきましたので、参加希望が40名ではございませんでした。こちらの定員枠でさせていただきました。瀧議員がおっしゃったように、今後は1人も多くの方に参加いただけるような工夫をさせていただきたいというふうに考えます。

いずれにいたしましても、「けんこう運動教室」を実施しております施設と、あるいはそのプログラム等につきましても検討をする余地があるというふうに思いましたので、今後は考えていきたいというふうに思っております。

それから、在宅でも安心して看取りができるように24時間のサービス、そのほか医療の充実が必要ではないかというようなご質問だったと思います。それには使いやすい、必要な介護が受けられるように、他市町の状況も考えて十分に練ってまいりたいというようなことでございました。

本当に、策定委員会では、いろいろな情報を収集させていただきまして、委員さんそれぞれがいろいろなご意見をいただきまして、現在、他の市町の協議を踏まえつつ、国の動向も見つつ、進ませていただいております。第4期の進捗状況を踏まえ、課題も踏まえて、第5期計画に反映させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上で終わります。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

○学校教育課長(国領順子君)ただいまの瀧議員の給食センターのアレルギー対応食について答弁をいたします。まず、7占でございますが、そのうちの1占目でございます。ご飯をアレルギーの対応食でつくる占でございますが、

チャーハンであるとかピラフなど替わりご飯がございしますが、その中で卵を抜くとか、牛乳を抜くというような形でアレルギー対応食といまして、替わりご飯を来年度よりさせていただくことを検討させていただいております。2点目、拡大計画でございますが、先ほど申し上げましたように、子どもの命に関わる重要なことでございます。調理過程や安全性など十分に調理が可能であるという判断がつき次第、拡大をさせていただきたいと考えております。3点目でございます。保護者等に十分な説明責任をするということでございますが、これは当然のことでございます。対象の保護者皆さまが納得いくように十分にお話をさせていただき、説明させていただきたいと思っております。4点目でございます。関係機関等視察を十分していくという部分でございます。これも大変大切なことでございます。細心の注意を払いながら進めます。そのためにも十分な研修をさせていただき、進めていきたいと考えております。それから、5点目でございます。共通認識という点でございますが、先ほど瀧議員もおっしゃっていただきましたように、アレルギーは好き嫌いではなく疾患であり、自分にとって食べても大丈夫なものが、人にとって命に関わるものであるということを十分に共通認識をしながら、進めさせていただきたいと思っております。

それから、アレルギー対応の定義でございますが、これにつきましては、対応食としましては、昨年度12月の学校給食検討委員会より検討しております。本町の子どもの実態把握であるとか、アレルギーについての確認と対応について検討し、まず卵と牛乳の除去食から始めるということも決めさせていただいたわけでございますが、現在アレルギー食の検討部会を立ち上げまして、個別のアレルギー対応について検討したり、アレルギー食の料理について検討しております。

先ほど申しましたアレルギー対応の要綱についても、10月中を目途といたしまして検討をし、そのあと保護者の方にご説明をさせていただき、学校の方でも準備をしてというように考えております。

それから、7点目でございます。先ほど申し上げましたが、栄養士が調理過程に携わるかという点でございますが、先ほども申しましたように、十分な配慮が一つひとつの調理に必要でございます。対象者の氏名の確認であるとか、調理や配食の指示と確認等をさせていただく関係がございます。一緒に仕事をさせていただきたいと考えております。

以上、7点を答弁させていただいて終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。再々質問を行います。

今、学校教育課長より答弁がございましたが、教育課長に現場の声を聞いてほしいということも求めていますので、それについても答弁を願いたいと思います。

今、調理師と栄養士さんが一緒に調理をすると言っていたと思いますので、そこら辺をお願いいたします。

それと、介護保険についてですけれども、結局、第5期では反映できないとしても、やはり本当に24時間の介護体制をしようと、国の方針を執行しようと思うのならば、長いスパンにはなりますけれども、やはり町内のお医者さん・医療機関、そのような方の夜の体制とか、それが一番今整備が難しいところだと思います。長い時間かかると思いますけれども、介護と連携した24時間医療体制の整備のためにも、今から町内の医療機関の方にも働きかける、そういう目標を持っていただきたいというふうに私は考えましたので、本当に第5期のことではなくて、もっともっと長いスパンですけれども、今から動き出してもいいのではないかと、そのように考えますので、それについて答弁をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長(辰己 保君)健康子ども対策主監。

○健康子ども対策主監(小西文子君)瀧議員の町内医療機関の夜の体制の整備が難しいけれども、現時点からその準備を整えてはどうかというふうなご質問2点について、今の状況についてお答えをさせていただきたいと思っております。

非常に難しい課題のテーマをいただいたというところかと思っております。町内の各医療機関・開業医先生方の協力を得ながら、今後の町における医療の体制について、早い時点で検討をできる仕組みをつくってきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

○学校教育課長(国領順子君)ただいまの瀧議員の質問にお答えをさせていただきます。先ほど抜けていたということで、大変申し訳ございません。

学校に出向きながら、それぞれの声を十分聞くということ、当然のことでございますので、しっかりとそれぞれの学校に出向き、十分聞かせていただいたり、また給食センターにも出向きながら、それぞれの調理等々の話もしっかりと聞かせていただきたいと思っております。以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで8番、瀧すみ江君の一般質問を終わります。

◇西澤久仁雄君

○議長(辰己 保君)続いて10番、西澤久仁雄君。

〔10番西澤久仁雄君登壇〕

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

まず最初に、去る4月20日に第2回臨時会が開催され、「専決処分につき承認を求めることについて」2件提出されました。承認第2号「愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する理由」についてお伺いいたします。

説明によりますと、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産されたときの「出産育児一時金」の支給について、緊急の少子化対策として「35万円」に「4万円」を加算する措置を講ずるための政令が延長されると。これに伴い、平成23年4月1日以降に出生されたときの「出産育児一時金」については、引き続き「39万円」となることから、これに準じて条例の改正を行うものとありました。が延長ではなく、23年度以降恒久化されるのであるのに、なぜ延長されると説明されたのか、お聞きしたいと思います。

また、条例の要旨の第6条の関係を説明されましたが、(4)に経過措置として、施行日前に出生した被保険者にかかる国民健康保険条例第6条の規定により、出生一時金の額についてはなお従前の例によると説明されました。この簡単な「従前の例による」説明というのが、意味がわかりませんでした。

他の自治体では、産科医療補償制度可算制度の対象となる出生については、42万円を支給するものとありますが、愛荘町ではその説明がされなかった。条例の中では、「ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があるときは、規定で定めるところにより、これに39万円から3万円を上限して加算するものとする」とありますが、もう少し親切な理由説明がなければわかりにくいので、今後は親切・丁寧な趣旨説明をお願いしたいので、次の2つを質問いたします。

1点目は、なぜ延長されると説明されたのか、その理由がわかりませんので、答弁をお願いいたします。

次に、条例改正は、各課であると思われるので、担当される職員の再教育が必要と思われるので、その対応をお尋ねいたします。

次に、6月議会でも節電計画を質問いたしました。1点目は庁舎内での節電計画、2点目は街路灯・防犯灯をLED照明に切り替え、3点目は太陽光発電に関してでした。

答弁は環境対策課長がされ、「さらに節電を積極的に進めていきたい」、2点目の街路灯・防犯灯では、「順次計画的な切り替えが必要と考えますが、技術開発や導入実績などを研究しながら進めていきたい」との答弁でしたので、「さらに」というのは何パーセントの目標で、何を考えているのかと再質問いたしました。環境対策課長からの答弁ではなく総務主監の答弁で、「地球温暖化防止計画の中において、数値化を設定しないが、できる範囲内の中で取り

組みを進めていきたい」との答弁でありました。

8月15日と16日に節電計画の一環として取り組みをされましたが、結果、町民さんの反応はどうであったか。また、職員の苦勞はどうであったか。また、町民さんサービスの一環として窓口業務延長をされておられますが、そのことは町民さんに喜ばれていると思います。その反面、節電の一環としてノー残業デイを設ける考えがあるのか。他の自治体では取り組みをされておりますが、2点お伺いいたします。

節電の一環として取り組みをされましたが、町民さんの反応はどうであったか。また、町民さんの反応はどうであったか。また、職員さんの苦勞はいかがなものであったか、お尋ねします。2点目は、愛荘町もノー残業デイを設定する考えはあるのか、お伺いいたします。

次に、街路灯・防犯灯をLEDの切り換えについて、副町長が答弁された件についてお伺いいたします。社会資本計画から整備計画を作成する時点で、街路灯をLEDに替えられないかと質問いたしました。製造会社等々あたっていたが、街路灯に適用するLEDはつくっていないとの答弁をされました。

質問いたしましたのは、街路灯の整備、地元商店街との協議をして、中山道にふさわしい街路灯に改修をしてはどうかというお尋ねをいたしましたのに、答弁はLED球の取り替えが主な答弁でありました。器具を含めて質問いたしましたので、改めて答弁をお願いいたします。道路照明を、旧来型の水銀灯を全廃し、LEDに変更する計画をお尋ねいたします。

次に、東日本大震災から6ヵ月が過ぎようとしていますが、福井県の原発事故を想定した場合に、愛荘町として原子力災害対策を考えているのか。自治体によっては6月に補正予算を組まれています。町長にお伺いいたします。先ほど答弁で、広域組合では購入済みというような答弁がありましたけれども、私が質問したいのは、町として放射能測定器・個人用線量計・簡易防護服の購入計画があるかどうか、お尋ねいたします。

次に、宅地造成地の埋蔵文化財についてお伺いいたします。平成22年2月15日付けで教育長が、埋蔵文化財の発掘調査は不要と判断されたと通知を出されています。その後、造成され、今年家を建築されようとしたとき、基礎の構造が違うので埋蔵文化財の調査をしなければならないと教育委員会が指導されたそうですが、事前に基礎工事の工法等を聞き、説明をしたのか。造成前に、その指導ができなかったのか。また、その試掘された調査場所は適当であったのか。また、その経費はいくらか、お尋ねいたします。

1. 造成前に説明をしていなかったのか、2. 造成前に調査ができなかったのか、また、その調査場所は適当であったのか、3. 経費はいくらかをお尋ねして質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)西澤議員のご質問のうち、職員の再教育についてと原子力災害対策についてお答えをさせていただきます。

まず、職員の再教育についてでございますけれども、条例改正は、それぞれ所管の課で起案をいたしますが、一般的に改正は、国・県から送られてくる根拠法令や条例準則に従って原案を作成しております。担当者は条例全体の内容を把握し、改正の理由や文言について正しい理解をしたうえで、法規の一定技術に基づいて改正しなければなりません。さらに、条例改正だけでなく、関係規則、要綱等も同時に改正する事例もございまして、制度を熟知しておかなければなりません。

例規関係の研修につきましては、職員研修の一環として現在も市町村職員研修センターで毎年実施されておりますので、総務課の担当職員だけでなく、計画的に各職場の職員も参加するよういたしているところであります。

今後、制度を担当する各課職員にありましては、制度の精神や背景をよく理解したうえで、改正の経緯を正しく把握

して原案を作成すれば、説明や一般住民へのわかりやすい正しい周知ができることを徹底していきたいと考えております。

次に、放射線対応機器の整備についてでございますが、先の瀧議員にお答えいたしましたとおりでございますけれども、防護服・マスク・除線装置それから線量計などを、消防本部と連携をとりながら整備してまいりたいと思っております。

併せて、モニタリングポスト、つまり放射線を定期的に監視する装置でございますけれども、このモニタリングポストによる放射線監視体制の強化、防護体制の整備を推進するための財源措置を、国や県に対して要望をしているところでもございます。町といたしましては、これら必要な資機材について早急に整備してまいりたいと考えております。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

〔住民福祉主監杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監(杉本幸雄君)承認第2号「愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の改正理由についてでございますが、「出産育児一時金」の支給額につきましては、緊急の少子化対策として「35万円」に「4万円」を加算する措置が、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の暫定措置として講じられてきた制度でございます。期限後の平成23年度4月1日からも引き続き同額措置が行われることになりましたので、説明理由として「延長される」と表現をしたものでございます。

また、条例の付則で、経過措置として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの期限付きで規定されていた規定を削除し、条例本文の「35万円」を「39万円」に改正することによりまして、結果的には恒久化されることと理解をし、上記の表現をいたしておりましたが、少しわかりにくい説明となりましたことを反省をいたしております。

条例改正につきましては、専門的な知識が必要で、大変複雑なことから、今後は1町の担当課だけで考えているのではなく、近隣市町との連携も図りながら、再確認をしながら、議員ご指摘のとおり、わかりやすく、丁寧な理由・趣旨説明ができるように確認のうえにも確認に心がけていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)副町長。

〔副町長宇野一雄君登壇〕

○副町長(宇野一雄君)先の6月議会定例会における西澤議員の一般質問「電力不足による節電計画と新エネルギーに対する補助について」の中で、「街路灯・防犯灯等を発光ダイオード照明に切り換えを考えているのか」との再々質問で、「社会資本総合整備計画」の中で考えております中山道の街路灯整備につきまして、質問意図に答えていないといった議員のご指摘から、改めて「道路照明を旧来型の水銀灯を全廃し、LEDに変更する計画」についてのご質問をいただきましたので、6月議会定例会での一般質問のご質問も踏まえ、ご答弁を申し上げます。

ご案内のとおり、中山道につきましては、かつて宿場町として栄えてまいりました。その街道沿いの町筋は、近代においてその姿を大きく変えております。しかしながら、近年、中山道を歩いて訪れる方々が多く見受けられます。これらの方々を通過の観光客ではなく、町に経済効果をもたらす名所として、名実ともに誇れる中山道に再生することが重要と考えております。

このようなことから、中山道を愛荘町の象徴の1つとしてイメージアップを図るため、地元商店街が県の補助金を受け整備されております街路灯を、地元商店街と協議のうえ再整備を考えているものでございます。当然、整備するうえにおいては、中山道にふさわしい街路灯に整備すべきと考えておりますし、併せて、消費電力の少ない街路灯を考えていくこととしております。

既存の街路灯に電球だけを発光タイオードいわゆるLEDに交換することは、6月議会でもご答弁申し上げましたとおり、コストの問題で難しく、一方、LEDを使用した街路灯も商品化されており、品質的には長寿命でガラスを使用していないといったことから割れる心配がなく、また、紫外線が少ないため飛来する虫が少なくなり、器具の掃除の手間が省けるなど、安全・安心な街路灯と言われており、今後整備検討の材料の1つにしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、中山道における街路灯の整備につきましては、社会資本総合整備交付金の都市再生整備計画事業を活用いたしまして、中山道にふさわしい街路灯に整備できるよう、沿道周辺にお住まいの方々や地元商店街・商工会等のご意見を伺い、ご理解を得て進めてまいることといたしております。

○議長(辰己 保君)理事。

〔理事細江新市君登壇〕

○理事(細江新市君)それでは、ご質問のノー残業デイにつきましてお答えをさせていただきます。

職員の時間外勤務については、職員の健康および福祉に与える影響等を考慮するとともに、民間企業においては、労使協定で定める超過労働の限度につき一定の基準が定められております。このことを踏まえ、公務における超過勤務の適正な運用およびその縮減と併せて職員の心身の健康の維持を図ることを目的として、「時間外勤務の縮減に関する指針」を定め、定例課長会において周知をしているところでございます。

ノー残業デイにつきましては、超過勤務の縮減のための環境整備として、水曜日と定めているところでございます。しかし、所属部署においては、時期的な事務量の増大や夜の会議などにより厳守できていない状況にあるのも現実でありまして、十分な徹底が図られていない状況でございます。節電対策の一環としても再度強く徹底を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)総務主監。

〔総務主監福田俊男君登壇〕

○総務主監(福田俊男君)1点目の節電の取り組み状況についてでございますが、地球温暖化防止対策の一環として、省エネルギーの推進を図るため、本年もクール・ビズ「夏のエコスタイル」を実施いたしておりますが、東日本大震災による電力不足が想定をされ、節電が求められたところであります。

また、滋賀県をはじめ県内の市町につきましては、お盆にあたる当該期間に夏季集中休暇を取得している状況であります。

本町におきましても、職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき、夏季における盆等の諸行事や心身の健康の維持・増進ならびに家庭生活の充実など、年次休暇の取得促進を図るとともに、節電・省エネルギーに向けた取り組みの一環として、8月15日・16日に夏季休暇の集中取得を実施したところであります。

期間中の行政対応につきましては、町広報紙や防災行政無線放送等により周知を行うとともに、行政サービスが低下することのないよう、所属ごとに必要最小限度の職員が勤務し、冷房を停止して平常どおりの業務を行ったところですが、苦情やトラブルなどもなく、住民の皆さまのご理解、ご協力をいただいたものと感謝いたしております。

また、両庁舎における職員体制や実施状況につきましては、対象職員133名に対して、15日は33人の26.7%、16日は38人で30.1%に当たる職員が勤務するとともに、来庁者の方も平日と比べて少数であったほか、窓口や執務中における混乱もなく、全体として行政事務の停滞をきたすことのない範囲で業務遂行の維持に努めることができたと考えております。

○議長(辰己 保君)教育長。

〔教育長藤野智誠君登壇〕

○教育長(藤野智誠君)西澤議員の質問のうち、宅地造成地の埋蔵文化財の取り扱いについてお答えをいたします。

埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地、すなわち周知の遺跡における土木工事等、特に個人住宅造成等小規模な開発につきましては、地下深く掘削しない場合、つまり地下の遺構に影響を及ぼさない場合には、立会調査あるいは慎重工事をお願いし、地下遺構の破壊が予想される場合には、試掘調査あるいは本調査を実施することで対応してまいりました。

今回の事例におきましても、開発行為者からの平成22年2月4日付けでの文化財保護法第93条第1項の規定に基づく届出では、「表土を20cm程度切土したうえで、盛土および住宅建設」となっておりましたので、地下の遺構に影響が及ばないものと判断し、慎重工事をお願いしたものでございます。

しかしながら、その後、同じ物件で改めて平成23年7月19日付けで届出がなされた折りに、工事内容に変更があり、地盤の柱状改良が加わっておりましたので、地下に遺構が存在する場合には影響が出るものと判断し、試掘調査の実施をお願いしたものです。試掘調査は、8月11日に実施しております。

試掘調査の場所は、約2m×2mの試掘調査トレンチを当該地の西端付近に設定いたしました。住宅建築が予定されている東側付近に設定するのが本来ですが、これは施主からの強い要望ならびに境界地が長野遺跡でも南の端近くであり、遺構の有無が明確でないことにより、遺跡の広がりを確認することを主な目的としたところになります。なお、試掘トレンチにおいて遺構が確認された場合、あるいは明確な遺構の確認には至らなくとも、有機物の混入等により遺跡の広がりの可能性が出てきた場合には、住宅建築予定地まで調査トレンチを拡張することが予定されていたものであります。

この試掘調査による経費は、重機使用料の4万3,365円で、国・県補助事業である町内遺跡発掘調査事業において支出をいたしました。

なお、盛土等造成前に試掘調査を実施することにつきましては、地盤を緩めることとなりますが、掘削が簡便であるなどメリットもありますので、今後、事前協議の場等において土木工事の詳細を聞き取る中で、さらに十分な説明を行うなど留意をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長(辰己 保君)ここで暫時休憩とします。再開は、1時からです。なお、西澤久仁雄君の再質問は、昼からとします。

休憩午後12時06分

再開午後1時00分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を始めます。10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。再質問を行います。

一番はじめの質問をさせていただきました条例改正についてですけれども、親切丁寧な説明がなかったとまいえ、今から考えてみますと、付則の第5というところが削除ということになっているのに、私らも気づかなかった点は反省するべきだと思います。

それで、やはり自分としてももっと勉強した方がよかったなという反省点があるけれども、担当職員さんはきちっと議員にわかるように説明をお願いしておきたいと、そのことを徹底的にやはり全職員さんにも言えると思っておりますので、その点を強く望みますし、また対応策をもう一遍お聞きしたいと思っております。

それから次は、副町長が今答弁をいただきました。6月のことから答弁ということでございましたが、あのとき副町長が答弁されました折にちなんで質問したのは、副町長が答弁されました「実は街路灯をLEDに変えられないか





○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、西澤議員の再質問にお答えをいたします。

私どもが業者に調べたときは、社会資本整備総合計画の概要計画をつくるときに、現実には業者に当たっております。そのときに、中山道は今現在水銀灯が付いております。水銀灯をLEDに替えられるかどうかということで聞いておまして、ワット数とか、あるいはある程度大きくしようというのですか、明るくしようとすれば、ちょっと言葉はわかりませんが、コンデンサー的なものも替えていかなければならないという中で、コスト的に相当かかるというようなことを承っております。

ですから、今、議員が新聞記事でおっしゃっていただきましたけれども、ある程度の個数は固まっていますので、一定の個数以上だったらクリアできるという話もあったように記憶しているのですけれども、現時点においては、先ほども答弁で申し上げましたとおり、LEDそのものの街路灯はもう商品化されておりますので、むしろ球を替えるよりそっちの方で、意匠に合ったような街路灯に替えていく方が、むしろコスト的には安くできるのではないかというように思っておりますので、決して調べずして簡単に答弁したというものではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(福田俊男君)では、私の方から2点のご質問にお答えしたいと思います。

まず、節電の関係につきましては、いわゆる省エネ節電の一環として取り組みをさせていただいたところでございまして、併せて、夏季休暇の集中休暇の取得ということで展開をさせていただきました。今年状況を見させていただいた中で、事前に集中をさせていただいて、来年度につきましても節電対策にかかわる、ただいま申し上げた集中休暇取得という形で考えていきたいと思っております。

もう1点につきましては、1点目にご質問いただきました職員の研修の関係でございますが、例規改正等につきましては、それぞれの原課から例規の改正案をいただきまして、例規担当の方で審査をいたしておりますが、当然、起案をする段階から全職員にもそういう職員研修等での研修も持っていただいておりますが、さらに研修の徹底を図ってきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(辰己 保君)文化政策課長。

〔文化政策課長 林定信君登壇〕

○文化政策課長(林定信君)西澤久仁雄議員の文化財の調査の再質問についてお答えさせていただきます。

まず調査トレンチ、調査場所の位置の問題でございますけれども、先ほど教育長も述べましたように、この当該地の場所が長野遺跡でも南の端に近いところにございましたので、遺跡の広がりはまだ明確でないということで、とりあえず、この地区まで遺跡が広がったかどうかを確認するために、住宅建設地の場所を外してトレンチの場所を設定したものでございます。

実際、住宅が建設される場所から外してということにつきましては、先ほど答弁ございましたように、施主さんの方から、地盤が緩いから、できたらそういうことをお願いしたいということでしたので、その意向を汲んだものでございます。

もう1点、試掘調査で遺跡が確認された場合の対応でございますけれども、当然、試掘ですから、試掘調査で遺跡が確認された場合は本調査に移行するものでございます。試掘調査だけで終わるものではございません。もし、そのときに誤解を招くような発言がありましたら申し訳ございませんけれども、あくまでも試掘調査は遺跡があるかどうかの調査でございますので、遺跡が確認されれば本調査に移行するものでございます。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄、再々質問をいたします。

今纒々ご答弁いただきました中で、副町長と課長に再々質問します。先ほども言いましたように、副町長、何も調べないでというけれども、この時点で「つくっていないということでございます」という答弁をいただいたから、こういうふうにおっしゃるのだったら、なぜこのときに、つくっていないということですか」という答弁をされたのかということをお聞きいたします。

これは6月28日の日経新聞に載っておりましたので、一般質問をしたのが6月8日だったと思います。そうしたら昨年からは和歌山県がもう取り組んでいるという報道がありましたので、おかしいのではないかという話になったのです。その点でもう一遍お聞きしたい。

そして、試掘調査の件、今いろいろ、長野遺跡の南の端か何かにある。これは長野遺跡と書いています。けれども、先ほども言いましたように、この西側を調査したというのを訂正してもらわないと、見たら、ここは東側ですよ。こちらが北ですよ。先ほど言いましたように、ここは外周道路の方だと。施主さんがしてくれと言われなかったらしなかったのか。施主さんが言われるとおり、本来の目的がしっかりしていないから、こういうことになるのと違いますか。ここだったらここを掘るのは、それはかわいそうですよ。ここだったら10mほど開いていますから、その間が。ここだったら構わない、そんなに緩むところはない。外周道路の予定地になっているところ。それで空けたのだから。今はこの家の名目になっているか知らないけれども、もし3号線が外周道路になったら、ここに来る。ここをなぜしなかったかということをおっしゃっているのです。ごまかしの言ったんですよ。もう一度答弁願います。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは再々質問にお答えをいたします。

私がつくっていないと申し上げましたのは、もともと中山道のあの街路灯を替えるか替えないかというのは想定外でございます。社会資本総合整備計画が採用されそうだという中で、実は中山道の街路灯を調査させていただきました。そのときに、同じ替えるのだったらLEDにした方がいいなということで、それを調査したわけなのですけれども、現実にそれに合うLEDはなかったということです。

和歌山県なりネクスコがやっているということは、ある程度個数がまとまればつくることは可能だということは、その時点で聞いております。そのときの個数というのは相当なる個数でございます。今、中山道にありまじく街路灯に合うものをしようとするれば、ある程度がお金がかかる。それを一からつくるといふふうには我々は理解しておりますので、既製品でそこに出回っているというものが、いわゆるネクスコとか、あるいは和歌山県でつくられたものが即そこに使えるかどうかというのは、どうかなというように思いますので、先ほども言っていますように、同じ替えるのであれば、やはり省エネにしたいと思いますので、我々としては、器具そのものを一遍検討材料にしていきたいということでございますので、以上です。

○議長(辰己 保君)文化政策課長。

○文化政策課長(林定信君)再々質問にお答えいたします。

まず、東西が逆になっていましたことにつきましては、答弁につきましては、お詫びして訂正をしたいと思います。ただ、調査地区につきましては、先ほど申し上げましたように、本来なら遺跡の中心にあるならば、住宅建設が予定されているところを当然調査地として設定するわけでございますけれども、遺跡の密度が大きくないということで、施主さんとの話し合いの中で当該地を設定させていただきました。

外周道路については把握しておらなかったわけですが、ここで先ほど教育長の答弁がございましたように、遺構の確認に至らなくても、有機物等の混入等で遺跡の広がりが出てきた場合には、当然、住宅建設地までも調査をすることになっておりましたので、場所につきましては、施主さんのご要望に沿ってという形で設定させていただいたものでございます。

○議長(辰己 保君)これで西澤久仁雄君の一般質問は終わります。

◇城貝増夫君

○議長(辰己 保君)続いて5番、城貝増夫君。

〔5番城貝増夫君登壇〕

○5番(城貝増夫君)5番、城貝増夫です。4点につきまして一般質問を行います。

1点目は、合併特例債についてであります。愛荘町は彦根を向いているのか東近江を向いているのかと、町民の方によく聞かれます。それはさておき、私たちの郷土であります愛知郡は、郡役所華やかやし頃より変遷を重ね、昭和の合併を経て、長らく4町で歩んできました。

平成の合併では、この4町が合併かと思われましたが、愛知郡は2つに分かれ、半分は別の道を歩み、残る2町で愛荘町が誕生しました。私は、愛荘町となったことで新たな出会いがあり、視野も広がって大変よかったと思っておりますが、4町が合併すればもっとよかったと思っているところであります。過去のことを言っても詮方無きことではあります。将来のことも見据えて、町長はこの辺の経過をどのように見ておられるか、差し支えなくばお伺いをします。さて、合併特例債の発行状況についてであります。本町の財政状況は、借金返済の負担割合を示す実質公債費比率が23年度当初で17.9%と、年々1%ずつ上昇しており、また財政の弾力性を示す経常収支比率は21年度決算で92.4%と、税収の減などにより財政状況は硬直化しつつあります。町債の残高は減っているが、貯金である基金の残高も減っています。

先日の22年度決算書では、これらに改善の傾向が見られ、基金の残高も増加に転じており、ひとまず安心しているところでございますが、決して裕福な財政事情とは言えません。

こうした状況のもと、町民各位が合併に伴う新規事業を期待されている中、合併特例債は元金償還金の7割を後年度に交付税算入される特典があり、有効に活用すべきであります。借金に違いはなく、慎重さも求められるところであります。本町における合併特例債、基金の造成も含みますが、これの発行限度額、今日までの充当額、また今後の執行見込額についてをお尋ねをします。

次に、コミュニティバス蚊野線の廃止の見直しについて町長にお伺いします。7月5日の全員協議会の席上、町側より、路線バス蚊野線は今秋にも廃止の可能性があるとの発言がありました。湖東圏域公共交通活性化協議会での提起だそうではありますが、地域の貴重な「生活の足」を廃止してしまうなどという重要な事柄を、なぜ湖東圏域の場で簡単に決定されるのか。蚊野線は、1台のバスで彦根の稲枝循環線と共用運行しており、彦根市側のお家事情が背景にあるものと思われませんが、広域行政化によるサービスの低下がまさに表われてきました。

蚊野線は、物の本によれば、大正の末期に稲枝駅－蚊野間を定期バスとして開業し、角能線もほぼ同時期であります。以来90年近く地域住民の貴重な足として利用され、今日もなお慣れ親しまれております。

廃止の要因は、現今の利用客の少なさと補助金の削減でありましょうが、愛のリタクシーの予約制に不便を感じる人が多く、お年寄りには買い物や病院通いにままたまならない人も多し中、簡単に廃止にしてしまうことは問題が多い。

稲枝駅の改築整備計画では、ロータリー式の立派なバス乗降場が計画され、一方、蚊野線のルート上にある湖東三山スマートインターの入り口部では、町の周辺整備構想でコミュニティビジネスが計画されておりますが、客寄せが課題となりそうで、その意味では、路線バスの通過は集客に強い味方となり得るのではないのでしょうか。

昨今は、地方だけでなく都市部においても生活の足を確保することが切実な課題となっており、全国でも年間80万所前後の地域でコミュニティバスの新たな運行が始まっている中、今回のバス路線廃止は社会の流れに逆行した施策と言わざるを得ません。今、仮に廃止ともなれば、今後、蚊野線の復活はほぼ無理と考えられます。年間400万円の補助金は、月の飛び出る額ではありません。今秋から廃止という唐突なものではなく、協議会にも当町の事情を伝え

て、今少し慎重に対処すべきと考えますが、見解を伺います。

また、蚊野線については、彦根市は応分の負担をしていますが、当町には直接関係のないことではありますが、豊郷駅にバス停留所を持つ豊郷町の負担はどうなっているのかをお尋ねします。

もう1点ございます。先日の全協のあった日に住民の方から、「9月いっぱいまでバスを廃止するとの張り紙が貼ってある。困った」との通報がありました。既に決定済みのごとき、住民を無視するようなやり方はいかがなものか。廃止を決定する一番の理由は何だったのか。再考の余地はないのか。また、ほかにも市町で、いわゆる福祉施策的なコミュニティバスの運行は考えているのか伺います。以上です。

3点目は、愛のリタクシーの料金についてであります。政策調整主監に伺います。本町の愛のリタクシーは、湖東圏域と連携して、平成22年9月の実証運行開始より間もなく1年となります。

このタクシー料金についてであります。今月号の町の広報紙には、料金の値下げが載っていますが、現行では、愛荘町をA・B・Cの3つのブロックに分け、A-C間は1,000円とし、ほかは一律500円とされているところであります。A-C間とは、愛荘町国土利用計画でいう山地地域とJR稲枝駅との区間のことであります。この1,000円改め800円という額は、路線バスの蚊野線「金剛輪寺-JR稲枝間」の460円、また角能線の「湖東記念病院-JR能登川駅間」の610円に比べて、なお高額の感があり、また、同じ稲枝駅へ行くのに、Bブロックに所在する隣のわずかしか離れていない集落とは倍の差がついているという不合理さがあります。

愛荘町民として同じ町内に住み、同じように義務を果たしている中、距離によって差をつけるなど、真に交通弱者に目を向けた施策か甚だ疑問であります。町内を分割することは、同じ目的地へ行くのには、遠くても近くても一律の料金にすべきと考えます。

また、乗車1回500円の100円値下げは、利用者にとってはありがたい話であります。隣接市町では500円でコミュニティバス1日乗り放題とか、コミュニティバス乗車「65歳以上が無料」などの施策をとっているところがあり、手放しには喜べません。

10月1日からの料金改定は、回数券の発行も盛り込まれ、見るべきものがあると思っておりましたが、蚊野線廃止に伴う申し合わせ措置ととれます。いずれにしろ弱者救済の草の根町政が肝要であり、生活支援の交通手段としての観点から、A-C間料金の1,000円の撤廃をぜひともお願いいたし、答弁をお願いいたします。

最後に、町における区長の役割について町長にお伺いします。町内には数十の自治会組織がありますが、自治会は、そこに住む住民にとって日々安心して暮らしていくための拠り所であり、また、町行政にとっては、地域住民との基本的関係を確立し、安定的な関係を保つ意味において大変重要な組織でもあります。

そこで、自治会の代表である区長の役割についてであります。町では毎年、区長・総代会を開催して町政運営に種々の協力を求めているところであり、役場各課からも必要に応じて業務依頼がなされているところでもあります。一方、地元での区長の職責の1つとして、年々高齢化が進む中、介護老人・一人住まい老人・身体障がい者など、何か問題が生じた場合に住民同士の助け合いが不可欠であり、また災害が発生した場合などに備えて、普段から区民の情報を正確に把握しておく必要があります。ただ、今日の核家族化などに伴い、十分に把握しきれていない面があると思われます。

本町では、区長・総代に委嘱状を交付し、町規則により非常勤の嘱託として町行政に協力せよと、その職務を定めていますが、一方で、区長といえども昨今は個人情報保護の観点から、役場から個人情報を得ることは困難な状況にあります。

ギブ・アンド・テイクという言葉ありますが、町嘱託という面も考慮し、守秘義務ありの住基台帳の閲覧規制を設けて、公共性・公共益が高いと認められる場合には、民生委員なども含め必要最小限度の情報、氏名・生年月日・性別・住所などでありますが、これらを提供することができないかお尋ねをします。

以上で質問を終わります。答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)城貝議員のご質問のうち、まず合併についての所感でございますが、人間社会が一定単位の運命共同体としてコミュニティを形成し、生活の基盤を共有した方が効率的で、個人でできないことも可能となる知恵を発見してきました。国家の概念ができる前から集落ができ、今日の基礎自治体なるものが必然的に発生してきたものであり、そして、その単位は時代の進展とともに、住民ニーズの変遷に応えられる行政の単位として、技術革新や行動領域の拡大と相まって大きくなってきたと理解をいたしております。

寺子屋の時代の集落から村へ、昭和の合併は新制中学校単位で進められました。その後のモータリーゼーションが進展した平成の合併は、住民ニーズの拡大に応えられる効率が追求されてきました。

特に平成の合併は、効率的な行政体を強く要求する経済界の声にも押され、財政に困窮する国が県を抱き込み、交付税減額の兵糧攻めとアメを準備し、強力に合併を迫ってきたのでありますが、最終的には、地域の住民が自らの意思で決めるものとされてきました。

愛知県にあっては紆余曲折、激論の末、愛荘町と東近江市に形を変えました。合併の嵐が吹く中で、あえて合併をしない勇氣ある選択をした自治体もたくさんあります。犬上郡3町のように、合併を模索しながらも単独となった町村もありますが、今となっては、独自政策も実行しながら町運営に自信をそれぞれつけてこられたように見受けられるところであります。

それぞれが選んだまちの形ではありますが、当時からの選択もその良し悪しは後世に結果が出ると言われていました。愛荘町は、住民の皆さんが合併してよかったと感じてもらえるまちづくりが私たちに課せられた責務だと思っております。

そのためにも、物心ともに一体的なまちになることが最も大事な要素でありまして、6年目となった愛荘町は、合併特例債を有効に活用し、ハードな面では相当充実いたしました。正直、意識や心の面ではまだまだ道半ばといった感があります。特に、旧町意識、今はまだ合併を決めてきた議会の中ですら旧町意識を表面に出して議論が進められているようなことでありますから、まだまだその辺で一体的なまちができているとは私も感じておりません。

次に、愛荘町の将来についてご心配いただく町民の皆さんは多いと思います。2つの市の間で愛荘町はどちらを向いているのか、これまでよく言われたフレーズであります。

私は、どちらも向いているが、一方どちらも向いていない、愛荘町だけを向いております。むしろ、地の利を活かして広域施策の選択肢が複数あると思っておりますし、町村合併促進法も終了し、当分合併論議はありませんが、新しい行政課題には、互いにそれぞれの行政主体を尊重しながら、広域行政として取り組むことが進んでいくべきと考えているところであります。

合併特例債の発効状況についてであります。新町まちづくり計画に記載された事業に対して、国庫補助等を対象事業費から差し引いた額の95%を借り入れることができ、元利償還金の70%を後年度基準財政需要額に算入できる財政的に有利な制度として、愛荘町においては、18年度から実施しているところであります。本起債におきまして、人口等による国の算定方式により対象事業額の上限が決められました。愛荘町は億単位で申しますと66億円と定められており、このうち95%にあたる63億円が借入上限となっております。

借入実績につきましては、平成18年から22年度まで5か年における本対象事業費は18事業で18億円、借入額は13億円となっております。平成23年度におきましても、多目的グラウンド新設事業、給食センター建設事業など6事業に充当する予定であります。

また、この年度以降に実施する、後年度に活用できる基金を造成するため、毎年1億円の国庫特例債の借入

また、24年度以降に予定している、15年度に活用できる基金を追加するに際し、母体の総門住居を合併特別債の取  
終期限平成27年度まで借り入れる予定をいたしております。最終的に、特例債借入総額は35億円程度と見込んで  
いるところであります。

次に、蚊野線の廃止についてお答えいたします。私も小学校の子どもの頃、この蚊野線のバスを毎日見ておりました。  
当時は木炭バスで土煙を上げながら、未舗装の道路を走って行った。車が少ない中で唯一このバスが車という  
ような道でございました。大変そういう点でも思い入れ深いバスでございます。

今日、私自身も非常に寂しい気持ちでいるわけですが、地域の路線バス事業はもう危機的状況にな  
ってきました。その要因については、自動車が普及してきたところでありまして、地域の交通手段を劇的に変えてしま  
ったと。

この蚊野線の経緯につきましては、平成12年9月に当初、近江鉄道は収益が見込めないということで撤退をしまし  
た。その後、廃止路線の代替として、平成12年10月からは沿線の市町が共同で維持することになり、湖国バスが  
運行をしてきました。平成19年10月からは、彦根観光バスに運行が変わっております。

しかしながら、利用者は減少するばかりで、将来の方向性を検討することになり、平成21年2月から住民主体で構  
成する愛荘町地域交通サービス検討委員会を設置し、効率的で持続可能な地域交通サービスの実現をめざすこと  
になった次第であります。延べ8回にわたり検討をいただき、愛荘町の地域交通サービスの方向性について、22年  
3月に報告をいただきました。

また、このことと相まって、21年10月からの湖東定住自立圏の中で協議会を立ち上げ、圏域全体の公共交通のネ  
ットワーク化を図ることとなりました。この協議会は、道路運送法に基づく法定協議会と位置づけられており、「湖東  
圏域公共交通活性化協議会」という名称で、1市4町で21年11月に設置し、湖東圏域における乗合バスなど地域  
公共交通の維持や改廃の方策について、協議・調整を行うこととなりました。

この協議会の委員構成は、1市4町の住民または利用者、バス・タクシーの事業者、関係団体、学識経験者、運輸  
局、県、市町で構成をされました。

協議会の住民アンケートでは、圏域の8割の人は自動車利用であり、路線バスの運賃をどれだけ下げても、また便  
数を増やしても、利用者の増加につながらないとされたところであります。

一方で、バス事業は、車輛の維持費や人件費などの経常経費が多くを占め、経営努力だけで経費削減を図ることが  
困難であり、バスを持続的に運行することは困難とされました。

平成22年度、蚊野線の利用実績では、平均乗車密度、路線1kmあたりが0.6人と、湖国圏域では最も低い利用状況  
にあります。また、5月に行われました蚊野線の利用実態調査では、ここ4年間、圏域の利用者は全くない状況とな  
っております。

これらの状況を受け、去る7月6日に開催されました湖東圏域公共交通活性化協議会で蚊野線の廃止が決定され  
たということであります。その席上では、蚊野線の廃止に対し、愛荘町地元住民代表委員から生活者への配慮など  
慎重な意見を述べられたようですが、利用の低さがあまりにも顕著で、年間400万円の補助金、これは元は税金  
であります。これが生きて使われているかという点では、廃止やむなしと決定されたものであります。

また、この法定協議会の決定が運輸局に申請され、10月1日から蚊野線が廃止することとなってしまったわけであ  
ります。また、この10月の廃止になりました理由は、地域交通に対する国の補助制度が10月1日を基準日とされて  
いることから、やむを得なかったというように聞いております。

このような急な実施となりましたこと、誠に申し訳なく思っております。バス路線沿線の利用者の皆さんに早急に周知  
させていただきますが、沿線の住民の方々のご理解とご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。住  
民の皆さんへの周知徹底が遅れましたことに対しまして、重ねて誠に申し訳ありませんでした。

また、蚊野線の豊郷町の費用負担であります。平成12年10月以降、町福祉バスの運行開始を理由に豊郷町は

共同運行から外れており、豊郷町の負担はないと聞いております。

次に、町の区長さんの役割についての個人情報の提供についてであります。この住民情報の提供問題は、従来から区長会や民生委員の方からもたびたび要望を受けておりました。私自身も住民の安否確認、災害救助などの福祉目的上、何とかならないのかと、かねがね思っている課題でございます。

担当課では、住民のプライバシーの保護および差別的事象の未然防止などから、平成18年に住民基本台帳法の一部改正により閲覧制度が廃止され、個人情報保護に十分留意した制度として再構築されたことを理由に、要望に応えられないということでありました。

さらに、個人情報につきましては、住民基本台帳法をはじめとする法令および当町の取扱要綱に基づき判断いたしており、自治会へ情報提供することができないということでございますが、私は以前、国におきまして、この取り扱いについて、一部緩和措置を検討する旨の情報があったことを記憶いたしておりました。今後、当局の見解なりを把握していきたいと思っておりますし、よい方法がないか研究してまいりたいと考えております。

区長・総代さまにおかれましては、地域住民の福祉増進や地域の発展をめざして自治会運営にご尽力をいただいておりますこと、改めて敬意と感謝を申し上げまして、終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)理事。

〔理事細江新市君登壇〕

○理事(細江新市君)それでは、愛のリタクシーの監理につきまして答弁をさせていただきます。

愛のリタクシーの2段階運賃の格差につきましては、同様のご意見を住民の方からも頂戴いたしております。湖東圏域公共交通活性化協議会の幹事会におきましても報告をさせていただいているところでございます。

この料金設定に至りました経緯につきましては、愛荘町の運行エリアが広く、路線が非常に長い。ため、距離に伴う500円・1,000円・1,500円の3段階の従量制運賃が検討をされてきました。

しかし、1,500円という料金が公共交通としては高額な印象があり、また、1年先に実施をいたしました彦根市内の実証路線では、高額区間の利用が低迷したうえ、区分が多いことでタクシー乗務員が混乱をいたしました。1,500円のエリア設定を廃止し、2段階の運賃に統一をされたところでございます。

これに伴いまして、愛荘町内では、料金の境界をどこに設けるかを議論され、当初は500円の設定区間が現行の区分より狭かったというところですが、少なくとも町内の移動は料金を統一したいとの思いから500円のエリアを広げ、現在の区分になったところでございます。

一方で、1,000円の料金が撤廃できない理由につきましては、「愛のリタクシーあいしょう」の運行エリアの最も長い区間を利用される場合、タクシー料金は本来4,000円以上かかり、これを町が負担することから、収支が悪化し、事業継続ができなくなる懸念がございます。

この事業は、利用者の意見を取り入れた改善が欠かせないことから、この案についても圏域を協議の場にも上げたいと考えておりますけれども、「愛のリタクシー金剛輪寺線」は、一部豊郷町の停留所も含んでおります。料金一元化は広域的に影響をすることがあり、決定には慎重さが求められているというところでございます。

現状では、豊郷町を除き1市3町で、この2段階の運賃体系になってございます。

今のところ、サービスの周知を念頭に置いておりますので、今後、一定の利用データを揃えてからの対応になるかというふうに思っております。どうかご理解いただきますようお願いをいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)5番、城貝増夫です。再質問を行います。

まず、合併特例債についてであります。貴重な財源ですので、有効的に活用されますよう、よろしくお願いをいたし

ます。

担当部署であります総務主監に伺います。参考までにお聞きしますが、旧町時代の財政状況はよくわかりませんが、合併に伴います合併算定替えや、あるいは合併補正についても交付税の特例措置は受けているのかどうか、お尋ねをします。

次に、蚊野線についてであります。町長にお伺いします。減便にするならまだしも、廃止には納得がいきません。この1台のバスで共用運行しているのに、蚊野線は廃止、増えていない循環線はそのまま残すとは、ちょっとおかしいのではないですか。蚊野線の22年度の補助金は、愛荘町・彦根市でそれぞれいくらであったか教えていただけますか。23年度分でもけっこうです。大した額でもないのに彦根市に主導権を取られていては、かないません。彦根市のエリアは、三津町とか肥田町であり、いわば通過上のバス停であります。また、稲枝にも豊郷にも近く、タクシー料金も入れていて影響は少ないと考えられますが、愛荘のエリアはそうはいきません。彦根とは条件が違います。

その背景には、愛のリタクシーがあるではないかということもあると思いますが、愛のリタクシーの利用客は、データによりますと金剛輪寺線は1日平均1.9人、この1日2人という数字は、蚊野線の乗客数と比べれば全く比較にならない少ない人数であります。愛荘町の西部線では1日平均2.6人、他町のデータでも甲良線1.6人、多賀線1.1人と非常に少なく、デマンドタクシーはいまひとつ他町でも人気がありません。人間の本能として、他人に束縛されることなく気の向いたときに行動したいということがありまして、いちいち電話で予約するのが面倒という思いがあるからだと思います。

また、当町の地域交通検討委員会では、公共交通と福祉施策とは切り離して対策すべきものとされています。いずれも交通弱者を対象とするものであり、政策調整サイドと福祉サイドとが連携して、同時進行で交通手段を立案するのではないのですか。片方では廃止、片方では何の準備もないのでは、住民はたまったものではありません。

豊郷についてであります。豊郷のある地区では、老人クラブを中心に路線バスの復活を町へ要望されていることを聞いています。本当に廃止になれば、豊郷町民も困るのではないのでしょうか。

こういう交通弱者の事情も踏まえて論議するのが湖東圏域ではないのですか。損得勘定ばかりしていて、弱者を切り捨てるようでは定住自立圏もお先真っ暗であります。

ところで、東出のバス停で下りられ、自転車に乗り換えて、安孫子のラポールはたししょうまで通勤されている方がいます。バスが廃止になったら、この方はどんな思いをされるか。ほかにも、蚊野線を必要とする方がいらっしゃいます。この方々のやるせない気持ちは、いったい誰が解決するのですか。愛荘町の交通施策は場当たりの言いたい。彦根市に追随するのではなく、愛荘町の立場をもっと主張して、ぜひとも協議会にかけ合っていて、今までどおりのバスの運行となりますよう再考をお願いいたします。

次に、愛のリタクシーの料金について伺います。ポスターが表示されてあります料金表は、A・B・Cのリーグ戦のような組み合わせ表で、縦横の関係をじっと考える必要があり、実に味わい深い表であります。料金は2種類だけなのだから、1回500円、A-Cも1,000円と簡単に表示されれば、わかりやすいと思いますが、いかがでしょうか。

下世話な話ですが、遠いからといって税金はまけてはもらえません。しかし、こちらは遠いからといって余計に払わなければならないません。判然としない話であります。

一例を申し上げますが、稲枝の隣の百々町と東近江市の湖東記念病院間は、改正後400円、距離がほとんど変わらない秦荘の岩倉と稲枝間は800円、どうも釈然としないではありませんか。

交通運賃は、100円・200円の細かい世界であります。A-C間の料金を廃止し、町内の料金はすべて一律となるように、もう一度検討していただきますよう再度お願いをいたします。

最後に、区長の個人情報についてであります。この議場には区長経験者の方も多くおられ、そのうち村西町長さんもお子のお1人でありますので事情はよくおわかりのことと思いますので、これ以上の質問は、しません。所管の住民福祉



主監にお尋ねします。

県内では、区長の住基台帳の閲覧を、限定的ではありますが、認めている市や町が複数あります。ご存知ですか。在所の中では区長が町の小使い、農組長は農協の小使いと揶揄されます。区長が小使いにならないよう区長の権限をもっと重視していただき、先進の市や町に照会するなどして、どういふ方法があるかよく研究されて対処していただきますようお願いをしておきます。以上で再質問を終わります。答弁をお願いいたします。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)私の方からは、蚊野線の問題が主であっておりますけれども、私自身も大変寂しい思いでいっぱいでありまして、この湖東定住自立圏の協議会の中の法定協議会で位置づけられた活性化協議会で決められてきた、私も法的根拠までは調べていませんが、そういう権限のあるところでこれを決めたということのようでございまして、それに先立って、町長の意見を聞かれたということも1回もありませんでした。そういう意味では大変、私どもが意見を申し上げる機会もないままに決められてしまったという点については、ちょっと忸怩(じくじ)たる思いもございまして。

かと言って、こういう利用者のないところについては、時代の流れといえども致し方ないのかなと思っておりますが、それに代わる方策としてデマンドタクシーができてきたということもございまして、車に、自家用車に頼っているというこの社会はこれからも変わりそうにもありませんし、あのようなタクシー利用をしていただく方法しかないのかなというようにも思っています。

また、もう1つ彦根の負担金の話を質問されましたが、ちょっと今把握できておりませんので、所管の方にこれは調査をさせます。

また、交通弱者のお買い物とか、そういう弱者に対する足的手段として支援措置が、国の方であった記憶があるのですが、ちょっと今制度的にしっかりした覚えはないのですけれども、そういう方策は福祉施策としてとっているはずでございますので、もう一度そういった点についてもさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長(辰己 保君)理事。

○理事(細江新市君)蚊野線の路線バス、それと愛のリタクシーにつきまして、少しばかり答弁をさせていただきたいと思っております。

今、町長から答弁させていただきましたように、これは運送法によります法定協議会というところの位置づけをされて、1市4町のそれぞれの代表の住民の方、それから事業者、警察、県、それから行政関係も1人ずつというようなことで出席をさせていただいております。

先般、そういうような中で議案として提出をされました。町の住民代表の方が2人だけでございます。他の市町も2人ずつというようなことでございます。その地元の2人の方からも意見が出されたところであります。

しかしながら、今までその議論なされた中で、やはり数字に基づいたところを重視されたというようなところで、やむなきというような、本当に残念なところでありますけれども、結果的にそういうふうになったところでございます。

私もあと意見を言わせていただいて、こういう時代でありますので、やはり愛のリタクシーの方を重点的にしていくような時代かなというふうに思っております。そういう中で、愛のリタクシーの運行体系等、そちらの方をもっと充実させていただきたいというようなことで要望をさせていただいたところでございます。

それから、運賃の関係でありますけれども、これにつきましては、バス事業者の方から、どれだけの収益があって、どれだけの経費、その差額がいくら、その差額に対して町が補助するというような、赤字補填という形になってございます。資料的には事業者の方から金額が提示されてくるわけでございますけれども、ちょっと手元にはございませぬし、今日は担当者が出張いたしておりますのでわかりませぬけれども、また報告をさせていただきたいなというふうに思っています。

それと、愛のリタクシーでございますけれども、これは前も申し上げましたように、今年度実証運行ということになってございます。そういう中で、この公共交通の協議会の幹事会というところがございまして、そこに皆さん方のご意見を報告させていただき、いろいろと検討をしていただくようお願いをさせていただこうというように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(福田俊男君)合併算定替えにつきましてご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

合併算定替えにつきましては、合併後におきましても合併がなかったものとして仮定をいたしまして、旧両町の普通交付税の額を保障するというふうな観点から算定替えの算出方式をされておまして、方法につきましては、今申し上げました旧両町の合併算定替えという方式と、それといわゆる新町での一本算定しておりますが、愛荘町1つでの算定をさせていただいて、有利な方を交付税として配分されておりますので、回答にさせていただきたいと思っております。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)先ほど、県内では区長の住民基本台帳いわゆる住基の閲覧が可能な市町があるが、承知しているかというようなお話でございました。

これにつきましては、根拠となる部分が、住民基本台帳法の閲覧について平成18年11月1日に法律改正が施行をされました。それまでは閲覧の制限がなかったというか、「なにこどもでも請求できる」という規定があったものが、この段階から制限が加えられるようになったということで、現在の状況に至っているところでございまして、ただ、現状の私どもの特に福祉関係で、要援護者が急を要する場合等に民生委員さんからご相談もあつたりするわけですが、そういうときには、行政の担当者の方が情報を調べて、その必要な情報をお伝えしていくということで、閲覧していくのと同じような扱いをさせていただいております。

この改正に伴って、「閲覧ができる」という規定も実はございまして、これにつきましては申入書というのが必要でございまして、ただし、これにつきましては、申し入れをできるのが自治会長さんのみでございまして、これは目的をきちっと書いていただきまして、それ以外には使えないということの、そういう管理方法等もあらかじめ、誰がそれを閲覧するのかというような、きつとした体制を書面でいただくという中で、審査をさせていただいて閲覧をしていただくことができるというものでございます。

特に例示されているような中身としては、やはり緊急を要する要援護者の関係のようなものがあっております。やはり、個人情報保護の裏腹の関係にありますので、十分その辺に配慮しながら、要請されている部分の対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)5番、城貝増夫です。再々質問を行わせていただきます。

先ほどの総務主監の答弁は、合併算定前と合併後での制度の仕組みを解説していただいたのであって、特例の措置は受けているのかとお聞きいたしますので、その辺のお答えをお願いします。

最後に、再々質問ですが、一言述べさせていただきます。この蚊野線についてであります。廃止にするか廃止しないかは、我々議員には決定権がなく、これひとえに村西町長の判断にかかっているところであります。「虎は死して皮を留め」と言いますが、先祖が目加田出身の目賀田種太郎男爵は、稲枝駅の開設に尽力されたが、村西俊雄元町長は路線バス潰しに追随なされた、後世の人から後ろ指を指されることがなきよう、今からでも遅くはありません。虚心坦懐村西町長の理解ある再考を促すものであります。

以上で一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(福田俊男君)再々質問にお答えしたいと思います。

先ほどの合併算定替えの仕組みも申し上げましたが、これ自体そのものが特例法でございますので、特例措置ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長(辰己 保君)これで城貝増夫君の一般質問を終わります。

◇竹中秀夫君

○議長(辰己 保君)続いて13番、竹中秀夫君。

〔13番竹中秀夫君登壇〕

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中秀夫。9月議会に際し、一般質問を行います。

つくし保育園は、昭和57年に開園され、既に29年が経過しており、平成11年・同16年・同18年・22年度にかけて小規模修繕が行われております。

ご承知のとおり、つくし保育園の定員は60名であるが、平成23年8月1日現在の園児数は、私の調査によれば、0歳児が3名、1歳児が11名をはじめ5歳児までが74名を、職員(臨時職員も含む)18名で保育を行っております。平成16年度に一部増築が行われましたが、開園時の計画と比較しても園児・職員が大幅に増え、狭隘・老朽化は解消されておられません。

つくし保育園に対し保護者からは、園舎の狭隘・老朽化もさることながら、運動場が非常に狭く、のびのびとした保育が受けられず、運動場の拡張も強く求められている。

さらに、職員が大幅に増えたことから、駐車場の確保も地元川原の住民のご理解のもと公民館の駐車場の一部を借りている状態である。朝の登園時あるいは夕刻の退園時に、保護者の送迎の車と一般車の通行で混雑して非常に危険で、いつ事故が発生しても不思議ではないという現状であります。

7月7日(木)の新聞の報道によりますと、政府は新たな子育て支援策「子ども・子育て新システム」に関する中間報告をまとめ、このシステムについては、既に町長も十分ご承知と思うが、改めて紹介すると、幼稚園が担う教育と保育所の役割である保育を併せて提供する幼保一体化施設「総合施設」の創設が柱である。政府は、来年度の通常国会への関連法案の提出と13年度の施行をめざしている。

一方、西部地域の大勢の方々からは、災害時の防災拠点の1つとして活用できる避難施設等の建設を強く要望されております。

将来の日本や世界を担うべき子どもたちの教育の基本は、幼保教育が原点といっても過言ではないと私は常々考えております。昔から「三つ子の魂百まで」というお教えがあります。

以上のようなことを踏まえ、政府が目指す幼保一体化施設と今申し上げた西部地域の要望等を見据えた、つくし保育園の大規模改修等をどのように考えておられるのか、町長の考えをお聞きして答弁をいただきたいと思っております。一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)竹中議員の「つくし保育園の大規模改修について」のご質問にお答えをいたします。

町内には、たねやの企業内保育園を含めて7園の保育園がありますが、つくし保育園は唯一の町立保育園であります。この保育園は児童福祉施設として設置認可を受け、昭和57年3月に竣工以来29年が経過いたしました。

その後、平成11年度から22年度の間、冷暖房施設、クロスや照明の内部改修、屋根、園舎の増築、庇、フェンスの外部の改修などを行い、環境整備に努めてまいりましたが、運動場や駐車場の狭隘なこと、園児や保護者の

皆さんには大変ご不便をおかけしているところでございます。

つくし保育園の入園者数につきましては、平成23年度8月現在において60名定員のところを74名であり、開園当時と比較しますと大幅に増えている状態であります。

一方、町内の他の法人立保育所にありましては、入園者数の増加や老朽化に対応するため、それぞれ定員増を図りながら、秦川愛児園・ゆたか保育園・八木荘保育園など次々と改築が進められているところであります。

こうした中、つくし保育園の現状を考えると、園児の増加、それに伴う運動場・駐車場の狭さ、施設の老朽化に対応するため用地の拡大を含めた施設の再整備が必要であると認識をいたしております。

一方で、先般、国は昨今の雇用形態の変化、家庭や地域での子育て力の低下など、子育てをめぐる社会環境が厳しい現実の中で、親にとって子の成長が大きな喜びとなり、子育てに生きがいを感じられる社会を実現するため、「子ども・子育て新システム」を構築するべく、その中間とりまとめを発表したところであります。

私も一読いたしました。その内容は、幼保一体化を視野に置いた総合施設「こども園」を軸にしたハード・ソフト両面にわたって相当議論を尽くされた制度設計であります。これによりますと、市町村にあっては、給付や需要量などの方策を盛り込んだ「市町村新システム事業計画」を策定しなければならないこととなっております。

つくし保育園の整備に際しては、国が示した「新システム」の幼保一体化を視野においた「こども園」構想を見据えて、国の交付金制度を有効に活用し、今後の国の動向を注視しながら、新しい時代に即応したモデル的な総合施設をめざしたいと考えております。

また、つくし保育園は、防災計画の中で災害時要援護施設に位置づけられておりまして、保育所の機能を持ちながら防災の拠点施設の役割も担っておりますので、施設の整備にあたっては、こうした面にも十分考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中秀夫です。今ほどは、町長の答弁によりますと、29年が経過しているというか、開園されてから29年ということで、長い期間の間に、先ほどの質問でも申し上げましたように、一部改修ならびに増築といえましょうか、その点は今日まで何回かやっていただいております。ということは、もちろん保育園の保護者ならびに皆さんもご承知だろうと、こういうふうに思っているところでございます。

先ほど申し上げましたように、政府は来年度に向けて、一体化の保育といえましょうか、この制度をやっていくというような基本理念を打ち出したわけでございます。

こういった中で、建て替えといえますと、まず用地の問題が一番ネックではなからうかなと、こういうふうに私は思っております。そういったところで、地元の川原の皆さん方のもちろんご理解のもとで、あの付近に買えば幸いですけれども、そういうところは、今日までの町長のキャリア、また、いつも尻が軽いと言われる町長でございますので、十分な地元との交渉ならびにつくし保育園の1日も早い建て替えですね、これを望んでいる、これからを担っていく子どもさんに対しても非常に大事ではなからうかなと、こういうふうに思っております。

そういったところで、町長は今後の計画として、いつの年にまず計画を立てておられるのか、その計画をまずお聞きしたいと思っております。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)まずはですね、建て替えをしていく方針には変わりはないですし、町としては、やはり今あるところを起点に拡大していくのが一番現実的であろうかなというふうに思っているところでして、そういう意味では隣接の用地のご協力をいただくことが大事で、今後、まだ地元の区長さんなりに相談に行っておりませんが、まずは地元の皆さん方のご理解を得る努力をしていくことが大事なのかなと。そういう動きはもう早速にでも始めたいなというふうに思っているところですが、具体的な計画になりますと、ちょうど新システムの変り目になりましたので、来年度、少なくとも市町村で新計画を立てると言っておりますから、それをまずやっていこう、併せて用地の方も準備していくと

ということを始めたいと思っているのですが、この新システムに乗らないと国の交付金制度に乗らないということになってきますので、そういったものを十分見据えて、町の計画をやっていく。町の計画ができてしまうまでに用地の問題はやっぱり、用地の大きさの問題はありますけれども、そういう基本的な皆さんのご理解を得るということをやっていきたいと思っていますところでは。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。今ほどの町長の答弁の中にも、これから先、明るい見通しの答弁でなかったかなと、このように私は思うわけでございます。

そういった中で、来年度は新システムをまずやはり立てていかなくは、今後の取り組みにかかれぬというような、国との関係もございませぬけれども、そういった中で防災の拠点でもありますので、こういうところを踏まえた中で、特に地元の方々からも、これからの行く末の子どもさんのことでもありますので、十分のご理解は私にいただけるものかなと、これは私の考えを述べさせていただいておりますけれども、そこのところも行政がまた一体化になっていただいて、もちろん地元の方のご協力がなければ何も進まないというのは現況ではなからうかなと、こういうように思っております。

そういう中で、保護者の方々からも1日も早い明るい、町長の考え方を望んでおると言うのも先日お会いした何人かの保護者のお言葉でもございました。

そういった中で、保育園の先生方にもお会いさせていただきました。十分なことをしてあげられず、狭くてもこの幸せな子どもさんを見る中で、いつも私たちは一生懸命がんばらせてもらっております。特に、夕方は遅くは7時ごろまで子どもさんを預らせてもらっているというようなことも聞かせてもらいました。そういった中で、こういうことを鑑みながら、一体になった中で今日まで秦荘の方、私は同じ愛荘町でありますので、どの保育園が、どの幼稚園がというえこいきは考えておりませぬ。ただし、これからの大事なつくし保育園という園を忘れずして、一体化になりまして、町長自ら先頭を切っていただきたい、そのように質問をいたしまして、町長の再度の決意のある答弁をいただきたいと思っております。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)いろいろな教育施設の整備につきまして、合併後、特例債を活用しながら、ほま先が見えてきたのかなと、整ってきた段階で、給食センターも来年になれば稼働できると、次なる施策の大きな柱として、このつくし保育園の整備を真剣に取り組んでいきたいと思っていますところでございます。

○議長(辰己 保君)これで、13番、竹中秀夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は35分とします。

休憩午後2時26分

再開午後2時35分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇嶋中まさ子君

○議長(辰己 保君)続いて2番、嶋中まさ子君。

〔2番嶋中まさ子君登壇〕

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子。9月議会一般質問をさせていただきます。

1つ目は、定住自立圏構想につきまして1点お伺いいたします。まず、これまでの具体的な動きについてお尋ねいた

します。

昨年3月に彦根市を中心市として、周辺4町が参加しての「定住自立圏域共生ビジョン(案)」が提案されました。平成22年度から26年度にかけて、医療・福祉・教育・産業振興・環境・ごみ処理・消防および救急搬送・ネットワークの強化にかかる政策などなど、私たちの暮らしに関わるさまざまな分野での具体的取り組み課題についてのビジョンが提示されました。

一市町では取り組み困難な課題でも、広域のスケールメリットを追求していけば可能な政策も多々あり、今後の地域住民の暮らしの向上に向けて最大限有効性を発揮できていければと期待は膨らみますが、1つ目の質問として、共生ビジョン懇談会が発足して1年半が経過し、今、各分野における進捗状況や具体的な成果について理解しておりませんので、できればお聞かせいただきたいと思ひます。

そして、次に、今後の計画と課題についての質問ですけれども、まだ緒についたばかりのこの時期に、東日本大震災や福島原発事故などの影響が大きく国および地方の政治や経済活動に及んできております。そういった中において、この定住自立圏構想につきましても、国からの交付金などの支援助に何らかの影響があるのではないかと危惧しておりますが、今後、計画どおり進めていくことができるのかどうか、各分野についての課題や今後の見通しについて不安を感じております。予定どおり計画推進をしていくことになっているのか、そのことについて答弁をお願いいたします。

2番目の課題ですけれども、原発対応と新エネルギー政策推進についてお尋ねいたします。先ほどの瀧議員が質問された内容と少し重なって恐縮ですけれども、福島第一原発事故は、その後も予期せぬところまで被害は広がり続け、最悪の事態に陥ってしまったかのように思われます。

滋賀県の嘉田由紀子知事は、当時、海江田万里経済産業相による原発の「安全宣言」をめぐり、全国最多の原発が立地する福井県と隣接する滋賀県の知事として、定例記者会見で、政府が原発の老朽化の影響を検証していないことに加え、浜岡原発以外は安全だと言われても、福井県の若狭の人が信じられないのと同じで、知事も「信じられない」と発言し、近畿1,400万人に供給する琵琶湖の水を守る立場から、「できるだけ早くハイリスクな原発をやめてほしい」と、原発の廃止を改めて主張しておられます。

そして、元官房長官の武村正義氏が講演で語った言葉を引用し、代替エネルギーの活用で「原発に頼らず、卒業しよう」と、「卒原発」を訴えておられますが、このことに関して、改めて町長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

そして、「他の代替エネルギーについての取り組みの具体化は」ということで質問させていただきます。今後できるだけ原発に依存しなくても済むように、再生可能エネルギー政策として、愛荘町としてだけでなく、先に質問した広域の定住自立圏構想の中で、何らかの具体的な動きにつながっていくよう積極的に提言をしていくお考えはあるのでしょうか、お尋ねしたいと思ひます。

次に、太陽光発電の補助金を受けた住民は、1年間の結果報告を提出することになっていますが、その提出状況を教えていただきたいと思ひます。また、個人の家屋に設置する太陽光発電については、まだ新分野の域を脱していない状況で、そこで、今後の太陽光発電設置への情報提供として、また、参考資料として一定のまとめを行って、愛荘町での太陽光発電の実態を公表していただければ、皆さんの参考になるのではと思ひます。それを同じく定住自立圏構想の中でも今後の皆さんの参考となるよう、同様に実態の把握と実績の公表ができるよう取り組んでいただければありがたいと思ひますが、これらについての方向性などのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。大きな3つ目の質問は、旧愛知郡役所の今後と町施設の有効活用について質問させていただきます。旧郡役所につきましては、昨年末でJAとの賃貸借契約の更新を見送っております。しかし、いまだに具体的な動きに至っていない状況でございますが、今後についてお尋ねします。

1つ、JAとの協議の進捗状況はどの程度進んでいるのでしょうか、教えていただきたいと思ひます。

次に、旧郡役所の保存計画は、交付金制度を利用してということになっておりましたが、今の国の財政状況の中で計画どおりに取り組むことは可能なのでしょうか。このこともお聞きしたいと思います。

そして、(仮称)まちじゅうミュージアム構想の拠点づくりについてということで、総合計画には、「旧愛知郡役所庁舎の活用は、(仮称)まちじゅうミュージアム構想と併せて検討する」、また「拠点となる文化・学習・交流施設のネットワーク」ということで、「街道交流館の整備や旧郡役所の保存活用を含め、(仮称)まちじゅうミュージアム構想の進め方を住民参加のもとで進めます」と書かれてあります。ぜひ、住民参加のもとでこれらの計画の実現に努力してもらいたいと思いますが、見通しはどうか、お尋ねしたいと思います。

そして、次に、第2期の100人委員会が今年の8月に最終提案としまして、「愛知川公民館をコミュニティセンターとして、もっと住民に使いやすい施設としていこう」との提言をされておられました。このことにつきまして、100人委員会から提案されている公民館の今後のあり方について、どのように受け止め対応しようとされておられるのか、お聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

最後なのですけれども、大きな行事やイベントを開催するときには、現段階では、どうしても秦荘ハーティーセンターやはつらつドームの会場が利用になりがちです。愛知川の住民さんだけでなく、町外からの参加者にとっても交通の便も悪く、気軽に参加しにくいとの不満の声が聞こえます。町民にとっては、不公平感が否めない状況と、やはり電車やバスの便を利用して参加できるような施設整備も今後必要かと思われま。今後の総合計画の見直しの中で、こういった状況を是正する施設整備について考慮してもらえないか、お尋ねしたいと思います。

これらの質問について、それぞれ答弁をお願いします。以上、質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)嶋中議員のご質問のうち、原発対応と新エネルギー施策についてお答えをさせていただきます。

原発に対する考えにつきましては、先の瀧議員のご質問にもお答えいたしましたとおりですが、今、「脱原発」とか「卒原発」とか「減原発」とか、いろいろな言い方がされておまして、少しずつニュアンスが違い、要は時間のかけ方に違いはありましても、現在の原発依存から脱却して、安全なエネルギーに転換しようとする考えに違いはないと受け止めております。

私も全く同様であります。今日の新聞に菅元首相の述懐が出ておりましたが、当時、チェルノブイリが頭をよぎって、あの次々と爆発していく状況を見て、東京を含めた3,000万人が移転しなければならないというふうに自分は感じた。背筋が寒くなる思いをした。チェルノブイリは、半径からいくと、それぐらいの範囲をやっぱり移転していますから、そういうふうに思ったというふうに書いておられましたが、まさに外国人はどんどん東京から出て行きましたから、それぐらいの規模の大きな放射能汚染が実はあると思っています。

先般来、関西電力など原発事業者からいろいろ話は聞いております。冷却水は小型ポンプをつないでぶっ掛けると。あるいは、そんなちやちな対策を聞いているわけですが、その安全対策を聞けば聞くほど、対症療法的で余計に不安が募っているというのが今の私どもの現状であります。

先日の新聞にも大きく取り上げられましたが、日本原電の1号機・2号機の直下には活断層「裏底断層」が縦断している。また、プルトニウムが燃料の原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」の近くには「白木、丹生断層」があって、炉の下にその破壊帯が確認されたというふうに大きく一面のトップで出ていました。

これが連動して動けば大変なことになる。特に「もんじゅ」は液体ナトリウムでありまして、この冷却液が漏れた場合は冷却方法がない。毒性が強く、放射能の半減期は2万4,000年、このプルトニウム汚染は半径200km～300kmに

広がって、日本には人が住めなくなると、その記事には出ておりました。世界の研究者はこの高速増殖炉の開発をあきらめて、廃炉しているというのが常識であります。

先日、副知事室でこの2社に対し、安全対策の要請書をお渡しをいたしました。これは県と市長会と町村会の連名で出したものでございますが、このとき開発機構の役員さんに、この液体ナトリウムのことをお聞きしましたが、もしものとき何で冷却するのですかとと言っても、納得いくお答えはありませんでした。特に、この問題について答えがないのが世界の常識なのであります。

敦賀に原発群が立地してからわずか約40年、この間に震度6以上の地震には見舞われておりません。しかし、100年の単位で見れば、この地域は何回も見舞われております。津波は来ないから大丈夫というのは詭弁でありまして、福島3号機は、津波の来る前の本震によって配管類が30数ヵ所で漏れを起こしていたと、当時発表をいたしております。その後、少し修正はいたしましたけれども、事実はそうなのです。

原発に対する日本人の危機感も、私は少し足りないのではないかと感じております。地震のないドイツは、国として原発廃止を明確に打ち出しましたが、その理由は、テロとミサイルには防ぎようがないということなのであります。日本は唯一被爆国として世界中に非核を宣言し、訴え続けています。有事の際の国民保護法をつくって、その対策を講じているわけですが、原発があるため、核を積まない普通のミサイル、核弾頭を積まないミサイル1発の攻撃で、原発は完全に破壊をされてしまう可能性があるということでもあります。この点は、政治家もメディアも全く取り上げませんけれども、非常に危ないものを抱えているということに私は認識するのですけれども。

さて、喫緊の課題は原子炉再稼働問題であります。先般の県市町の要請は、再稼働にあたっては、県内自治体の了解を得ることを強く申し入れたところであります。電力不足から「再稼働やむなし」との声もけっこうありますけれども、私はこれがエンドレスになれば不安は解消されない。いつまで経っても不安が残るといふふうに感じておまして、どうしても再稼働するのであれば、期間を限定するなり、いつまでということをも明確にしたうえでなければ、これは許されないといふふうに思っているわけでありまして。

次に、代替エネルギーについてであります。私は、グリーンで安全な電力を求めていくためには、既に太陽光発電の買電料を上乗せされておりますけれども、電気料金の引き上げは、やっぱり我々が容認しなければならぬと思っております。

いずれにいたしましても、この難局を乗り越えるため、住民もエネルギー問題から目を逸らさず、節電・省エネに努め、太陽光などの代替エネルギーに取り組む必要があると思っております。

先日、メガソーラーの提案がありました。県からの照会に際し、当町も遊休地での立地を提案いたしております。菅首相退陣直前の8月26日、太陽光などの再生可能エネルギーで発電した電力買い取りを義務づけた「再生エネルギー法」が可決をされました。この関係法は通りましたけれども、まだその基本的スキームがまったりわかっておりません。メガソーラーについても、このスキームがうまくいけば、私どもの遊休地でできるかどうかを検討できるというふうに思っております。

我が国は、どんな難局にあっても日本人の英知と努力で乗り越えてきました。今回もみんなが前向きに取り組めば、道は自ずから開けてくると信じているところでございます。

○議長(辰己 保君)理事。

(理事細江新市君登壇)

○理事(細江新市君)まず、定住自立圏構想の進捗等につきまして回答をさせていただきます。

各地域の日常生活圏で中心的な機能を有する都市と、その周辺の市町村が連携を図り、地域交通・医療・産業などの生活サービスを維持・拡大し、人口の定住と圏域の自立を図っていくとする政策が定住自立圏構想であります。



彦根・愛知・犬上の1市4町が平成21年10月に協定を締結し、平成22年から26年度まで取り組むことといたしております。

取り組みの体制といたしましては、3つの政策分野に分かれてございます。生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化でございます。その中に、また細かく事業ごとに13の部会に分かれ協議・検討がなされております。

各取り組みの状況の概要でございますが、医療関係では、各医療機関等の役割分担と連携を図るための「湖東地域医療支援センター設置事業」、また地域医療支援体制の確立を図るための「地域医療連携ネットワーク事業」、彦根市病院市立病院に委託し体制の拡大を図る「湖東地域リハビリ推進センター運営事業」の推進に取り組んでおります。

また、福祉関係では、障がい者の支援事業の広域化やサービスの充実を図るための彦根愛知犬上地域障がい者共同事業に向けた協議検討や、一時預かり育児サービスを提供するファミリーサポートセンター事業の広域事業展開の実施などがございます。

教育関係では、圏域内図書館の多様なネットワーク構築事業としての備品の整備、圏域内の小中学校における国際理解教育の推進であります。

産業振興関係では、湖東圏域の企業立地基本計画の策定業務、また、まち歩きスタンプラリーなど「びわこ湖東路観光事業」、鉄道沿線レンタサイクル整備の実施、圏域の一体的な地域づくりと活性化を図る地域創造事業の支援、圏域内の鳥獣被害の有効策の検討などがございます。

環境関係では、緑の分権改革懇話会の設置がございます。

地域公共交通関係につきましては、圏域全体を見据えた公共交通ネットワークの構築や乗合タクシーの実施、湖東三山スマートインターチェンジアクセス道路の検討、バイコロジー整備促進事業の調査がございます。

地産地消関係の地元農産物消費拡大事業では、農産物活用メニューの開発事業の検討を行っております。

また、コンピュータシステム関係では、共同運用業務の研究を行っております。

いずれにしましても、湖東定住自立圏の形成に関する協定に基づき、部会ごとに取り組みを進めているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

また、国の財政支援につきましても、震災の影響につきましては現状では聞き及んでございません。

次に、旧愛知郡役所の今後についてということにつきましては、旧愛知郡役所につきましては、ご承知のように、JA東びわこおよび湖東農協の所有でございます。保存の検討から、平成15年2月以降、建物の賃貸借契約を締結し、昨年の12月まで町で管理をいたしてきました。

一方、JA東びわこにつきましては、遊休資産の整理や店舗再編計画が加速をしましてまいりました。新店舗がオープンされる中、愛知川地域の新店舗につきましては、平成24年4月にオープンすることで意思決定がなされ、JAからは旧愛知郡役所の保存について具体的な町の考え方を示すよう求められているところでございます。このようなことから、代替地を考えておりますが、相手がありますので詳しくは申せませんが、早急に進めてまいりたいと考えております。

次に、郡役所の保存にかかります財源手当てであります。国の社会資本総合整備交付金および合併特例債を財源として計画を考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)環境対策課長。

[環境対策課長飯島滋夫君登壇]

○環境対策課長(飯島滋夫君)それでは、嶋中議員のご質問の2点目の「原発対応と新エネルギー政策について」の2点目の「他の代替エネルギーへの取り組み」と、3点目の「太陽光発電の補助金」についてお答えいたします。

湖東定住自立圏の環境・ごみ処理部会の環境部会では、「緑の分権改革」推進事業、地域低炭素社会構築推進事業、水質保全活動推進事業について、ごみ処理分野では、ごみ減量・リサイクル推進事業、ごみ処理広域化調整事業について、各事業ごとに統一した内容を1市4町の実情に合わせて取り組むこととして、年度ごとに全体で取り組む内容について部会で協議し、分科会で決定し取り組んでおります。

昨年環境・ごみ処理部会での取り組みとしては、「緑の分権改革」推進事業として、彦根市と愛荘町で市民共同太陽光発電実証調査、甲良町では小水力発電実証調査、また1市4町での統一事業として、バイオマス賦存量調査を委託事業として実施いたしました。

再生可能性エネルギー政策としては、1市4町全体としての広域的な取り組みは行っていませんが、今後、計画を策定する中で各実証調査の結果を踏まえながら、また他地域の先進事例を参考にし、研究・協議してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「太陽光発電の補助金を受けた住民の1年間の結果報告のまとめを行って、愛荘町での太陽光発電の実態を公表するように」についてお答えをします。

愛荘町太陽光発電システム設置補助金は、現在のところ、平成21年度から23年度まで実施することとなっております。補助金の実績は、平成21年度34件、337万7,000円、平成22年度39件、421万8,000円、平成23年度8月末現在31件、335万9,000円であります。

このうち補助金を交付した方に1年分の発生発電量と売電電力量を報告していただくこととしており、設置後1年を経過した対象者は47人で、報告者は19人、報告率40%であります。まだ報告されていない方には、今後報告に協力していただけるようお願いしてまいりたいと思います。

報告者19人のうち有効な報告書17件の集計までできており、発電量は、平均5,216kwhで売電量は平均2,696kwhとなっております。今後、町広報等で公表していきたいと考えております。

また、彦根・愛知・犬上郡内1市4町の中で住宅用太陽光発電システム設置については、彦根市と愛荘町・甲良町が補助金を交付していますが、今後、定住自立圏の中で実績の公表について協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(辰己 保君)生涯学習課長。

〔生涯学習課長松浦太市郎君登壇〕

○生涯学習課長(松浦太市郎君)嶋中議員から質問いただきました「100人委員会から提案されている公民館の今後のあり方について、どのように考えているか」についてお答えをいたします。

公民館は、社会教育法に基づき設置された施設であります。100人委員会から提案されているコミュニティセンターとしての活用は、現在、公民館と隣接する町民センターとで十分役割を果たしているものと判断するところでございます。社会教育の拠点施設としての公民館と、多様な使用の可能な町民センターが併設されていることから、町民の方々にとりましては、大変利用しやすい施設のゾーンとなっているところでございます。

参考に申し上げますと、愛知川公民館と町民センターの利用状況を申し上げますと、愛知川公民館では、本年8月31日現在で4月から410件の利用申し込みがありまして、延べ6,511人の方々にご利用いただいております。また、町民センター愛知川につきましても123件の利用申し込みがありまして、延べ2,369名の方々にご利用いただいております。

こうしたことから、愛知川公民館と町民センターの両施設の相乗効果によりまして、有効に施設が活用されていることから、コミュニティセンター的な機能は十分果たしていると考えているところでございます。

次に、愛知川地域での施設整備でございますが、合併した中で新たな施設整備については現在考えておりません

ので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)文化政策課長。

[文化政策課長林定信君登壇]

○文化政策課長(林定信君)私からは、嶋中議員のご質問のうち、まちじゅうミュージアム構想の進捗ならびに街道交流館・郡役所の保存活用計画実現への住民参加についてお答え申し上げます。

(仮称)愛荘町まちじゅうミュージアム構想につきましては、平成20年度から町職員によりまずプロジェクトチームを編成いたしまして、検討を加え、マスタープランの策定をめざしております。今年度は、昨年度末にとりまとめました素案をもとにいたしまして、滋賀大学等の研究機関や外部有識者からの意見を積極的に取り入れ、「もの」ではなく「人間」に着目するなど、愛荘町の独自色を探ってまいりたいと考えております。

一方、住民参加という視点からは、今年度から新しい事業といたしまして、「愛荘町地域遺産セッション」をこの8月から開講しております。これは、自然・農業・麻布などの伝統的産業、愛知高校あるいはびん細工てまりなど愛荘町の多様かつ重要な地域資源につきまして、これからのまちづくり、あるいは地域経済の活性化という観点から、今後どのような可能性があるのかについて探っていくことを目的・趣旨とするものでございます。まちを思いやり、磨き育てる意識のある町民が一堂に会して、しっかりと意見を交換できる機会となることをめざしております。このセッションは、9月以降も毎月1回それぞれのテーマで継続開催いたしますので、今後、一層周知を図り、参加者を募りまして、多くの意欲ある住民の方々から積極的な提案がいただけるよう充実してまいりたいと思います。

街道交流館の整備や旧愛知郡役所の活用等につきましては、「地場産業の振興」あるいは「人と情報の交流」をミッションとするなどの構想を持ってはおりますが、さまざまな視点、あるいは切り口から、このセッションにおきまして、住民自らが実際に活用するならどうするかという視点で活用案等を提案いただき、構想の刷新ならびに具体化を図っていきたくと考えております。

現状、旧愛知郡役所等の保存につきましては、一人でも多くの住民に、その地域資源としての価値について理解を深めていただくとともに、さらに愛荘町を代表し、シンボルとなるものであることについて気づいていただくことが最も重要かと考えております。

○議長(辰己 保君)2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子。再質問をさせていただきます。

定住自立圏構想につきましてですけれども、議員になりましたときでしたですけれども、ビジョンといいますが、計画書というのですかね、共生ビジョン(案)ということで資料をいただいております。

こういったものに対して、これは年度ごとにいろいろ事業計画やら予算やらも書かれているところとないところがありましたですけれども、一応、提案として出されているわけですから、1年半経って、私たちこれ全然報告というか、どうなっているのかが何も聞かされていないというのは、何か変ではないかなと思うのですけれども、町長はきちっとこちら辺のことは報告をまとめていただいておりますのでしょいか、お尋ねしたいと思います。

それから、代替エネルギーと卒原発につきましては、町長のお考えを参考にしたいと思いますけれども、新エネルギーというのですかね。私、先日8月25日ですけれども、『NHKスペシャル』が放送されて、7時半ぐらいからだったかも知れませんが、大変衝撃を受けました。ご覧になった方もいらっしゃると思うのですけれども、私たちのエネルギーは、「シリーズ新生日本」ということが第1回で生中継で討論会が放送されておりました。私も興味を持って見せていただいておりますが、そこで一番エネルギー問題として、これまでほとんど電力会社任せだったエネルギー問題だが、これからは、自分たちの地域で必要なエネルギーを賄うため、自然エネルギーを核とした新たなまちづくりに取り組みを始めてきたところも出てきているような状況であるということでした。

やはり、自然エネルギーにつきましては、農産物と同じように、地域が選ぶエネルギー政策、エネルギーの地産地消というような考え、今までそういうことは全然頭にはないことだったのですけれども、先ほどもメガソーラーをおっしゃっていましたが、鳥取県も孫正義さんと提携して早急にメガソーラーを設置して、自給率を上げていきたいとか、釜石市は風力発電に力を注いでいるけれども、今はすごくガレキがたくさんあって、それをチップにしてバイオマスとか、そういうエネルギーにしていきたいとか。北九州では特区、東田地区というのが特区としてありまして、電気事業を八幡製鉄の会社が発電所となって、企業を誘致して活性化を図っているとかいうことで「八幡東田地区電気構想」というものがされているというようなこともお聞きしました。

なぜ衝撃を受けたかと言いますと、これまでは経済産業省の新エネルギー政策審議会で、新しいそういう新エネルギーに対しての電力会社の買い取り枠、それを1%に枠に決定したことが問題であったというような、なぜ1%しか買い取り枠を決められなかったかという、やはり根底に原発があったということです。

その中で、審議会の討論をリードしたのは、電力会社経営の有力社のメンバーがほとんどで、いってみたら新エネルギーというのは主食ではなくて、餅に巻く海苔みたいなものとしての扱いとして、審議会が、言うてみたら構成したメンバーで経過がわかるような、結論がわかるような審議会しか開催されていなかったということなのですね。

実は、長い目でみたら重要な取り組みと訴えた人もいたそうなのですが、安定した地熱で約30%賄えるかも知れないのに、原発に巨額の投資をしてきただけに後戻りができなくなっていたため、情報操作されたのか、一番有効な地熱発電は、自然エネルギーとして俎上(そじょう)に上がってこなかったということだそうです。しっかりしたデータや、そういったことに基づいた議論ができてなくて、透明性の欠如、やらせ問題、内輪の論議、結論ありき、今回見てそうなのではすけれども、手に負えないものことなのに、委員会の顔ぶれでこういったような、言わば大本営発表できないところがこの原発問題もあったのではないかとということで、やっとみんなが目覚めるというのですかね、私はこれに聞きまして、新エネルギー政策は転換可能だと確信しました。やはり情報操作という、企業もそうですし、そうですよね、コマーシャルもありましたね、原子力発電の、そういったことを思いまして、やっぱり私たちも今まではあなた任せできた、このことについて、エネルギーの地産地消ということも考えられるのだということも頭に置いて、そういった意味で、先程おっしゃいました地域低酸素社会構築事業ということに対しても、もっともっと自発的に積極的に、そういった地域のできる限りの再生可能なエネルギー問題に取り組んでいただきたいと私は改めてお願いしたいのと、そういう考えで取り組んでいただけるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、最後に郡役所の今後につきましては、まだまだ十分な、はっきりと皆さんにお伝えしていただけるような状況にはないということは大変残念なのですけれども、肅々と、よい方向性を進めていただきたいと思っております。

地域の方々でも長年、郡役所の保存に取り組んでくださっておられる「こころばえの会」の方々も、この定住自立圏構想の中で地域創造事業を利用して、この秋から来年2月にかけてさまざまな地域の有効施設の貴重な建造物についての勉強会とか、その保存の活動に取り組んでいただくことになっているようです。やはり、これが無駄なことにならないように、こういう方々が積極的に取り組んでくださる意思を表明して下さっている住民さんたちを尊重しながら、そういった意味で、いまちづくり、保存活動が、残してよかったと思える取り組みにしていきたいと思しますので、よろしくお祈りいたします。以上で再度、答弁をお願いいたします。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、定住圏構想のたくさんある事業の中で、報告を町長はまとめておられるのかという話がありました。ビジョンを立てるときに、再三再四会議がありまして、みんなで、だいたいトップも集まってやっていたのですけれども、その後、それぞれの部会にお任せという感じもあって、なかなか中間報告がなくて、私どもも「一体あれはどうなってるんや」という感覚は全く議員と同じで、今回改めて、中には「これはこれだけ進んでいる」というのがわかったのですが、ちょっとこれは中間報告をもう少し定期的にやらないといけないう思っているところがあります。

次に、再生エネルギー等の問題についての、この前の『NHKスペシャル』を私も見ていました。ただいまおっしゃったとおり、次々と思い出しましたけれども、これからああいうことでいろいろ国民の皆さんの関心が高まって、やはり自然エネルギーに変わっていく。私も再生エネルギーと自然エネルギーと、どう違うのかを調べてみたのですが、再生エネルギーの方が概念がやや広く、自然エネルギーは、そのうちの太陽光・風力、そういったものだというような定義のようでございますけれども、例えば石炭・石油、LLGというのは、これはもう再生はできない、億年単位という年月がかかるので、それには入らないそうであります。ウランもそのうちの1つと書いていましたが、そんなことで、ここからは自然エネルギーを中心にした、拡大策をとっていかんとあかんのかなというふうに思いますが、なんせ非常にシェアが小さいというか、まだまだ十分な浸透はしていない。どうしてこれを取って代わっていくのかというのは、大変な道のりかなというふうに感じているところでございます。

○議長(辰己 保君)これで2番、嶋中まさ子君の一般質問は終わります。

◇高橋正夫君

○議長(辰己 保君)続いて14番、高橋正夫君。

#### 〔14番高橋正夫君登壇〕

○14番(高橋正夫君)14番、高橋正夫です。一般質問を行います。

当町が愛知川公民館を会場に実施されている「日本語教室特別プログラム」について質問をいたします。町長に、ご自身のお考え、また今後の対応についてお答えいただきたいと思っております。

当教室は、国の緊急雇用対策事業を受け、平成21年度より実施されていますが、事業の期間は3年間であり、本年度をもって終了することになります。

私は、同じ区の知り合いがこの教室のリーダーをしておられることを知り、当教室を見学させてもらうとともに、関係者から話を聞いたり、私自身疑問に感じたことなどを質問いたします。

まず、教室の現状は、緊急雇用対策で雇用されている講師5名(雇用条件週5日で1日4時間、自給872円)とリーダー1名(週5日勤務の1日8時間、月給15万円)の計6名の指導体制で組織されております。

現在の受講者の登録人数は40名おられます。また、生徒さんの国籍はばらばらで、日系ブラジル人、中国人、タイ人、フィリピン人、アメリカ人、ドイツ人の方々が受講されています。教室開催は、火曜日から土曜日の週5日間で、授業は午後2時から3時半までの前半と、午後4時から5時半までの後半の2回に行われております。

授業形態は、受講生の日本語能力の違いから1対1を原則とされていますが、講師の人員から1対2とか1対3と、臨機応変に実施されております。1日の受講生の人数は10名前後で、1ヵ月集計しますと200名を超す月もあるということでした。

また、日本語教室から当町にあるブラジル人子弟のためのサンタナ学園に週2回、火曜日と金曜日に講師を派遣し、低学年部18名、高学年部15名に日本語指導を行っておられます。

このような現状を他市町村と比較してみると、当町の同じ緊急雇用対策事業として実施しているところが、県下では本町以外、草津市で実施されていますが、草津市としては、「多文化共生センター」に事業委託をしておられます。その他市町で行われている教室は週2回とか、また不定期であったりすることが多いそうでございます。

受講料も当町のように無料のところは少なく、1レッスン100円のところから6ヵ月3,000円といった具合で各市町によって対応はさまざまであります。また、1ヵ月の受講人数も当町ほど多くないのが現状だと聞きました。

以上の実態から、当町では、他市町村にはない取り組みが実践されており、多くの外国籍の住民がその恩恵を受け、日本語の取得に日夜努力されているところであります。この事業が今年度で終了するとなれば、多くの外国人の方の

の答弁はいいかもしれませんが、廻りの中間口弁話教室と同等にしたいという講師のニーズにも申し訳ないところになるのではないかを考える次第でございます。この課題に対して町長としてどのようにお考えか、また、担当課として今後どのような対策を考えられるのか、ご答弁をお願いいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)高橋議員の「日本語教室特別プログラムの存続について」、お答えを申し上げます。

本町に在住・在勤する外国人のうち、日本語が十分に話せないため就業が困難である、また派遣社員や登録社員など雇用状態が不安定な人が多数おられる現状にあります。こうしたことから、在住・在勤の外国人が日本語を学習する機会を提供し、日本語の習得とコミュニケーション能力の向上を図り、より安定した生活を営むことを目的に、国の緊急雇用対策事業の財源を活用し日本語教室を実施しているところであります。

開催は、今申されましたように、毎週火曜日から土曜日までの午後、水曜日については夜間教室を愛知川公民館で行っているところであります。

講師はリーダーが1名と講師5名の6名体制行っているところであり、授業形態は1対1を基本として、内容は、日常会話、読み書き、日常生活のしきたりや日本の文化に親しむ、交流イベントの開催による交流会を実施しているところであります。なお、平成23年4月から7月までの延べ出席者数は594名であります。

緊急雇用対策事業は、原則今年度で終了予定であります。町としましては、県下でも外国人住民の比率が高いまちであること、外国人の学校も存在すること、さらに当町は多文化共生社会の実現にも取り組んでいることから、今後も引き続き必要な施策と考えておりまして、効果のあるよい方法を研究してまいりたいと考えているところであります。

○議長(辰己 保君)14番、高橋正夫君。

○14番(高橋正夫君)14番、高橋です。再質問をいたします。

先ほど申し上げましたように、当町における日本語教室は3年目の最終の年を迎えておりますが、年間の利用者はサンタナ学園の児童生徒徒を含めると5,000人以上の外国籍の方が恩恵を受けておられます。この事業は、他市町の取り組みと比べても誇り得る実績をあげております。このような有意義な事業の継続を、今ほど前向きに検討いただくというようなことでございましたけれども、一定の評価をいたしますけれども、果たして、これをしていく講師の賃金は、聞くところによりますと、都市部の方では日本語教室では講師、資格および経験者でございますけれども、時間給3,000円、また指導助手については2,000円というのが相場だそうでございます。当町では、緊急雇用対策で時給872円というような薄給でございます。この点についてもどのように考慮していただくのか、もう一度、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)私は、この制度を学んでおられる方も大変期待もされておりますし、また講師陣も充実してきたのは確かでございますが、当初はボランティアをお願いしていたわけでありまして。日本語教室に早くから私も取り組んでおりましたけれども、ほとんどボランティアをお願いしてきた、そういう経過がありまして、時給について、あまり世間とかけ離れた時給というのは非常に困難かなと思っておりまして、その変は皆さん方のご好意にある程度甘えながら、学ぶ外国人の方々にお応えができてきたかなというふうに思っております。

○議長(辰己 保君)これで14番、高橋正夫君の一般質問を終わります。

◇吉岡あみ子君

○議長(辰己 保君)続いて4番、吉岡あみ子君。

〔14番吉岡及ミ子君登壇〕

○4番(吉岡及ミ子君)4番、吉岡及ミ子でございます。一般質問させていただきます。

生前、町に多大な貢献をされ、ご功労のありました方がお亡くなりになられるといったケースがときたまございますが、私ども議員はもちろんのこと、町長や関係者が通夜に参列したりご会葬に参列させていただいて弔意を表すとともに、故人を偲ぶわけであります。故人の交際の広さとか、また生涯ご貢献された度合いなどについても関心を持ちつつ、お参りやお見送りをさせていただいております。

過日もある故人のご葬儀に参列いたしました。お見送りさせていただいたわけでございますが、当然、村西町長も町代表としてお見送りされておられました。長塚地域総合センターとか保愛館などの受講生たちからのお供えがありました。

ただ1つ残念なことは、愛荘町として何もお供えがなかったことでございます。これは町としての姿勢が問われるのではないかと私は思います。また、愛荘町の方からもお聞きいたしますところ、いろいろな公職または功労のあった方にも関わらず、愛荘町からの気持ちはなかったと聞き及んでおります。

3月の定例会のときにも、何度も町長に「交際費をつけてください」と言わせていただきました。そのときの答弁に「考えさせていただきます」と言われておりました。町を代表して故人の葬儀に弔意を込めてご会葬に参列されたにも関わらず、あくまでも村西町長個人としてお見送りされたとしたか誰の目にも映っていなかったことは事実で、愛荘町として弔意が伝わっていなかったのではないかと思います。

ご会葬者の誰しもが注目するのは、生花やしきみ等のお供えが、誰から、どこから備えられているのか、ひととき関心を寄せるものであります。こうしたことから、町長等のご香儀のみだけでなく、町に多大なご貢献があった故人への饌(はなむけ)のためにも、そしてご家族やご親族、参列者の方に愛荘町についての生花やしきみ等、誰の目にも明確になるような弔意の姿勢があってもよいのではないかと思います。

合併前の旧町においては、公職あるいは公職にあった故人の葬儀の際には、生花・しきみ等、町からお供えがあり、故人の功績を偲ばれました。

そこでお尋ねいたしますが、町民である公職あるいは永年公職にあった故人の葬儀の際に、生花・しきみ、町からお供えがないということをご度々聞くことがありますが、事実かどうかお尋ねいたします。以上でございます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)ただいまの吉岡議員さんの「功労者への葬儀等における姿勢について」でございますが、町長就任後、冠婚葬祭など交際に必要なものは個人が支出するべきものとの考えから、予算計上せず、永年公職であった故人の葬儀には、弔意を込めて参列するなどして対応してまいったところでございます。住民の皆さまの血税による公費の支出につきましては、公平性・合理性が求められ、故人の葬儀への生花やお供えを拒むためではなく、交際費が各種団体や要望機関等へも慣例的に支出されていたこともございまして、19・20年ごろに廃止をさせていただいたところでございます。したがって、合併後は、町から葬儀等の生花やお供えをさせていただいたということはございませんでした。

私は、基本的にはすべての住民の皆さんは、生前、地域のため町のため、直接・間接を問わず、陰に陽にいろいろな形でご尽力をいただいていたわけで、故人すべてに感謝の意を表したいところでございます。しかしながら、すべての故人に贈ることもできず、今般のご提案は、町に多大な貢献のあった故人に対し町として弔意を示すべきこととありますが、結局はその対象者の是非による差をつけることにもなるわけでございまして、不公平感があってはなりませんし、誰が見ても納得できる形でないという批判が募ります。その判断基準は、慎重にならざるを得ません。

近隣自治体では、お見舞いとか慶事、お祝いなども含めて、交際費から支出しているものもございまして、公表を義務づけているところもございまして、しかしながら、何らかの形の対応を概ね近隣町もとっておられるようございませ

て、社会通念に照らし、交際費の対象範囲が拡大しないよう留意しながら、弔意を表す方法を今後検討する必要があるというふうに考えております。

○議長(辰己 保君)4番、吉岡久ミ子君。

○4番(吉岡久ミ子君)4番、吉岡久ミ子です。再質問をさせていただきます。

今ほど町長がおっしゃっていただきました「交際に必要なものは個人が支出すべき」という考え、これはちょっと単なる町長の考えだと私は思っております。これは以前にも述べましたように、町長が何かの理由でもし行けなかった場合、その代理として行かれる場合に、その方が、個人が出さなければならないというふうになってくると違うかなと思うわけでございます。

それで、何らかの交際費をつけていただきたいと今申したわけでございまして、それにつけ、町から今まで生花とかお供え物がされていたかなかったということも、やはりこれは先ほども申しましたように、長塚総合センターとか、また川久保の保愛館でしたか、そこの受講生たちが、あのよう、私も実際その場にいらして、お供えをしていただいて、それにまたあのよう、たくさんのお方が参列されたということは、大変私としては嬉しいことであり、また情けないことには町からなかったということも、やはり再度、町長、どういう気持ちでお参りをされたのかということも聞かせていただきたいと。

そしてまた、この間ネットから出ささせていただきましたけれども、これは申し合わせ事項だと思いますけれども、愛荘町役職員弔意贈呈内規ですか、その日にちを見させていただきましたら18年2月13日、第3号と出ております。それには1条から5条までありまして、そのうちの3条では、役職員が死亡したときは交際費から町名義で2万円を支出するものとし、必要に応じて供花などを同時に行うものとするということも明記されております。

そしてまた、その4条には、町行政に特に功績のあったと認められる者が死亡したときには、町長がそれに準じて決定するというようなこともここで申し合わせ事項としてされております。それに、そういう中で町長がそういう対応をしなくてやられるということは、今ひとつ合点がいかないのでもございます。それについても町長にお尋ねしたいと思っております。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)交際に必要なものという少し語弊があるかも知れませんが、冠婚葬祭に関わらず多いのは、いろいろな会合の会費なのです。この会費とか、そういうものについても極めて、食事が付いているようなものは、これは当然あれですけれども、そうでない会議もたまにはありますし、いろいろな大きな大会ですと資料等についてもかかる。そうしたものについてもだいたい個人で負担しているわけですけれども、中には公費で負担してもらってもいいなと思うときも無きことも非ずですけれども、交際費が置いていけませんので、そんなこと関係なしに自分の勉強だとやっていますが、冠婚葬祭については、町に多大な貢献ということもありますが、やっぱり私の交際の範囲内というか、私の視野の中での皆さんに、ですから過去に長いこと町会議員をされていた有名な方ということもあったとしても、その人と私自身がその後お付き合いもなく、あまり名前も聞いていなくてもよく交際もしていないという方については行っておりません。やはり、この在職中にいろいろと私的・公的にも交際があって、お世話になっていたなという方については行っておりますので、単純に町に過去多大な功績をいただいたということは私自身が判断できませんので、それはしていませんが、現職の区長さんであるとか現職の民生委員さん、この場合はさせていただいているところであります。

早速、近隣の他市町の基準も調べてみました。中にはやはり現職に限っているところもあるのです。そういうのは比較的まっさりするのです。過去のことでなってくると、やっぱり一定の判断基準を持たないと、私個人の私用でやるのはやっぱり語弊がってきますし、けっこうその運用はシビアにやっつかんとあかんかなというふうなことにもなっております。



お見舞いについても、普段世話になっている方が入院されているというようなことを聞いたりしたときは、行っております。先ほど言われた方についても、病院にもお見舞いに行ったこともございます。

そんなところ辺で、どなたも交際の深さ、広さいろいろと違いがありますので、しかし、公費でやる場合はそういう個人的な感情を抜きにして判断していかないといけませんので、そういったことも含めて、今後十分検討する必要があるというふうに思っております。

○議長(辰己 保君)4番、吉岡あみ子君。

○4番(吉岡あみ子君)4番、吉岡あみ子です。再々質問をさせていただきます。

今、町長の答弁で、検討させていただきますという答弁でございますけれども、検討させていただきますという答弁ではなしに、もっとしっかりとした回答をいただきたいと思っておりますし、そしてまた、愛荘町の一人ひとりが町民が顔の見える行政運営をされているまちとして、やはり生花やお供え物がある、ないということはおかしいのではないかと、誰しもがそういう疑問を抱くと思っておりますので、やはりこれから前向きに、検討ではなしに、やっていただきたいと思っております。以上です。ありがとうございます。

○議長(辰己 保君)これで、4番、吉岡あみ子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行います。再開は3時55分とします。

休憩午後3時47分

再開午後3時55分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇伊谷正昭君

○議長(辰己 保君)続いて7番、伊谷正昭君。

〔7番伊谷正昭君登壇〕

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭です。9月定例会の一般質問をさせていただきます。

政府がこの7月に新たな子育て支援策として、「子ども・子育て新システム」に関する中間報告のまとめについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

出産後も仕事を続ける女性や、所得の減少で家計補助のために働きに出る母親の増加で、保育園の待機児童の問題が深刻化しております。政府は、7月に中間まとめを発表しました。新たな子育て支援策として、「子ども・子育て新システム」は幼保一体化などで、こうした保育サービスの不足の解決を図ろうとするものでございます。

2013年度に導入をめざしまして、「新システム」は幼稚園の教育と保育所の保育の機能を併せて提供をします「総合施設」の創設など、幼保の一本化が柱であります。

定員割れをする幼稚園の預かり機能の強化をし、待機児童の対策に充て、サービス量の拡大のため自治体の認可性をやめ、職員配置など客観的な基準を満たせば、従来の「認可外」とされた施設も公費で受けられる「指定制度」を導入し、企業や非営利組織(NPO)の参入促進を図り、また、待機児童の8割以上を占める3歳未満の受け皿を増やすため、施設型以外に保育士らが自宅などで数人を預かる「保育ママ」や、原則認可外だった20人未満の小規模保育等に公費を投入するなど、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるために町が制度を実施し、国・県が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築するものであります。

事業ごとに所管や制度、財源がさまざまに分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的に一元的な制度を構築し、新システムに関しますすべての子ども・子育て関連の財源を一本化し、実施主体である町に対し、包括的に交付される仕組みでございます。ここで、お尋ねを

させていただきます。

愛荘町においては、この「新システムの事業計画」の策定について、どのように考えておられるのか。

また、子ども・子育て支援事業について、どのような事業の策定を考えておられるのですかというところでございます。

3つ目は、現在整備の子育て支援センター「あいつ子」との位置づけはどのように考えておられるのか。

さらに、交流、相談などの支援を一層充実をさせるとともに、子育て支援に関する情報を一元化に提供し、町民が求め、わかりやすく、利便性の高い情報機能の充実のために、一時預かりを愛知川地域の保育所で実施する計画がありますか。

5つ目は、一時預かりを実施した場合、不定期な預かりに対応するスタッフの確保、施設整備を保育園において土日祝祭日、また夕方などといったニーズに対応できることを考えておられるかというところでございます。

次に、幼保一体化は、今後の子育て支援の方向性について総合的なビジョンでもございます。「子ども・子育てビジョン」に基づきまして推進をしていく必要があるかと思えます。そこで、幼保一体化の推進にあたりまして、「チルドレン・ファースト」の考えに立ちまして、すべての子どもへの良質な生育環境を保障することが最大の目的でございます。愛荘町として、この進め方についてどのようなお考えか、お示しをいただきたいというところでございます。

現在の愛荘町の保育園は、6園ございます。そのうち5園は民設民営で、合併以降3園につきましては国・町の補助金を受けまして、全面改築の計画を進めてこられたのでございますが、あと2園は既に整備済みと聞いておりますが、そこで公設公営のつくし保育園についてお尋ねをさせていただきたい。

先ほど竹中議員からも質問がございましたように、つくし保育園は園児の広場、駐車場も狭く、園舎も増築を重ね手狭で、保育園としての環境整備が急がれております。保護者や地域からの要望もございます。そこで、この敷地の増設と園舎の環境整備の計画をどのように考えておられるのかをお聞きさせていただきたいということと、さらに、つくし保育園につきましては、先ほど申しあげました「子ども・子育て新システム」の2013年以降の導入にあたりまして、どのような整備計画で考えておられるのか、町長に答弁を求めたいというところでございます。

最後に、愛荘町の保育園6園のうち、5園が民営でございます。つくし保育園1園のみが在園の公設公営の保育園でございます。そこで、民営保育園は、運営方針や手法は公立保育園に準じて行われているため、保育内容や行事、職員の人員配置などは公設の保育園と大差はございません。また、一番大きなメリットは、人件費の削減であろうというふうに思います。また、保護者のニーズの対応と町内各保育園のサービス向上にもつながると思います。そこで、つくし保育園の公設民営方式の保育園経営の検討をする考えがございましたか。以上、9つについて、町長ならびに担当所管にお尋ねをさせていただきます。以上、質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)伊谷議員さんのご質問のうち、つくし保育園の整備に関わるご質問に対してお答えをさせていただきます。

先ほどの竹中議員のご質問にお答えいたしましたとおりでございますが、基本的につくし保育園の改築および敷地の拡大は必要と考えております。

つくし保育園の整備をできるだけ早く進めるためには、用地の確保が必要であります。地元のご理解、ご協力を得て、現在地を拡大し整備を図るのが現実的と考えているところでございます。

また、土地の必要面積あるいは園舎の規模などの検討と併せ、先ほどの国の新しい中間報告にありました新システム、これに基づいてつくられなければならない「市町村新システム計画」の策定を並行に進めることによりまして、その用地の規模を詰めていかなければならないと考えているところであります。

次に、今回、国が打ち出しました「子ども・子育て新システム」導入にあたっての整備計画であります。国の交付金

を有効に活用するためにも新システムの理念を十分検討し、幼保一体化を視野に入れたモデル的な「総合施設」をめざすべきと考えているところであります。

次に、公設民営方式の検討についてであります。私は、社会環境や子育てに関わる家庭環境の激変の中で、保育ニーズの多様化が進みまして、安心して子育てができるハード・ソフト両面にわたっての施設整備が必要と考えているところであります。つまり、今求められているものは、親が働きながら子育てができる、両立できる環境でありまして、理想的には24時間いつでも、土日祝日を含めた365日いつでも安心して預けられる、そういった施設が求められているのではないかとこのように思うわけであります。

そのニーズに応えようとすると、現在の公務員制度の中では困難で、民間の自由な発想力・実行力の導入がぜひ必要と考えております。現行制度では、むしろ直営よりも民営の方が補助制度が手厚くなっているところがございます。公営でやりますと、それはそれぞれの市町単独費をつぎ込みなさいというところが多々ございまして、過去、あれは秦荘幼稚園を建設しようとするときに、その当時の子ども園構想を検討したことがございまして、いろいろと制度の違いがあつたときわかつたのですけれども、その後なかなか進展せずに現在に及んで、今、新しい新システムを打ち出されてきたところでございます。

この民営化、そのときも公設民営というのが視野にあったのですけれども、文科省がそれを許さなかった。厚生労働省はOKというようなところで、両省を合わせた子ども園構想では、それが不可能であつたわけですけれども、今般はどうなってくるのか、もうひとつよくわかりませんが、その民営化は、単に人件費の削減という観点でなく、時代が求めている多様なサービスの提供が可能となる有効な方法として、視野に入れた検討がぜひ必要だということと考えているところでございます。以上です。

○議長(辰己 保君)健康子ども対策主監。

(健康子ども対策主監小西文子君登壇)

○健康子ども対策主監(小西文子君)伊谷議員の子ども・子育て新システムについてのご質問6点についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、幼稚園と保育所の一体化を検討する政府の「子ども・子育て新システム検討会議」は、平成25年度から幼稚園の教育機能と保育所の保育機能を併せ持つ「総合施設」(仮称)の創設を柱とした子ども・子育てに関する中間報告をまとめたところでございます。これらに関しましては、来年の通常国会に法案を提出する予定というふうなことをお聞きしているところでございます。

まず、1点目のご質問の「新システム事業計画策定について」ですが、「子ども・子育て新システム」については、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村が制度を実施し、国・県が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築するもので、市町村は「市町村新システム事業計画(仮称)」を策定することとされているところでございます。

この計画は、潜在ニーズも含めた地域の子ども・子育てにかかるニーズを把握したうえで、目標値の設定、幼児期の学校教育の需要、保育の需要、地域子育て支援の需要など、子どもの発達段階に応じた需要の見込みを掲げ、見込み量確保のための方策や幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策、県が行う事業の連携方策等を盛り込んだ事業計画であり、この計画に基づき、給付・事業を実施するものでございます。

こうしたことから、国の動向を見据えながらニーズ調査等の基礎的調査をはじめ、関係機関や住民の参画のもと、新システム事業計画を策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の「子ども・子育て支援事業」についてと、3点目の「子育て支援センターあいつ子」の位置づけ、そして4点目の一時預かりについて、5点目の土日等のニーズに対応する考え方についてでございますが、子ども・子育て新システムは、民間事業者が提供するサービスと、国・県が提供するサービスとを併せて実施するものでございまして、

新システムに関する中間報告では、十ども・十月（支援事業を地域十月（支援事業（仮称）、延長保育・寺争業、放課後児童クラブ、妊婦健診と大きく4つに分類し、市町村の実情に応じて実施する事業としてしているところです。

町におきましては、地域子育て支援事業として、平成21年7月から子育て支援センター「あいらっ子」を、そして平成23年度から愛の郷で「わんぱくひろば」を実施するとともに、一時預かり事業として、秦荘地区であります秦川保育園・秦川愛児園・八木荘保育園に加え、愛知川地区におきましても、つくし保育園において平成23年7月から実施し、現在4園で行っているところでございます。

また、土曜日・夕方のニーズについてですけれども、23年度6月から実施してございますファミリーサポートセンター事業で対応をしているところでもございます。

さらには、乳児家庭全戸訪問事業ですとか、養育支援訪問事業、妊婦健診については、現在も健康推進課が実施しているところでございます。延長保育事業、放課後児童クラブについても実施しているところでございます。

これらにつきましては、すべて新システム事業計画に盛り込んでいくべき事業として考えております。

6点目の「チルドレン・ファースト」の考え方に立った町の進め方についてでございますが、子どもを持ちたい方が安心して子どもを持てる社会、生まれてきた子どもたちが保護者の経済力や住んでいる地域に関わらず、質のよい教育・保育を受けられるようにしていくようにするために創設されたシステムでございますので、子どもが主人公「チルドレン・ファースト」子どもが主人公「チルドレン・ファースト」の考え方に立ち、育児休業中の家庭、共働きの家庭、専業主婦家庭など、さまざまな家庭の状況や多様なニーズに対応できる24時間365日安心して子育てができるよう、幼保一体化を含む環境づくりを推進することが必要と考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭君。

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭です。再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど町長は、つくし保育園については環境整備の設置を図っていくと積極的にお考えですけれども、今この新しい新システムをどのような形で導入されるのか、ということをおっしゃるのは、幼保一体化、子ども園とかいうことも、そのシステムの中に含まれておりますので、つくし保育園ともども愛知川・秦荘地域の保育園を、どのような形で幼保一体化の組織に計画を今後進めていかれるのかということ、具体的に伺いますか、またこれは中間発表ですので、2年、3年ぐらいかかると思いますが、今から保護者とか地域の皆さま方のニーズを、アンケートをとりながら方向づけを進めていかなければならないと考えております。

そこで、これは先ほど言いましたように、保育園6つのうち5つが民間、1つが公営公設ですので、その枠をどのような形で取り外せるか、なかなか難しい問題ではありますけれども、また秦荘におきましては新しい幼稚園ができておりますし、また愛知川は別の方が質問されておりましたけれども、大変手狭で敷地も狭くございます。そういうことを踏まえて、大きくどのような形で考えておられるか、考え方の答弁をお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)これは、それぞれの議論を始めているところですが、当面は、つくし保育園はたちまちやっていく必要があるんで、やっぱり新システムに最初からなっていた方がよからうというふうに思っています。

つまり幼保一体化、子ども施設、総合施設という方向で取り組めた方がいいと思っておりますが、他の保育園、それはもうほとんど民営でもありますので、経営者の考えもいろいろございます。ですから、そういった人たちの意見を当然聞いていかないとはいけませんし、また幼稚園も、これは2園の公設幼稚園がございまして、そういったものも含めて、将来は検討する必要がありますけれども、当面は、つくし保育園については新しいシステムのモデル的なものがないかなと、こんな思いでございまして、そのときは、そうすると具体的にいくと、つくし園の中に幼稚園が入るかどうか、そこら辺が新しい子ども園構想の議論の的になってくるかと思っておりますが、いろいろなところに影響ありますので、そこはこれから国のまだ中間報告でして、議論が始まったばかりというふうに公には思っておりますので、そこらを見極めていきたいと。

くも公設民営化のことを伊谷議員さんにご提案いただいて、私も早くから常に頭の中にあるテーマでございまして、そうすることが本当のサービスにつながってくると、確実ににつながってくると私は思っておりまして、ちょっと古いことを申し上げますとひんしゅくを買いますが、米原の時は、あそこは公設ばかりで1園、駅前に、一番駅前に近いところ、通勤者が夜遅くに子どもを引き取りに来る、あるいは朝早くから子どもを預けにくるか、まさに民営化を図ったわけです。いろいろな議論がありました、いろいろな議論があったのですが、やはりサービスを拡充するという、その1点で保護者の方の理解ももらえた。

幸いに、民営化ということによって、24時間365日やるという人が出てきて、私は目からウロコだったのですけれども、見事にそれが今もやっておられますから、そういう理念のもとでできるのはやっぱり、その方法しかないのかなというようなことを視野に入れているところでございます。

○議長(辰己 保君)これで、7番、伊谷正昭君の一般質問は終わります。

◇外川善正君

○議長(辰己 保君)続いて11番、外川善正君。

〔11番外川善正君登壇〕

○11番(外川善正君)11番、外川善正。一般質問を行います。

秦荘公民館は、旧町はもとより合併後においても、東部地域における拠点として、周辺地域の活力の源として大きな意義を持ってまいりました。

近年の少子高齢化社会の到来とともに公民館活動に対する需要が減少する中で、合併以前より秦荘公民館のあり方について議論が持たれてきましたが、協議等について、どのような流れで今日に至ったのか不明であり、つかみがたいところがあります。

先の全員協議会、先と申しますと、これは昨年10月13日ですか、その協議会において、秦荘公民館に対する取り扱いについて町より説明がありました。その中においても突如として新たな話が出てくる状況であり、そうした一連の動きについて、住民への説明がないまま進んでいるように見受けられることから、次の3点について質問します。まず1点目については、秦荘公民館の扱いについて、現在までに主たる関係機関および自治会等と協議した内容ならびに経緯等について説明願いたい。

2つ目に、秦荘公民館の本館等の建物の損傷状況について説明願いたい。

3点目、秦荘公民館の今後の管理運営について、どのように考えておられるのか。また、東部地域のさらなる活性化に向けて、その一端を担う施設としての位置づけとなり得るのか、その考えをお聞きます。以上です。よろしくお願います。

○議長(辰己 保君)生涯学習課長。

〔生涯学習課長松浦太市郎君登壇〕

○生涯学習課長(松浦太市郎君)ただいまご質問いただきました外川議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目の質問でございしますが、「秦荘公民館の扱いについて現在までに関係機関および自治会等との協議した経緯について」であります。合併協議の中におきまして、秦荘公民館につきましても、合併後3年を目途にあり方を整理していくということになっておりました。

平成20年12月と平成21年2月に、関係自治会長さんで秦荘公民館の今後のあり方についての話し合いをしていただいたところでございます。また、昨年度につきましても、教育委員会内部協議、政策調整会議を重ねまして、秦荘公民館の今後の管理運営につきまして、平成22年6月まで結論を出し、また、平成24年2月21日をもって公

社公民館の15回の管理運営に努めましては、平成23年9月木曜日結論をとり、また、平成24年3月31日をもって公民館機能を停止するという方向を示させていただきました。

その後、今ほど議員さんの方からもありましたように、10月には議会の全員協議会また教育委員会定例会や町公民館運営協議会等にも同様の説明をさせていただいているところでございます。

このことを受けまして、11月には、地元の蚊野自治区へ出向きまして、秦荘公民館の今後のあり方につきまして町教育委員会の基本的な考え方を説明させていただいたところでございます。このときに正式に文書でお示しさせていただいたものであります。その後、12月には秦荘東部地区の区長さんに寄っていただきまして説明会を開催させていただきました。

この説明会の中からおきましては、ちょうど地元蚊野区におきまして、区民の方を対象にアンケート調査を実施しているというお話をお聞きしまして、そのアンケート調査の結果を踏まえまして、本年2月に関係者自治会の会長さんに寄っていただきまして会議を開催させていただきました。アンケート調査の結果について、地元の蚊野区よりご報告をいただいたところでございます。

この蚊野区の自治区のアンケート調査の結果から申し上げますと、今日の社会的な背景からして現状の公民館機能をそのまま維持するには課題が多すぎるため、機能停止も一定やむを得ないが、単に無くしてしまうのではなく、地域活性化のための他の利活用策を探るべきというようなご意見をいただいたところでございます。

また、説明会では、東部地区の活性化のための施設等を町の総合計画の中に組み入れてまいりとのご意見や、状況報告を兼ねた会議を開催していただきたいという要望があったところでございます。そのことで本年4月と5月には、東部地区の区長さんを対象に情報交換的な会議を開催していただきまして、具体的な活用方法等を検討し、協議をさせていただきまして理解を得たものと判断しているところでございます。

次に、2点目の秦荘公民館の本館およびホール等における建物の損傷状況でございますが、秦荘公民館につきましては、皆さんもご承知のとおり、昭和48年に建築をされまして、一部改修は実施されているところでございますが、38年を経過いたしまして老朽化しているということで、外壁の亀裂や汚れ、内壁の剥離、また雨漏れ、空調設備の機能不良などにより、利用に支障をきたしているところでございます。

最後に、ご質問いただきました秦荘公民館の管理運営につきましては、どのように考えているか、また、東部地域のさらなる活性化の一端を担う施設として位置づけとなり得るかについてでございますが、先に述べさせていただきましたように、秦荘公民館の今後のあり方につきましては、平成24年3月31日をもって公民館の機能を停止する。また、現在公民館で実施している諸事業につきましては、生涯学習課で担当をいたしまして、貸館でご利用いただいております利用団体の方々につきましては、ハーティーセンター秦荘等へ移行する考えでございます。

また、秦荘公民館の跡地利用につきましては、社会資本整備総合整備計画の中で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)11番、外川善正君。

○11番(外川善正君)11番、外川善正。再質問を行います。

今ほど答弁がありまして、その中で明らかになった部分、そしてまた明らかでない部分、そして現行の部分と今後の部分に分けてお尋ねします。

この公民館問題が、私が区の役員をしているときが20年です。そのときから聞いても約4年経っております。先ほど郡役所等の話がありましたけれども、郡役所についてはJAさんとかいろいろな外部の方の絡みがあって、展開を図っていく難しさというのは、今までの打ち合わせの中で聞いております。

しかしながら、この秦荘公民館に関しては、ここにおられるスタッフの方で判断がつく問題ではないかなと考えます。愛荘町のトップ、執行部に座っておられる方一人ひとり、その方が真剣になって考えれば、なぜ4年も期間が必要になったのか。その内容と言え、20年の10月に私が初めて聞いたときと全く変わっていない。そういう状況でありま

す。

そこに座っておられる方、執行部であれば、一度くらいは秦荘公民館へ足を運ばれたことがあると思います。あれが4年もの間かかって課題を解決できんということ、そういうことを踏まえれば、私からすれば、この4年間何をしていたのかなと疑問に思います。そして、議事録等というものが全く見当たらない。町当局側のまとめたメモに過ぎない。普通、社会的には、会議とかそういうものを行えば、双方が議事録の確認を行い、後戻りがないようにして、諸問題に対してスピードを速めて、すばやく解決していくためにも、双方に「ここまで確認しましたよ」という文書の交換があって然るべき。

なぜ、そんなことを今言うかと言いますと、私が発言した内容が変わってきている。それがそのまま生きてきている。これは些細なことですけれども、住民側にとれば、それは大きな問題かも知れません。そういうような些細なことで双方がいがみ合うことのないようにするためには、やはり会議が終わったあと双方で、「ここまで成立しました」という確認をすべきだと思うのです。

そして、次、秦荘公民館の問題については、これも全員協議会の席上、私がお尋ねしたのですが、インターチェンジの周辺活性化プロジェクトというのが発足しております。このインターチェンジ活性化プロジェクトの頭についている「周辺」ということほど何を指すかということをお尋ねしたときに、インターチェンジからずっと愛知川までの動線上のことを含めて検討する、扱っていくというようなコメントがありました。だったら、自分たちで4年間もかかって解決できない問題があるならば、なぜそのような周辺活性化プロジェクトを行っていくところに対して投げかけができなかったか。私は、できることならば、このスタッフで考えて解決策を見出していきたい。それは、町もそうであれば、やはり地元住民もこれからは一緒に知恵を出して参加していかないと考えております。

そういうことから、いろいろなところへ手を伸ばして早く解決すべきだと私は考えておりますが、今言いました活性化プロジェクトに対して何の手も打っていないというのがあります。

そして、近々では、住民説明があった席上で、どういうことなのかと言いますと、この問題に関しては上部の方で決まっていると、資料を回収して終わられたと。だったらそこに参加しておられる方は、今なぜこのような協議が必要なのかという疑問の声を持たれました。全く住民を無視した形になっていると思いませんか。

次に、2つ目のことに関連して、これは湖東振興局から改修勧告が出ております。現状は、その結露防止剤として使っているアスベストもあります。雨漏りも非常にひどいです。そうした状況の中で、そのまま公民館を使用しているということが私には考えられない。やはり安全が第一だと思います。それが一般であろうと企業の方であろうと。それが私は早いこと解決したら、この問題も長引かなかったと思います。ただ単に時間ばかりかけて、4年も、今でさえ4年経っております。だったらその4年間というのは、そういうような危険な場所でいろいろな行事がされていたと。その点については、本当に住民の方のことを考えておられるのか、疑問に思います。

3つ目の今後の秦荘公民館のあり方についてであります。先ほどから社会資本整備事業という形をとって、24年度から28年度まで5年間で展開を図っていきたいというような考え方を持っておられると聞きます。

その事業の中で、8つあるのですが、後退しそうな案件は秦荘公民館の扱いです。社会資本整備事業というのは、地域が抱える課題やまちづくりのビジョンに基づいて、地域の歴史・文化・自然環境等の特徴を活かした個性あるまちづくりを実施し、地域の再生を効果的に推進することにより、地域住民の質の向上、それと地域社会の活性化を図るために策定するということから、私は今の秦荘公民館の姿から、形はどうであれやはり後退してはならないと思います。一歩でも前進すべきと思っております。それは、何度も言います。形が変わってもいいです。ただ、そこに生活する住民の方、そしてその周辺の住民の方、その方が生きがいを持ってやっていける何かを策定すべきだと思います。

以上、再質問を終わります。答弁をよろしく申し上げます。

○議長(辰巳 保君)教育次長。

○教育次長(村西作雄君)外川議員から、秦荘公民館についていろいろご質問いただきました。

最初、来年の3月からすると4年が経っているというようなお話でございましたけれども、昨年9月の議会で、「こういう方針で」ということを確か教育委員会として説明をさせていただいたと思います。そのときに、時期尚早であるので、もう1年やっぱり延長すべきだというお声もいただいたように思っております。

そういった関係で、教育委員会としましては、外川議員がおっしゃるように、相当老朽化している。そういった中で、一部雨漏りもしている中で、職員を公民館職員として置いておくことについては、教育委員会としては、できるだけ早くその問題を解決したいというようなことで考えてきたわけですが、そういったことで1年延ばさざるを得なかったという問題もございました。

それと、議事録の問題でございますけれども、私どもが認知しておりますのは、こういったた議会での答弁等については、当然議事録でございますけれども、そういった地元との話し合い、確かに議事録というものは必要でございますけれども、それを双方が確認するまでというようなところまではちょっと認識をしておりませんでした。それがこのような外川議員のご発言になったのだと思いますけれども、やっぱりその日その会議で確認したことについては、両方で、文書までといわずとも、こういうことでしたねというような確認はしていくべきであるなというふうに思っております。それと、インターチェンジの周辺活性化の作業がございます。これは政策調整室で所管していただいていたのですが、その周辺のあり方、説明としましては、インターチェンジの周辺をいかに活性化するか。それはもちろんインターから愛知川までの流れの中で、それぞれどのように活性化していくかというようなことであったのですが、その討議の中心は、やっぱりインターのS字部分にどのような施設をしていくべきかということが、私も前仕事をしておりましたけれども、討議の中心になっていたのが現実でございます。その他の意見として、当然あそこの中学校北線ですか、あの道は愛知川地域、国道8号からの有効なアクセス道路をというような位置づけの中で、例えばあの土地をインターの周辺のS字部分の施設のサブ施設として活用できないかとか、あるいはレンタサイクルの基地としてもできないかという、そういったことには、その委員の皆さまからしていただいた記憶がございますけれども、具体化として、あそこをそういったものかというような確かなものは、意見としてまとまらなかったというのが現実でございます。

それと、今後のあり方で、また24年から28年、社会資本整備として位置づける中で、秦荘公民館の整備については後退しそうだなというようなお話がございましたけれども、私ども教育委員会としましては、もちろん愛荘地域のまちづくりの活性化として社会資本整備を取り組みまして、秦荘公民館の跡地につきましても、町民交流広場的なものとして整備できないかというようなことで、社会資本整備の計画に組み入れさせていただいているところでございまして、決して秦荘公民館だけ愛知川地域から飛んでいるので、なくなってしまう、そういったことは思っておりませんし、これを機会に国の交付金を受けながら、跡地の有効利用を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(辰巳 保君)本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

町長。

○町長(村西俊雄君)4年間、あっという間に経ってしまいました。この秦荘公民館のテーマについては、合併以前から、例のハーティーセンターという大きな施設ができたときからの議題・テーマであるというふうに受けたまわっておりまして、新町になってからもこれをどうしていくのかという議論が毎年出ておりまして、方向性としては、もうハーティーセンターができたのだから、なんとかそちらに集約をしていこうというのがだいたいの民意みんなの思いであったように思います。

そういった中で、やはり長年の経過があるものでございますから、あまりあっさり、いつからポンということなしに、できるだけ地元の方の意向も聞きながらというのが時間が経ってしまった。当初、私の記憶の中では、最初はああい



う建物、できれば地元で、もしもこれを活用するというようなお考えがあるようなら、そのまま、早い話がもらっていただいてもいいですよ、土地はまあ町のままにしておいて、その他のものはどうぞご自由にというお考えもある。また、あるときは、指定管理制をしいて、地元の方が有効にあれを活用していただくという手もあるということで、その年はもう2年ぐらいになりますか、地元の方をこの館長にになっていただいて、そういった検討もぜひひとつお願いできないかと、こんな時期もございました。

それぞれに1年ずつぐらいその議論がかかっているわけですがけれども、いずれの話もスムーズにまいきませんでして、老朽化するばかりというふうな中で、もう今となっては取り壊すしかないということになってきたのだというふうにとらえております。

あれだけの長い年月、地域の人に受け継がれてきたものでもありますし、やはりそこにメモリアル的なものもありますか、箱物はもうちょっと堪忍していただきたいのですけれども、地元の方が憩ってもらえるような、何かそういう施設を今検討をしているということでございまして、私も説明会等といったところにはあまり寄せてもらってなくて、この月末かそれぐらいに、本会等の方々にお話しする機会をぜひ持ってくれということで、それを設定するように今申請しています。

蚊野の自治会長さんには、何人も代わられました、歴代の区長さんには、このテーマを必ず私も話題の中でいつも話をさせてもらってきたというようなことございまして、慎重になりすぎたのが4年もかかってしまったといえますか、そんなことでひとつご理解を願えたらなというように思っているところでございます。

○議長(辰己 保君)11番、外川善正君。

○11番(外川善正君)11番、外川善正。再々質問を行います。

今お話を聞きまして、確かに口でいっただけの簡単なものではないということ、我々地元の者も思っておりますし、ましてや町の方のご苦労というのはいわかっております。

しかし、その中においてもやはり、住民の方にはきちんと経緯を説明をして、今後の部分について説明して、そして納得いく形でやはり物事にあたっていかなければならないというふうに考えております。

また、旧の秦荘地区ばかりがよくなっても、それは愛荘町としてもいいことないし、やはり旧の愛知川の方も含め、旧両町がよくなっていった初めて愛荘町そのものの発展があると思しますので、今後とも鋭意努力していただきたいのと同時に、この案件については先ほど生涯学習課長さんが述べられましたように、この9月末日をもって結論を出すということ、もう以前から約束されておられたので、これは守っていただきたい。そして住民の方にも、代表者になるかもわかりませんが、東部の字の役員の方にも説明をして、9月末に何か1つの、一定の線を出していただきたい。これは約束ですので、それが守られなければ、職は辞してもらって結構です。代わりはいくらでもおられます。やはりそれぐらいの厳しい気持ちで立ち向かっていっていただきたい。ということで、私の再々質問を終わります。答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)外川議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

最終的に9月末に結論を出すということで、昨年8月の全協でそういう流れをお話し、9月にもまた説明させていただいたという流れの中で、今度9月26日には、まず蚊野自治区さんに説明をさせていただき、そして9月27日には町長と私も一緒に出させてもらって、東部地区については10分村と思いますが、そこで説明をし、最終的な結論を得て終わりたいと、そのように思っております。以上です。

○議長(辰己 保君)これで、11番、外川善正君の一般質問は終わります。

◇河村善一君

○議長(辰己 保君)続いて6番、河村善一君。

## 〔6番河村善一君登壇〕

○6番(河村善一君)6番、河村善一。一般質問を行います。

愛荘町の防災無線定時放送は、毎日朝7時、時報と朝のお知らせ、12時には時報とお昼のお知らせ、午後5時(ただし5月1日から9月30日までの間は午後6時)に時報と、午後7時30分には夜のお知らせと、4回行われています。そのほかに、行政側で必要と思われる連絡事項があった場合に臨時に放送されていると承知しております。各自治会より各学校においても、防災無線放送を緊急連絡時に放送範囲を限定し放送されることは大変便利であり、大いに活用されているものと思います。

しかし、定時放送される時間に受信機の前で毎回聞くことはなかなか難しく、用事があったりすると聞くことができません。中には、朝早くから京都や大阪に勤務のために家を出られ、夜遅く帰って来られる方々は聞くことはできません。勤め先の都合で勤務時間が交代される方々も、定期の防災無線放送を聞くことは困難と思われます。

実際に、防災無線放送の必要性と重要性はあると思いますが、どれほどの方が聞いておられるのか。より多くの方に知っていただくために別の伝達方法はないのか。次の点についてお尋ねいたします。

1つ、防災無線放送について、どれだけの方々が聞いておられるのか、どんな内容を放送してほしいと思っておられるか、調査したことがあるのか。朝7時・12時、午後6時・午後7時30分のどの時間帯で、どれだけの方々が聞かれているのか。臨時に放送されている図書館からの放送、環境対策課からの新幹線の夜間作業の放送等々について、適切な放送になっているのか。愛荘町が合併して6年目、防災無線放送の活用方法を検討する時期だと思われませんが、検討したことあるのか。また今後その考えはあるのか、お尋ねしておきます。

2つ目、東日本震災のような震災、その他の災害が発生した場合の放送マニュアルはどうなっているのか。もし放送施設が直接被害を被った場合の対処はできているのか。災害に応じて放送マニュアルは変わると思われるが、その準備・訓練はできているのか。落雷・火災、その他の理由などで放送施設が直接被害を被った場合、第2・第3の放送施設のフォローアップはなされているのか。

3点目、最近の放送技術・伝達方法は日進月歩しています。防災無線放送で定時放送した内容をホームページ等で聞くこともできると思うが、検討したことはあるか、お尋ねします。

議会の様子もインターネットで議会中継(動画配信)されるようになり、議場で傍聴される方々だけでなく、家でも職場でも見ていただけるようになりました。本会議の様子は、「ライブ中継(生放送)配信を見る」と過去の「録画映像配信を見る」ことも、どちらもできるようになっています。

最近のラジオ番組では、当時放送された番組がインターネットで配信されていて、インターネットで聞くことができます。「ラジコでネットラジオ、パソコンからラジオが聴けちゃう」とのタイトルで各局・各放送番組をクリックすることによって放送を聞くことができるようになっています。

そこで、愛荘町の防災無線放送も今後ホームページ、インターネット配信でできるようにして、いつでも職場の休憩時にでも、どこでも家でも職場でも出張先でも、防災無線放送が聞くことができるようになると大変便利になり、放送内容が徹底されると考えますが、町はどのように考えているか、検討されているか、お尋ねいたします。

第4点目、災害時の通信手段としてツイッター・フェイスブックなどが他の自治体でも検討されていると思いますが、愛荘町としての取り組みは考えておられるのか。その4点についてお尋ねいたします。

第2点目の問題です。学校での新聞活用についてお尋ねいたします。

今年の4月に教育長の提案と愛荘町新聞協会の協力により、愛荘町の小学校の4年生から6年生の学級と、中学校の1年生から3年生の学級全学級に、5紙(朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・中日新聞・京都新聞)の新聞が毎日提供され1学期が過ぎました。そこで、学校での新聞活用と図書館活用について、教育長をはじめ各担当者にお尋

ねしたいと思います。

1つ目、教育長が熱心に「生徒に新聞を読ませよう」とした意図はどこにあるのか。教育長の意図とするところが、十二分に校長・国語科担当・図書館主任、そして各学級担任まで徹底され、児童・生徒に伝わっているのか。

2つ目、学校行事を見ていると、生徒と先生の毎日のやるが多すぎて、「生徒にゆっくりと新聞を見せてやる時間がない、余裕がない」とおっしゃる先生もおられます。各クラス、担任も生徒も違うので各クラスのテーマを決めて読んだり、それぞれの取り組みを検討されたうえ有効的な活用方法を考えるべきだと思いますが、どのように考えられておられるか、お尋ねします。

3点目、この1学期間、新聞を配布されての生徒と先生の反応はどうであったのか。1学期間の新聞代は相当かかっていると思いますが、それに相応する成果はあったのか。喫緊に成果を求められるものではないと思いますが、1学期間の総括を踏まえたうえで、今後のいろいろな工夫とさまざまな活用があると思われませんが、どのように考えているか、お尋ねいたします。

3番目、図書館の活用についてお尋ねいたします。図書館の利用時間について、一般に勤めておられる方々にとって、平日利用しようと思っても図書館が午後6時に閉まっていたら図書館を利用することはできません。平成20年11月に議員視察研修で行った宮崎県高千穂町の図書館は、午後8時まで時間を延長して利用者の立場に立った図書館運営をされていました。愛荘町の図書館でも、勤めている方が利用しやすいように午後8時まで利用できるよう求めますが、検討されているかお尋ねいたします。

2番目、小学校・中学校の学校図書館および小中学生の町立図書館の利用状況はどうなっているか。特に、両中学校とも学校の近くに町立図書館が建っていますが、その利用状況はどうなっているか。もし、利用状況が少ないようであれば、総合的な活用方法を検討すべきではないか、お尋ねいたします。

3点目、読み終わった本、古くなった本を図書館で回収してはどうか。自分が読んだ本が図書館にあり、ほかの人に読んでもらえるならば喜んで出していただく方も多いのではないかと思います。図書館の回収を全国的に呼びかけたところ、数万冊の本が集まった図書館を特集していたことがありました。新しい本の購入ばかりでなく、貴重な古本の回収も大切だと考えますが、どう考えられているかお尋ねいたします。

4点目、図書館に行くと、玄関に各集落の広報紙が掲示してあります。その集落を知るうえで大変役立つものであります。しかし、字の広報紙を発行されている集落のすべてが集まっているとは思われません。もっと熱心に、地域の情報発信の場としての図書館をめざすならば、各集落の広報を集めるべきだと考えますが、今後の対応をお尋ねいたします。

以上、一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)総務主監。

〔総務主監福田俊男君登壇〕

○総務主監(福田俊男君)河村議員のご質問のうち、防災行政無線放送についてお答えします。

まず、1点目の防災行政無線放送の聴取状況でございますが、災害等非常緊急時における通報および行政伝達事項など連絡を迅速に行うため、毎日情報を更新しながら各家庭に設置している戸別受信機により、電波により放送しているところでございます。

施設運用に関しての意向調査は実施いたしておりませんが、放送時等において地域に関係なく受信機の不具合やお問い合わせなどをいただいている状況から、在宅時には聴取していただいているものと推測をいたしております。また、放送内容につきましては、無線局免許証において緊急通報のほか伝達連絡事項とされており、運用方法に制約がある中で、今後も住民の方々が必要とされる情報の発信に努めたいと考えております。

2点目の災害時における放送マニュアルについてでございますが、通常放送は、愛知川庁舎の統合卓で操作するほか、災害時や休日・夜間など緊急時に対応するため両庁舎に親局、および宿直室に遠隔制御装置を設置いたしており、放送マニュアルに基づき全職員が操作できるよういたしているところでございます。

また、施設が直接被害を受けた場合の対応であります。現時点では、災害時の情報伝達手段は無線放送や広報車による周知以外に有効な手段は見当たりません。近年の災害状況から、地域防災計画の見直しについて調査いたしており、危機管理意識の高揚に努めるとともに、情報伝搬方法や職員の初動体制および設置備品など、引き続き対応方法について検討してまいりたいと考えております。

3点目の町ホームページでの音声配信であります。現行の定時放送においては、行事予定や各課からの依頼事項など行政伝達事項を編集して放送いたしており、現状では音声配信まで考慮したシステムとはなっておりません。町ホームページによる配信方法についての貴重なご提言であります。編集作業に労力を要し、またシステム開発や体制整備など検討すべき課題もあり、今後、定時放送における放送内容は、文字による町ホームページに掲載するように努めてまいりたいと考えております。

4点目のツイッターやフェイスブックなどリアルタイムの情報発信につきましては、災害時などの通信手段の1つと言われますが、非常事態における通信機能の維持や作動状況など施設環境面の確保が重要であると思われることから、先進地の取り組み状況など研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(辰己 保君)教育長。

〔教育長藤野智誠君登壇〕

○教育長(藤野智誠君)ただいまの河村議員さんの学校での新聞活用について答弁をいたします。

子どもたちの活字離れや言語能力の低下が言われる中、本町では「町じゅう読書」の推進に努めております。その一環として、子どもたちに新聞を読ませたいと考えます。新聞を読むことは、身近な出来事はもちろんのこと、日本や世界の最新のニュースを理解するとともに、社会の動きや多種多様な情報を得ることができます。読むことにより視野を広げるとともに、社会に関心を持ち、その一員としての自覚を育てることにもなります。また、文章を読み取る力や表現する力など、言語能力の育成にもつながります。この思いは、学校の先生方や児童生徒に伝わっていると思っております。

今年度より愛荘町の新聞販売協会のご協力により、小中学校の子どもたちに新聞を無償で提供いただき感謝しております。

子どもたちの反応についてでございますが、小学校においては、高学年を中心に活用させていただき、国語科・社会科・総合的な学習の時間などに記事を読んだり、集めてコメントをつけたり、自らの新聞づくりに活かすなど有効に活用しています。

東日本大震災についての記事を集めてつくった新聞を廊下や図書館前に展示し、紹介するなど学習を全校に広める工夫もしています。また、朝の読書の時間に新聞を読んで、その内容についてクラスの友だちにスピーチを通して広げる活動もしています。時事の変化や社会に関心を持つとともに、新学習指導要領で重視される言語活動を積極的に取り入れることも有効に活かしております。

また、中学校においても国語や社会などの教科学習に活用しています。特に社会では、時事問題を考える場合に実物教材として活用しております。学校からは、子どもたちが休み時間に新聞の内容を話題にして話す姿が見られるようになってきたとか、時事問題に子どもたちが関心を持てるようになってきたとかいう感想を聞いております。

中学校においては、部活動が朝や放課後にもあり、読む時間が限られています。また、学校生活が忙しく、ゆっくり読む時間がないという声もあるようですが、閲覧スペースをつかって多くの生徒に社会への関心を持たせていくよう、さらに有効活用を考えてまいりたいという声も聞いております。これらの1学期の活用状況を踏まえ、さらに有効活用

ができるよう取り組んでまいりたいと思っています。

以上のことから、新聞の提供が子どもたちに大変有効に活かされておりますことをお伝えして、さらに新聞協会のご協力に深く感謝をして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長(辰己 保君)図書館長。

〔図書館長西河内靖泰君登壇〕

○図書館長(西河内靖泰君)図書館の活用について、河村議員のご質問にお答えいたします。

「町立図書館の利用時間延長」についてですが、現行の開館時間では利用できない方たちがおられるので、その方たちの利便を図ってほしいとの趣旨のご質問と存じます。開館時間の延長も利用者の利便を図る方法の1つではありますが、愛荘町の図書館では、他の形で町民の方々の利便を図る取り組みをしております。

愛荘町の図書館では、土曜日・日曜日も含め午後6時まで開館しています。普通、図書館の世界では、午後5時以降の開館は夜間開館扱いとしております。また、2館体制を生かし、それぞれの休館日をずらして、平日はどちらかが開館しているようにしています。さらに、原則は休館日としている祝日も、状況に応じて年に何回か臨時開館しています。

このように、年間を通して、できるだけ町の図書館全体としての休館日を少なくすることで、例えば、私たちの図書館員もそうですが、平日に休みがあって土・日が休日ではなく働いておられる方々など、多くの人たちが図書館を利用しやすくしております。

夜間開館を実施していて図書館が複数以上ある自治体でも、休館日は全館一斉のところが多いのが現状です。愛荘町のような工夫をしているところは少数で、全国的に見ても先進的なサービスといえましょう。

夜間開館も、地域の事情を考慮して行わないと効果あるものとはなりません。夜間に開館時間の延長をして効果があるのは、乗降客の多い交通ターミナルに近い施設で、住宅地にある施設では夜間開館をしても利用者はそう増えず、逆に1時間当たりの利用者が以前より減ったという事例もあります。

また、現実には開館時間を延長することになれば予算上の課題もあることから、現状では開館時間の延長は難しいものと考えております。よろしくご理解ください。

次の2点目も学校図書館関係、小学生・中学生の学校図書館および小中学校の町立図書館の利用状況ですが、学校図書館の機能は、授業の援助という役割もありますが、ご質問にある個人の利用状況についてお答えします。

町内の学校図書館は、週4日終日開館をしている愛知川小学校を除き、開館が昼休みのわずかな時間に限られています。また、図書の貸出冊数制限があるため個人貸出利用については少ないのが状況でございます。その原因としては、予算の課題もあって、学校図書館の整備や児童生徒の求めに応じた選書ができにくいことも考えられます。町立図書館の利用についてお答えします。昨年度の年齢別利用状況では、小学生の7歳～12歳で利用人数全体の14%を占めています。しかし、中学生の13歳～15歳になると3%と、急激に減っています。中学校では部活動等があることで、平日の町立図書館利用が困難なためといえます。

そのための対策として、町立図書館では、町内小学校全学年全クラスに児童数分の本の貸し出しを学期ごとに行っています。中学校へは出前図書館を開催し、昼休みに町立図書館の本の貸し出しを行うことや団体貸出を行っています。また、夏休み用のブックリストを作成し、司書が町内小中学校全学年全クラスに本の紹介に出向いています。今後も学校図書館と町立図書館が連携し、子どもの生活実態に合わせた読書への取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、本の寄贈の件でございますが、図書館では、図書の寄贈を受け入れています。しかし、寄贈図書の取り扱いについては一任させていただくことをお願いしています。

図書館では、利用者の希望などを踏まえ図書館としての蔵書構成を考えながら資料を収集しています。図書館に所蔵がなく利用が見込めると判断した図書は、蔵書として利用させていただいております。

また、既に所蔵している等の理由で受け入れないと判断したものは、秦荘図書館で年1回実施している「マガジン・リサイクル」、保存年限が過ぎで廃棄となった図書館の雑誌を無償譲渡するものですが、その機会に無償で譲渡することをしております。

図書館では、既存の蔵書を収蔵する場所も十分ではないため、受け入れ不可と判断した図書の保管場所はありません。また、寄贈図書を蔵書にするためのデータや装備費用もかかります。図書館では、図書の寄贈申し出し口までできるだけ応える姿勢ですが、所蔵場所や経費などの事情もご理解いただいたうえで、ご協力をお願いいたします。それから、広報紙の収集についてですが、現在、図書館で旧愛知川地域6紙、旧秦荘地域2紙を収集・保存・掲示しております。自治会で発行される広報紙は、その集落の生活・活動を伝える大切なものですが、区長・広報担当者の交代等により自治会自身でも広報紙の継続保存が難しい状態です。そこで、図書館では玄関で広報紙を掲示して各集落の情報発信を行うとともに、その永年保存に努めているところです。

ご指摘のとおり、すべての広報紙は収集できておりません。集落の細かい情報が載ることもあって、集落外への提供に慎重になられる自治会もあるようです。今後とも広報紙発行している自治会を区長総代会などで把握し、できるだけ提供にご理解・ご協力をいただけるようお願いしていく所存であります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)再質問をいたします。防災無線放送とホームページとの兼ね合いについて、その前に1つ、ホームページでも昨日見ておったのですけれども、地域行事の欄が6月1日から7月31日までしか載ってなくて、8月・9月からの行事が載っていないと思うので、これは更新しておいてもらいたいと思っています。

ここ数日、民泊のこともあるので農林商工課の方から民泊受入家庭についての放送を毎日のように放送されていると思います。そのこともいいのですけれども、実際言うと、ホームページに1つも受入家庭のことについて載っていない。だから放送しか聞けない。だからその内容の放送をされても、実際に確かめるものが1つもないし、電話番号を聞けと言っても筆記もなかなかできない。実際録音で、どこの家庭でもそんなこともできるわけがないわけであって、だから農林商工課の受入家庭についてもホームページでも載せる、あるいはツイッターということであれば140字に限定されているわけだけれども、新しく更新ということが必要だと私は思うのです。9月3日の先日の古紙回収のことは、台風で10日になりましたけれども、10日にやりますよということは、それを聞いていた人はわかるけれども、ホームページでもどこでも確認できない。いちいちこの町に電話しなければ聞けないというのはやっぱりおかしいわけで、新しい情報、10日になりましたということは誰がどこで紹介してくれるわけですか。広報紙で見る、配るわけには聞けないわけでしょう。だから何らかの形で発信を、ツイッターでもいいし、ホームページでもどんどん新しく更新して、ホームページでなくても、どこかの新しい情報を載せるようにするべきだと私は思うのです。

今はもうラジオでも何でも聞くことまでできるし、そのものを載せるというのはなかなか難しいけれども、それを若干原稿にしているのだったら、1行でも2行でもいいけれども、9月3日の古紙回収は10日になりました。受入家庭については農林商工課へ電話してくださいということを少しでも書いておけば、情報を確認できる。私は関心あるから見るのだけれども、関心というのか、その確認というのはなかなかできない人が多いのではないかなと。7時とすると、その時間になかなか防災無線放送におれないので、そのことについて、何度かこの質問の前に総務主監にお話をしているわけで、そのことについて今後どのように考えられているか、ご回答したいと思います。

第2点、新聞活用について教育長に再質問いたします。新聞の、無料で提供していただいていると私は思います。愛知中学校は、1年生5クラス・2年生4クラス・3年生4クラス・特別支援学級で2クラス、16クラスあるわけですね。それで5紙ですから1万5,000円で、毎月22万5,000円の提供、愛知中です。秦荘中で考えたら、1年生2クラス・2年生

3ツフス・3年2ツフス・特別字級は1ツフスなど思つのに8ツフス、12万円、そして中子校に3万34万5,000円、小子校を入れたら60万円ぐらいの提供を毎月してもらっているのです、新聞について。私は何らかの成果が出ないとおかしいと思うので、教育長の思いもいいのですけれども、教育長として教師一人ひとりに会って、どう伝わっているか確認されたことはないと思ふので、私は学校によく入っているので、「先生、実際どうですか」と、「教育長はこれだけ思っておられるのですけれども、使っておられますか」ということは、聞いてもあまり返ってこないの言っているの、もっとこれだけ新聞協会から贈呈してもらっている値段とか考えたら貴重な提供なので、それが有効に使われるべきだと私は思ふ。

ただ単に、ある意見で聞くと、置いておいたら読むだろうというような感想を聞いたのですけれども、それはやはりだめだと私は思ふので、テーマを与える、今月のテーマ、あるいは担任の先生が理科の先生だったら理科のテーマ、あるいは社会の先生、あるいはそれぞれの毎月のテーマがあると思ふので、そういうテーマ、月別のテーマ、あるいは担当者別のテーマというものをやっぱり与えるべきではないかと。

小学校でお聞きしましたら、5紙ではなくて子ども新聞を入れてもらっている。私はいいと思ふのです。そういう利用方法を学校とか利用者の方からあげるべきだと思ふ。

中学校で聞いたら、図書館には欲しいのだけれども、図書館はもらえないのですよという話もあるわけで、そこら辺はやっぱり工夫するとか、1紙でも取ってあげるべきだと思ふので、そこら辺の学校現場と随分相談していただくべきだということをお思ふ。

それとともに、読み終わった新聞の利用方法をどうされるか。これがあまり検討されていないと思ふのですけれども、古紙として廃品回収業者に持って行かれるのか、それをどのように利用するのか、まだ相談までできていないと思ふので、そこは相談されるべきだと思ふのです。相当な新聞の量になりますので、そこら辺は考えてもらふべきだなと私は思ふのです。

それと、やはり新聞協会に対して、教育長も言われていますけれども、新聞販売協会に対してこれだけ贈呈をいただいているわけですから、何らかの感謝とかそういうふうなものが示されるべきではないかなというふうにお思ふので付け加えておきたいと思ふ。

第1点目でありますが、図書館のことでお尋ねしたいと思ふ。私、図書館は非常に大切だなと思っております。昨年、22年2月6日に社団法人彦根青年会議所の2月度公開例会がございました。このときに、片山善博前総務大臣が県立大学にいられて講演をされておられましたのを、たまたま機会があって聞くことができました。図書館はあらゆる人生の問題を解決できる場所だという意味で非常に重要なのだということをお述べておられまして、私は非常に納得したわけです。人生でいろいろ悩んでいる、友だちにも相談できなくても本は聞くことまでできるということにおいては、非常に図書館というのは大切だなということをお思ふので、図書館の充実を図ってもらいたいと考えています。

実際に館長が答えていただいたわけですが、6時というのをやはり1日だけでも夜8時にするとかいうことの工夫というのは当然あるべきだと。利用者の立場に立っていないということも非常にいかんわけで、やはり何らかの形で愛知川庁舎でもそうですけれども、「今日は業務延長日です」と設けられているように、それを便利に感じられる人はあると思ふのです。

最近住民カードで夜遅くまで、24時間使えるからいいのですけれども、あれが使えないときはやはり便利だったわけですよ。だから、図書館でも実際に町職員の人でも、5時まで仕事して、それを調べようと思つて5時半に行ったら、もう6時で締め切りです。5時50分にだいたい終わりですよという放送が入りますね。だから、調べようと思つても調べることができない。土日は地域の行事があったりし行くことができないということもあるときに、やはり最低週に1日でも利用時間を設けるとか、秦荘あるいは愛知川でも1日でもそういうことを設けるようなことを私は検討すべきではないかというように考えますが、館長の意見を求めたいと考えております。

それと、小学校・中学校の図書館との利用ということ申し述べたときに、私は今年の夏も中学校の図書館へ行ったりして見ていると、ボランティアの人が当然、本の登録をインターネットでされていますけれども、ここの1つのパソコンだけしか登録できないのですよ。私は前も言っていたのですけれども、学校と図書館とここの町立の図書館と、なぜインターネットで結べないか。システムが違うし、いろいろ違うのだけれども、やはり図書館をインターネットで結ぶということであれば、学校の図書館で見たい本がなくても、こちらの図書館へ行ったらありますよという、相互利用の方法というのは当然考えるべきであるし、今そういう時代ではないかと思しますので、そこら辺の検討も考えてもらいたい。

それから、福島県の矢祭町ですが、ここは古本を集めて40万冊集まったというところで、集まりすぎて、ちょっともうこれ以上送らないでくださいというようなこともあったのですけれども、今図書館長が言われたけれども、今は本を集めているということをアピールされていませんよ。ブックオフへ持って行くとかいうことになってしまう。「高く買います」と書いてあったって、もう安いもんで言われることが多いので、やっぱり利用される図書館、そういうところに、これは残念なことですけれども、自分の遺族、お父さん・お母さんとかが亡くなったときに、その本をどこに持って行こうかというようなことがあると私は思うのです。それを使われるところがあるかもわかりませんが、それを図書館に残すということは、その財産が残る、本が残る、あるいは貴重な本が残るといえることがあると私は思うのです。

昨年、ちょっと話したかも知れませんが、町史の編さんについて話したときに、石橋の方から家を潰すときに、ちょっと物を見て下さいよと言われて入り札が出てきたわけです。非常に貴重な入り札で、カラー刷りの入り札が出てきたということです。町の職員の人に聞いていたら、愛荘町としても50枚ぐらい、何年もかかって集まった入り札だったのだけれども、その家にもう丁寧に貴重な保存されている。50枚もパッと見つかるわけですよ。それが家に眠っているわけで、各家庭でも非常に重要な本も、なかなか買えない本も、各個人にとってみたら持っておられる場合もあると思うので、町がそういう収集能力をすべきでないかというように思っています。

もう一つ、字の広報についてですが、町長の安孫子の広報なんかでも非常にユニークな広報だなと思って見させていただいています。あるいは中宿・長野西・東円堂・島川、私の沓掛、愛荘町の広報が図書館の方に出ているわけですけれども、ほかの集落に聞いてみたときに、広報は出しているわけですよ。「おたく、広報は出てませんか」言ったら、広報は4回とか出している。あるいは、長野東でも広報掲示板には広報が載っているというようなことを見かけたわけですが、掲示板に載っているのだったら、なぜ町の広報に、機会があって渡されていないと私は思うのですけれども、やはり各集落での活動を参考にさせていただいている、あるいは、こんなことを考えられている、こんなことを取り組まれているということの参考においては、非常に重要ではないかというように考えますので、もっと感謝状を出すとか、あるいはよく議会だよりだったら全国の市町が賞が出るみたいに、字広報のそういう感謝状あるいは賞を出すとか、そういう一つの工夫をしながら集めるべきだと思いますけれども、それについての意見を求めたいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(福田俊男君)再質問にお答えしたいと思います。

ホームページの更新でございますが、これにつきましては、ご指摘をたびたび受けておりまして、大変申し訳ございませんが、最新情報の掲載に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最新情報の掲載でございますが、先ほど申し上げましたように、現在の機器類につきましては音声配信まで考慮いたしております関係から、放送いたしております内容につきましては、ホームページに同じく掲載するように今後努めてまいりたいと思っておりますので、その中でタイムリーな情報をホームページに確保していきたいと、こういうふうに考えさせてもらっています。

併せて、かなりフレームが古い形というか、あまり時代にそぐわない形のフレームになっておりますので、これにつき



ましては来年度には更新をしたいなどというふうな今考えをいたさせてもらっております。以上でございます。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)先ほどの再質問についてお答えさせていただきます。

ご指摘いただきましたように、大変高額な提供をいただいておりますので、有効に活用させていただき、そういった方向をしっかりとやっていくということは大事なことだと思っております。

1学期の総括ということで、12日に教頭・校園長・副園長会をさせていただきますので、そこで1学期のまとめを出していただくことになっております。そこで、お互いに討議をして、そうした結果をまとめて、今度は新聞販売協会さんの方には15日にその報告書を出させていただいて、こんなふうに活用させていただいているという、感謝をその時に述べたいなと思っております。

そういったことで、段々新聞を読むこと、活字に慣れること、いろいろなことを期待しながら、活用方法を工夫していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長(辰己 保君)図書館長。

○図書館長(西河内靖泰君)週1回でも延長していただきたいというお話ですが、図書館で実は閉館したあとは、通常開館していた通常でできない仕事を司書でやっています。そのことで今のところその状況を踏まえまして、なかなかすぐ右から左に延長ということができにくい現状があります。それから、ちょっと1時間ほど実は延長しますと、それだけで光熱水費もかかりますので、基本的には予算上のそういうふうな措置とかも必要になってきますので、その辺のこととしては、ご意見としては非常にわかります。私自身もそのご意見は何らかの形でされるような形にしたいと思っておりますけれども、ちょっと現状ではなかなか、解決すべき課題がございますので、その辺を含めて勉強させていただきたいというふうに思っております。

それから、インターネット等で検索、実は通常のインターネットで十分、パソコンを使っただけであれば、町立図書館の所蔵状況が調べられます。ただダイレクトに学校のシステムと、それから図書館をつなげるという形にはなっていません。自治体によってはそれをちゃんとつなげているところもございますので、その辺のことは図書館だけではできないところがありますので、まとめてやれたら、町全体でシステム構築を考えていけたらと思いますので、その辺は課題にしていきたいと思っております。

それから寄贈の本ですが、福島県の矢祭には、私も3度ぐらい行って、整理をしているところから、実際出来たところから行っています。あそこも全国に発信したことによりまして、県立図書館さんからもご相談を受けて、相談はのったりはしています。実際に整理とか、それから蔵書データをつくるには、かなりの人出も要りますので、町民の大部分の方に整理ではボランティアとしてさせていただきますし、蔵書データについては県内の図書館員の方がかかわっています。実際に集まりすぎまして、大部分の図書を収蔵するために武道館を改築して図書館にしたのですが、その図書館と同じぐらいのお金をかけて書庫をつくらざるを得なかったというぐらいになっています。だからものは限度がありまして、たくさん集まりすぎると困ることもありますけれども、いただけるものであったら、貴重なものはいただきたいということはあると思います。地域の方が出されたもの、それから貴重書についてございましたら、あるいは情報があつたら、こちらの方から寄贈をお願いしたいということもしています。

それから、古書店とかを通して、地域にかかわる資料とかあれば、それについては、現在も購入しております。貴重なものというのは積極的に、地域にかかるそのものについては積極的に、図書館としても収集はしています。

ただ、どこの図書館でも寄贈というもの、図書を受け入れたときに、実は必ずしも全部必要な資料ではなくて、そうでないものも含めていただくことになるので、それを選別するというのは非常に大変な作業になってきます。実は私、以前いくつかの自治体に頼まれて、寄贈された本を鑑定を依頼されて、鑑定をしたことがあります。これほどのぐらいの価値があるのか。それから図書館に入れる必要があるのか。それから古本屋へとか、これはちょっと資源ごみにしかならないとか、そういうものも含めて、いくつかのところで鑑定をさせていただいたこともございます。

それから、いただいたものを整理するのにどうしても人出が要るのです。その人出についていくつかの自治体ではボランティアの方が、その目録づくりをやるのに、そのことにこちらもお手伝いをしてそのつくり方からご指導したこともございます。

それから字の広報、本当に全部集め切れていないのであればこちらの情報不足・力不足でありまして、そのことはご指摘のとおりでございます。字史、初代館長の渡部幹雄が字の広報、長野西とか市の広報を集めて、その縮尺板をつくって、それをまとめて出されています。それがまた字史を作る上で大切ですので、大変役に立っているということもお聞きしていますので、積極的に字の広報についてはもれなく集めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)再々質問します。簡単ですが、教育長の言われた12日に一学期の総括をするというところのものを、教育長だけではなくて議員とかにも渡してもらいたいし、どのように活用されたか、利用されたかということはやはり関心を持って見たいと思いますので、議員にも提供していただきたいと思いますが、その答弁を求めたいと思います。

なお、図書館長には、やはり図書館の利用状況のアンケートをとるべきだと私は思うのです。今もう弁解ばかりですね、結局。利用者の立場に立っての、何を求めているか、何を利用したいか。愛知川図書館の場合は、そこで学ぶ・調べるということは充実していると思うので、秦荘町と随分、やり方・形態が違うなということはあるのですけれども、その善し悪し、やはり利用時間については最低限アンケートをとって、皆さんの要望がどこにあるのかということを知ることが必要だと私は思っていますけれども、その2点について質問したいと思います。それを求めて終わります。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)先ほど答弁いたしましたように、12日に各学校でそういった活動の集約が出てまいりますので、そういったことをまた討議して、まとめたものをつくりますので、また提供させていただきたいと、そのように思います。

○議長(辰己 保君)図書館長。

○図書館長(西河内靖泰君)貴重な提案でございますので、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これで河村善一君の一般質問を終わります。

すべて本日出されました一般質問はこれで終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩午後5時40分

再開午後5時55分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(辰己 保君)日程第4、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。町長。

○町長(村西俊雄君)大変時間も押してまいりました。簡潔に提案説明をさせていただきます。

それでは、提案させていただきました人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明をさせていただきます。



いは委員定数は5人、職員の中から1人、子職任業者から2人をもちし構成とすることになりました。この委員は、町長において議会の同意を得て命ずるということになってございまして、委員の任期は2年となっております。現在の委員につきましては、23年9月10日をもって任期満了を迎えますことから、3人について議会の同意をお願いするものでございます。

3人ともいずれも再任をお願いするものでございまして、まず1人目、次の者を選任することについて議会の同意を求めます。彦根市馬場1丁目1-1、大和田敢太氏、昭和24年11月24日生まれの方でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)これより、同意第2号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、同意第2号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

#### ◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長(辰己 保君)日程第7、同意第3号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)同意第3号でございしますが、愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、滋賀県彦根市佐和町3-15、生駒英二氏、昭和32年2月20日生まれの方でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)これより、同意第3号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、同意第3号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

#### ◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長(辰己 保君)日程第8、同意第4号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

藤野智誠氏の退場を求めます。

〔藤野智誠氏退場〕

○議長(辰己 保君)本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)同意第4号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、次の者を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

これは職員代表でございしますが、滋賀県東近江市種町877番地、藤野智誠、昭和21年1月3日生まれでございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)これより、同意第4号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、同意第4号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

藤野智誠氏の入場を求めます。

〔藤野智誠氏入場〕

### ◎報告第7号の上程、報告

○議長(辰己 保君)日程第9、報告第7号平成22年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君)報告第7号をご説明させていただきます。議案書の6ページをお開きいただきたいと思っております。

平成22年度愛荘町の財政健全化判断比率および資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項ならびに第22条第1項の規定により、毎年度、前年度の決算における財政指標を算定して監査委員の意見を付して議会に報告し、かつ公表しなければならないことになっておりまして、健全化判断比率および資金不足比率について、愛荘町監査委員の意見を付して報告させていただくものでございます。

まず、健全化判断比率の指標であります。実質赤字比率および連結実質赤字比率につきましては、収支が黒字決算となっていることから、数値には表れておりません。実質公債費比率につきましては17%で、不足健全化比率を下回っております。

また、将来負担比率につきましては、標準財政規模に対して将来負担すべき自主的な負担割合でございまして、地方債の発行抑制に努めるとともに特例交付金あるいは臨時財政対策債および法人町民税の増によるほか経費の節減による基金積立てによりまして、数値には表れておりません。

次に、資金不足比率につきましては、下水道事業特別会計が該当しますが、資金不足額が生じておりませんので、数値には表れておりません。

いずれの指標も健全化基準以下でございます。以上の報告をさせていただきます。

○議長(辰己 保君)ここで、監査委員の意見を求めます。1番、徳田文治君。

○1番(徳田文治君)財政健全化審査意見書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項および第22条第1項の規定により、平成23年8月17日に提出のあった平成22年度財政健全化判断比率および資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているか審査した。その結果は、適正に作成されているものと認めます。

平成23年8月30日

愛荘町長村西俊雄様

愛荘町監査委員山本憲宏

同徳田文治

以上、ご報告いたします。

○議長(辰己 保君)これで報告第7号を終わります。

### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第10、議案第41号愛荘町暴力団排除条例の制定についてを議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君)議案第41号愛荘町暴力団排除条例の制定についてご説明させていただきます。この条例につきましては、今回新たに制定されてきたものでございます。別冊の説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

本年8月1日より施行されました「滋賀県暴力団排除条例」におきまして、定めることができない市町への入札参加拒否、施設使用の不承認、利益供与の禁止の範囲等を規定するものでございまして、県・市町の条例により滋賀県から暴力団を排除するため制定するものでございます。

議案書の7ページでございしますが、この条例につきましては、11条で構成をいたしてございまして、第1条といたしまして、町民生活の安全と平穏の確保、社会経済活動の健全な発展を目的といたしてございまして、

第2条といたしまして、用語の定義を定めるものでございます。

第3条といたしまして、暴力団を利用しない、暴力団に協力しない、暴力団と交際しないなど、基本理念を定めるものでございます。

8ページに移りまして、第4条といたしまして、施策の推進など町の責務を定めるものでございます。

第5条といたしまして、町・警察が行う施策に協力し、情報の提供など町民等の役割を定めるものでございます。

第6条といたしまして、町が実施する入札に参加させないなど、町の事務および事業における措置を定めるものでございます。

第7条といたしまして、警察と緊密に連携し、安全確保など町民等に対する支援を定めるものでございます。

第8条といたしまして、町の公の施設の使用の不承認等を定めるものでございます。

第9条といたしまして、中学校の生徒が暴力団に加入せず、また被害を受けないよう、青少年に対する教育等のための措置を定めるものでございます。

第10条といたしまして、暴力団の威力を利用することの禁止を定めるものでございます。

第11条といたしまして、金品などの利益の供与の禁止を定めております。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第41号愛荘町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長(辰己 保君)日程第11、議案第42号愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

○議長(辰己 保君)日程第11、議案第42号愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君)議案第42号愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。議案書の10ページ、別冊の説明資料の3ページをご覧くださいと思います。

改正理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律等が平成16年11月10日に施行され、地方自治法第234条の3および地方自治法施行令第167条の17により、物品の借り入れや役務の提供を受ける契約など債務負担行為をせず長期契約でできることになったことでございます。

今回、学校給食調理業務、給食運搬業務などの契約種別を追加するため、条文の整理ならびにその他文言について所要の整備を行うことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案書の10ページでございますが、条例の一部を改正するという事で、第2条第1号を、「物品を借り入れる契約で、商習慣上複数年にわたり契約を締結することができる一般的なものであるもの」に改めるものでございます。

同条第2号を、「継続的に役務の提供を受ける契約で、初期投資額の回収に数年にわたる期間が必要なもの」「業務に習熟することに一定の期間を要するもの」のほか規則で定めるもののいずれかに該当するものに改めるものでございます。

同条第3号および第4号を削る。

第3条を、長期継続契約ができる契約の範囲・期間など必要な事項を、条例施行規則に委任するものに改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第42号愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例に対し、反対を表明します。

説明資料には、この条例改正の理由の中の追加する契約種別に、給食調理業務が含まれています。これは言うまでもなく、学校給食の調理業務を民間委託するためであり、私は学校給食の調理業務を民間委託することに反対であることを表明いたします。反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかにも討論はありますか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。議案第42号愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

今ほどの説明の中でも、説明書の中でも、地方自治法の一部を改正する法律が平成16年11月10日に施行され、地方自治法第234条および地方自治法施行令第167条の17により、債務負担行為をせず長期契約でできること、物品の借り入れや役務の提供を受ける契約のほか、給食調理業務・学校給食運搬業務など契約種別を追加するための所要の改正を行うものであります。

また、改正の原稿案を見ましても、給食センターの調理業務、物品そしてまたコンピュータ等の長期契約ということ

で、何も問題ないと思い賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これより、議案第42号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、議案第42号愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第12、議案第43号愛荘町税条例等の一部を改正する条例についてを議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(辻善嗣君)それでは、議案第43号をご説明させていただきます。議案書の11ページ、別冊説明資料の6ページでございます。それでは、別冊説明資料の6ページをご覧くださいと思います。

改正の理由でございますが、現下の厳しい経済状況および雇用情勢に対応して、税制ひ整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、またこれに関連して政令・省令が6月31日に公布されました。租税罰則の見直しや寄附金税制に関する改正などが行われたことに伴いまして、本町税条例の規定について所要の改正をするものでございます。

また、併せまして、先の東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るための地方税法の改正に伴いまして、住宅や家財等に生じた損失に係ります雑損控除や住宅借入金等特別控除の適用期限の特例について、被災された方が本町の住民となられた場合に負担の軽減を図るための規定を加える改正を行うものでございます。

主な改正点についてご説明を申し上げます。

まず、第1条関係では、税条例の一部改正でございます。

第26条では、町民税の納税管理人の申告規定でございますが、不申告に対する過料を、現在3万円以下を10万円以下に引き上げるもので、施行日は公布の日から試算して2月以上経過した日とするもの。

また、第34条の7は寄附金税額控除の規定でございますが、第1項および第2項では、控除の適用下限額について、今まで5,000円以上でない対象とならなかったものを所得税の下限額と同様に2,000円に引き下げるものでございます。

第1項・第3号・第4号につきましては、国税庁が認定した特定非営利活動法人いわゆる認定NPO法人以外の、地域で活動されている企業法人への寄附金についても、町が当該法人の名称と主たる事務所の所在地を明らかにして個別に指定することで、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるよう、法律改正が行われることによります条文の改正でございます。個別の指定は、規則で定めることといたしております。

36条の2は町民税の申告規定でございますが、第1項では、町指定寄附金のうち指定NPO法人への寄附と認定NPO法人等への寄附金に係る申告等を区別するための改正でございます。

第6項では、町指定NPO法人への寄附金が寄附金税額控除対象となったことに寄附金税額控除を受けようとする場合の申告義務規定を加えるものでございます。

第6項から第8項につきましては、新たに第6項を追加したことによる項ずれの修正、平成24年度の町民税から適用するもので、23年1月1日以降の寄附金を対象とするものでございます。

第36条の3につきましては、法施行規則に各号の規定がないことに伴う改正で、36条の4は、町民税に係ります不申告に関する過料の規定であります。1つ目として、地方税法と同様に規定の統一するために改めるものです。2つ目として、条例第26条の2の改正に付して引用条項のずれを修正するもの。3つ目として、第26条と同様、過料の21



フロは、第47条第2項第2号の改正により、タリ市米價のタイに改正するもの。フロは、第48条第1項第1号の改正により、米價の引き上げでございませう。

第53条の10は、退職所得申告書の不提出についての規定でございませうが、先ほどと同様、過料を引き上げるものでございませう。

第61条の改正につきましては、地方税法による負担軽減措置等の見直しに伴う引用条項のずれを修正するものでございませう。

第65条から次のページの第139条2までの改正につきましては、先ほどと同様、不申告の場合の過料の規定、また過料の規定のない税目については新たに規定するもので、第139条の3につきましては、第139条の2を追加したことにより、各条を修正するものでございませう。

付則第8条の1つ目は、肉用牛の売却により、農業所得の課税の特例でございませうが、免税対象牛の年間売却頭数2,000頭から1,500頭に引き下げたうえで、その適用事業を平成27年度まで3年間延長するものでございませう。

2つ目は、地方税法の規定に合わせて文言を改めるものでございませう。

付則第10条の2については、新築住宅等に関する固定資産税の減額規定を受けようとする者の申告規定でございませう。高齢者の住居の安定確保に関する法律の改正に伴い、引用条項のずれを改めるものでございませう。

付則第23条および24条につきましては、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るための地方税法の改正に伴い、住宅や家財等に生じた損失に係る雑損控除や住宅借入金等特別控除の適用期限の特例についての規定を加えるものでございませう。

第2条関係では、平成20年条例第31号の愛荘町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございませう。

付則第2条、個人の町民税に関する経過措置の中の第3項につきましては、条例第34条の7の改正に伴い、読み替え規定を改めるもので、第7項・14項・19項につきましては、23年12月31日までに支払いを受ける上場株式等の配当または譲渡所得に係ります10%軽減税率を、25年12月31日まで2年間延長するものでございませう。

10ページの第3条関係につきましては、平成22年条例第20号の愛荘町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございませう。

付則第1条・第2条におきまして、非課税口座内の少額上場株式等に係ります配当および譲渡所得等の非課税措置の施行期日、または適用年度につきましては2年の延長をするものでございませう。

改正付則関係につきましては、第1条から第5条まで、それぞれの施行期日と経過措置を定めるものでございませう。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。議案第43号愛荘町税条例等の一部を改正する条例に対し、反対を表明します。

租税罰則の見直しに伴う過料の引き上げの内容があります。前条で、過去に実例のないとの説明でしたが、いずれにしても納税者に対する刑事罰の強化という観点から、賛成できない内容です。

また、上場株式等の配当・譲渡所得等にかかる優遇策の延長をする内容は、金持ち優遇政策の延長であることを訴えまして、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありますか。15番本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。議案第43号愛荘町税条例等の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

今回提案されている条例改正は、現下の厳しい経済状況および雇用情勢に対して、是正の整備を図るための地方税等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本町税条例を改正するものであります。

不申告人に対する罰則の見直しをはじめ給付金、税額控除の適用、下限額の引き下げや地域のNPO法人の活動を支援するため、その法人に対して出された寄付金について、新たに個人住民税の寄付金、税額控除の対象とされていることと、併せて、東日本大震災の被災者が本町の住民となられた場合の負担の軽減など、町税負担の軽減措置が盛り込まれているものであり、本条例改正に賛成するものであります。委員各位におかれましても、本条例改正にご賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、議案第43号愛荘町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決に決されました。

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第13、議案第44号愛荘町道路占用料徴収条例の制定についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監主監田原秀郷君登壇〕

○農林建設主監(田原秀郷君)議案書の18ページをお願いいたします。議案第44号愛荘町道路占用料徴収条例の制定について、ご説明をさせていただきます。説明資料の方の30ページをお願いいたします。

条例制定理由でございますけれど、当町の道路占用物は、現在、占用料を免除しております。しかし、公共事業により電柱等の移転が発生した場合は、無償で対応していただいております。

昨今の経済情勢に添った取り組みを推進することから、道路法第39条第1項による占用料徴収を実施します。

また、現在年間100件前後の新規占用許可が発生しており、書類上で占用許可をしております。こうしたことを背景として、平成22年度に町道における占用物件の調査結果を踏まえ、今年度「愛荘町道路占用料徴収条例」を策定し、平成24年4月1日から施行するものであります。

愛荘町道路占用料徴収条例の要旨としましては、議案書の18ページでございますけれども、1条には趣旨、2条には占用料の額、3条には占用料の減免、4条には占用料の徴収方法、第5条には占用料算定の期間等、第6条には占用料の還付、第7条には委任についてを定めております。

また、詳細な部分につきましては、規則等で定める予定でございます。議案書の20ページでございますけれども、2条関係の別表には占用料額を定めておまして、国の道路法の施行令で決められております料金体制を準用しております。以上よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第44号愛荘町道路占用料徴収条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第45号・議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第14、議案第45号愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例および日程第15、議案第46号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長村西作雄君登壇〕

○教育次長(村西作雄君)議案書24ページ、議案第45号愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

1条中「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に改めるものでございます。

また、議案46号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましても、愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

両議案とも、昭和36年に施行された「スポーツ振興法」が本年8月「スポーツ基本法」として全部改正されたための改正でございます。「スポーツ基本法」では、従来の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」と呼称されているための改正でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより、議案第45号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第45号愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

る条例は、原案のとおり可決されました。

○議長(辰己 保君)続いて、これより議案第46号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第46号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第16、議案第47号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監福田俊男君登壇〕

○総務主監(福田俊男君)議案第47号をご説明させていただきます。議案書の26ページをお開きいただきたいと思

います。  
損害賠償の額を定めることについて。損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

1. 相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2. 事故の概要。平成23年5月30日午後2時20分ごろ、相手方の住民さん宅の駐車場で、訪問した職員が駐車しようとして公用車を後進した際、後方への確認が不十分だったため、住民さん宅のカーポートに公用車の運転席側後部を接触させたものでございます。

3. 損害賠償額につきましては、3万4,650円でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第47号損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第17、議案第48号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監福田俊男君登壇〕

○総務主監(福田俊男君)議案第48号をご説明させていただきます。議案書の27ページでございます。平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,278万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億593万1,000円とするものでございます。

事項別明細の33ページを見ていただきたいと思います。補正予算の内容につきましては、先の全員協議会におきまして詳細を説明させていただいておりますので、各科目の補正額および主な内容をご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず歳入でございますが、国庫支出金民生費国庫補助金につきましては、巡回支援専門員設置事業にかかる在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金67万6,000円の追加。

県支出金の民生費補助金社会福祉費補助金につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所の規模拡大に伴いまして、介護基盤緊急整備補助金2,803万8,000円ならびに介護施設等開設準備経費補助金540万円および新規事業の地域福祉強化事業といたしまして、しが地域支え合いづくり促進事業費補助金355万円の追加。

障害福祉費につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴う障害者自立支援臨時特例事業費補助金50万4,000円の追加。

児童福祉費補助金につきましては、八木荘保育園全面改築による子育て支援環境緊急整備事業費補助金5,768万7,000円の追加でございます。

衛生費県補助金につきましては、肺炎ウィルス検診の受診による健康増進事業費補助金6万8,000円の追加。

労働費県補助金の雇用対策費補助金につきましては、コミュニティビジネス創出事業の減により、ふるさと雇用再生特別推進事業補助金85万円の減、緊急雇用創出特別推進事業補助金につきましては、新規事業の追加および計画変更などによりまして1,792万6,000円の追加。

農林水産業費県補助金の農業振興費補助金につきましては、補助事業の拡大により環境保全型農業直接支払対策補助金、学校給食野菜供給拡大事業費補助金合わせまして16万2,000円の追加。

林業費補助金につきましては、森林法の改正に伴い、森林整備地域活動支援交付金55万6,000円の減額、県補助金合わせまして1億2,192万7,000円の追加でございます。

34ページでございます。財産収入不動産売払収入につきましては、(仮称)湖東三山スマートインターチェンジ用地といたしまして、中日本高速道路株式会社に山林3筆2884.42平方メートルを売買により、普通財産売払収入605万7,000円の追加でございます。

繰入金につきましては、子育て支援環境緊急整備事業財源としまして、福祉・保健基金を取り崩すもので5,760万円の追加。

繰越金につきましては、財源調整としまして、前年度繰越金433万9,000円の追加。

諸収入貸付金元利収入につきましては、農林業の振興につきまして町が事務局となって組織します協議会等の円

滑な運営を支援するため、運営資金を貸し付けた農林業振興資金貸付金元利収入1,143万7,000円の追加でございます。

雑入につきましては、町有自動車損害共済保険金、長寿社会づくりソフト事業費交付金、消防団員等公務災害等療養補償費を合わせまして75万3,000円の追加でございます。

36ページに移りまして、次に歳出でございますが、議会費につきましては、新規認定によります住居手当20万円の追加。

総務費財産管理費につきましては、先ほど議案第47号でお認めいただきました公用車物損事故にかかります相手方への損害賠償金として3万5,000円の追加。

電子計算費につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴います給付支払電算システム開発業務委託料50万4,000円の追加。

民生費社会福祉総務費につきましては、高齢者や障がい者など社会とのつながりや日常生活に支援が必要な人を地域が支えるため、地域支援会議設置にかかる講師謝礼・需用費・通信運搬費合わせまして5万円の追加。

負補交の下段の愛荘町社会福祉協議会に、地域支え合い活動促進事業補助金350万円の追加。

また、負補交のグループホーム「きずな」におきまして、現在1ユニット(定員9名)を、平成24年度から2ユニットに事業拡大されるのに伴いまして、認知症対応型共同生活介護補助金3,000万円の追加によりまして、スプリンクラー設置196万2,000円の減および介護施設等開設準備経費補助金として540万円の追加でございます。

社会福祉施設費につきましては、新規認定による扶養手当14万円の追加。

老人福祉費につきましては、介護予防住宅改修の申し出による高齢者小規模住宅改造助成事業補助金2件分、35万円の追加でございます。

障害福祉費につきましては、前年度の精算に伴います補助金返還金1,000円の追加。

介護保険費につきましては、地域包括支援センター職員の人事異動によりまして、人件費として介護保険事業特別会計繰出金80万3,000円の追加でございます。

38ページに移りまして、児童福祉総務費につきましては、八木荘保育園舎の老朽化と入所児童の増加によりまして、定員60名から70名に拡充をして床面積696.15平方メートルの整備計画が、子育て支援環境緊急整備事業に採択されましたことから、園舎全面改築事業補助金1億1,537万4,000円を追加するものでございます。

衛生費保健衛生総務費につきましては、財源更正でございます。

環境衛生費につきましても、住宅用太陽光発電システム補助金交付件数の増加に伴いまして、20件分、240万円の追加でございます。

保健衛生諸費につきましては、新規認定によります扶養手当14万円の追加。

健康増進事業費につきましては、財源更正でございます。保健衛生費合わせまして254万円の追加でございます。

労働費の失業対策費につきましては、すこやか生活支援事業および外国人児童支援事業にかかります臨時職員の雇用日数の減によりまして、職員手当・共済費・賃金合わせまして482万9,000円の減でございます。

委託料につきましては、ふるさと雇用再生特別推進事業のコミュニティビジネス創出事業計画の変更に伴う減のほか、新たに緊急雇用創出特別推進事業を活用いたしまして町公有地地番照合委託業務、町有施設占有物調査委託業務ならびに町公有財産建物整備化委託業務の追加によりまして2,190万5,000円の追加でございます。

農林水産業費の農業振興費につきましては、学校給食向け地場野菜の供給拡大に取り組む生産者を支援する学校給食野菜供給拡大事業費補助金8万4,000円の追加。また、化学肥料や農薬を5割以上低減したうえで地球温暖化防止や生物多様性保全に高い営農活動に取り組む生産者に対して環境保全型農業直接支払交付金15万円の追加。貸付金につきましては、協議会等が実施をいたします事業補助金につきましては、完了後、事業主体に直接交付されますことから、町が専務局の鳥獣被害防止対策協議会、愛荘農工アイランド協議会の円滑な運営を支援

するため、限度額2,000万円、貸付期間2年以内、無利子で一括償還によります農業林業振興資金貸付金1,143万7,000円の追加でございます。農業費合わせまして1,167万7,000円の追加でございます。

40ページに移りまして、林業振興費につきましては、今年度から間伐に対する国の造林補助金が5ha以上に集約化する活動に対して支援されることとなりましたことから、森林整備地域活動支援交付金74万2,000円の減。

商工費観光費につきましては、全国町村会主体のイベント等に「びん細工てまり」「66うどん」の出展となります旅費5万1,000円の追加。

土木費土木総務費につきましては、人事異動に伴います扶養手当ならびに管理職手当合わせまして15万円の追加。

消防費非常備消防費につきましては、消防隊員1名が消防訓練活動中の負傷によりまして消防団員等公務災害等療養補償2万9,000円の追加。

消防団員公務災害補償共済基金掛金につきましては、今回の東日本大震災によりまして消防団員等の公務災害補償責任共済等に関する法律施行令が改正をされまして、平成23年度に限り団員一人当たり1,900円を2万4,700円に引き上げたことによりまして323万8,000円の追加。

災害対策費につきましては、平成23年7月25日に山川原地先におきまして発生をいたしました突風によりますランパート現象によりまして建物被害に対しまして、町の被災者見舞金交付金内規によりまして、被災見舞金15件分の15万円の追加でございます。消防費合わせまして341万7,000円の追加でございます。

教育費の小学校費学校建設費につきましては、学校施設で普通教室に空調整備ができていない愛知川地域の両小学校の普通教室に、エアコンを平成24年度に設置するための設計業務委託料270万円の追加でございます。

42ページに移りまして、社会教育費総務費につきましては、新規認定によります手当9万円の追加。

文化財保護費につきましては、愛知川の八幡神社の修繕にかかります文化財管理補助金6万6,000円の追加。

公民館費につきましては、愛知川公民館大ホールの舞台照明用消耗品5万9,000円の追加。

図書館費につきましては、新規認定による住居手当39万円の追加。

文化振興費につきましては、ハーティーセンター秦荘外壁タイルの全面改修設計業務委託料53万円でございます。社会教育費合わせまして113万5,000円の追加でございます。

保健体育総務費につきましては、スポーツ大会の出場激励金の交付件数の増によりまして13万5,000円の追加。

体育施設費につきましては、スポーツセンターの漏水調査委託料といたしまして25万2,000円の追加。保健体育費合わせまして38万7,000円の追加でございます。

43ページにつきましては、一般職の補正予算、給与費明細書等を記載いたしております。上段につきましては、給与費等の総括でございまして、職員手当の増によるものでございます。中段には職員手当の内訳、下段には給料および職員手当の増減額の明細でございまして、支給対象職員の新規認定に伴います増でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第48号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第18、議案第49号平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監(杉本幸雄君)議案第49号のご説明を申し上げます。議案書44ページをご覧ください。平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ890万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億550万7,000円とするものでございます。

事項別明細書47ページをご覧ください。47ページの上の歳入でございますが、歳入では、繰越金の療養給付費交付金繰越金790万2,000円と、その他繰越金100万5,000円の追加。繰越金合計890万7,000円を追加するものでございます。

歳出の諸支出金償還金及び還付加算金償還金でございますが、償還金利子及び割引料として890万7,000円を追加するものでございます。これは、前年度の医療費確定により超過交付分の補助金・交付金の返還額100万5,000円を追加するものとともに、退職者医療療養給付費等事業補助金返還金790万2,000円必要でございますので追加計上するものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。これより、議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第49号平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第19、議案第50号平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題



○議長(辰己 保君) 休名ノロ在席1名、議案第50号下成20年度愛荘町介護保険事業交付金計画補正予算第2号ノ議案  
にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)議案第50号をご説明申し上げます。議案書48ページをご覧ください。平成23年度  
愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ947万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億  
4,182万円とするものでございます。

事項別明細書51ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、支払基金交付金の介護給付費交付金につきましては、平成22年度介護給付費確定に  
よります負担割合30%としての交付不足分32万8,000円の追加交付を受けるものでございます。

一般会計繰入金の地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)でございますが、これは人事異動に伴う地域  
包括支援センター職員の人件費増額の80万3,000円を繰り入れるものでございます。

1つ飛ばして52ページの前年度繰越金は、確定に伴いまして839万8,000円の増額でございまして、戻っていただいて  
51ページの下ですが、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金は、前年度繰越金を補正予算財源に充てること  
による減額と、そして保険料還付金の減額分合わせて5万9,000円減額するものでございます。

そして、53ページでございます。歳出でございます。

地域支援事業費包括的支援事業・任意事業の地域包括支援センター運営費につきましては、人事異動に伴います  
給料と共済費合わせて80万3,000円を増額するものです。

諸支出金償還金及び還付加算金の第1号被保険者保険料還付金は、保険料の還付額が確定したため5,000円減額  
するものです。

諸支出金の過年度負担金交付金返還金696万8,000円の追加は、前年度の介護給付費地域支援事業介護予防事  
業分の確定により、国県支払基金へそれぞれ返還するものでございます。

そして、54ページでございます。54ページの介護給付費準備基金積立金170万4,000円追加は、介護保険料滞納繰  
越分と前年度の基金超過繰入分と過年度分の支払基金交付金を積み立てるものでございます。

55ページは、一般職の給与費明細書でございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。これより、議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに  
賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第50号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第  
2号)は、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第51号～議案第58号の上程、説明、質疑、決算特別委員会付託

○議長(辰己 保君)日程第20、議案第51号平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、日程第27、議案第58号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでを一括議題にします。なお、この決算説明については、自席から説明を求めるとします。本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者(西川都々子君)それでは、平成22年度の愛荘町一般会計歳入歳出決算と7特別会計の歳入歳出決算について説明をさせていただきます。ただいま議長の方から申されましたように、自席からの発言をさせていただきますので、よろしくお願いします。座らせていただきます。

平成22年度における経済状況につきましては、デフレの影響や雇用経済の悪化懸念が予想されているものの、海外経済の緩やかな回復や緊急経済対策をはじめとする各種の政策効果などを背景に景気の持ち直しが期待されていましたが、東日本大震災の影響により電力供給の制約や原子力災害および原油高の影響等により景気が低迷し、依然として厳しい状況が続いております。

本町におきましても、地域経済や雇用活動について大変厳しい状況にあり、各所において厳しさを持つ環境下での行政運営となりました。

合併から5年が経過し、財政の健全化を一層図りながら、一方で町民サービスを低下させないことはもちろんのこと、必要な行政課題解決に積極的に対応したところであります。

主な事業につきましては、給食センター建設事業、子育て支援環境整備事業、愛知川東小学校増築事業ほか、11月からはコンビニエンスストアにおける証明書の交付サービス(住民票・印鑑証明書)事業を開始し、町民が手軽に行政サービスを利用できる環境づくりの整備を行いました。

また、繰越明許事業では、国庫補助金を活用し、第1期秦荘東小学校大規模改造事業や(仮称)湖東三山インターチェンジ整備事業のほか、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を積極的に活用し、愛知川庁舎のほか施設改修のために10事業を実施いたしました。

また、地域の雇用行政が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため緊急雇用創出事業補助金等を活用し、雇用の創出を図ることができました。

それでは、今議会に提出の平成22年度愛荘町における各会計の決算認定に関する議案につきましてご説明申し上げます。

上程しています議案第51号平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか、議案第52号から議案第58号までの特別会計決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定に付さなければならないことになっております。また、決算については、この後、決算特別委員会および各常任委員会に付託・審議されることになっております。したがって、私の方からは、全体の決算状況の概要を主に説明させていただきます。議案別冊の各会計歳入歳出決算書、ピンク色の表紙のものでございますが、それをもって説明させていただきます。議案番号の順に従いまして順次説明を申し上げます。

まず、議案第51号愛荘町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。一般会計歳入歳出決算の2ページから5ページまでです。主なものについて申し上げます。

一般会計歳入決算額、収入済額の合計は96億9,342万4,687円で、前年度対比3億4,924万円の増、率にして3.7%の増となりました。

款1町税であります。全体で30億2,223万8,327円、前年度に比べ2億3,123万5,000円の増、率にして8.3%の増となりました。特に法人町民税は景気低迷の中、企業の経営努力により2億6,090万5,000円の増、前年度に比べ133.9%と大幅に増加いたしました。

個人住民税は、所得の減少等により前年度対比10.0%の減少、固定資産税は、税率引き上げによる増、市町民税は、

個人住民税は、所得の減少等により前年度対比90.2%、固定資産税および軽自動車税は微増、たばこ税は税半率の引き上げにもかかわらず前年度同額程度となりました。

款9地方交付税であります。23億5,770万2,000円を収入しております。前年度に比べ1億9,292万8,000円の増、率にして8.9%の増となっております。国において、総額1.1兆円の増、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税が3.6兆円と過去最高額となったことや、雇用対策・地域資源活用臨時特例費として法改正により拡大されたことによるものでございます。

款13国庫支出におきましては、10億4,433万1,446円を収入し、前年度より9,038万3,000円の減、率にして8.0%の減となっております。これは、国の経済対策により地域活性化交付金等が縮小されたことによるものでございます。

款14県支出金でございますが、5億9,776万7,281円を収入し、前年度に比べ3,147万9,000円の増加、率にして5.6%の増となっております。主に、緊急雇用創出特別事業補助金等の増加等によるものでございます。

款16寄付金でございますが、233万2,132円を収入しております。前年度に比べ494万円の減収、67.91%の減となっております。今年度におきましては、防火水槽の整備等の減少によるものでございます。また内訳は、がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金として44万円、小型動力ポンプ等の消防施設整備事業寄付金が189万2,000円となっております。

款17繰入金でございますが、4億5,055万4,847円で、前年度に比べ6億6,279万7,000円の減で、率として59.5%の減となっております。財政調整基金等の繰り入れ減によるものでございます。

款20町債におきましては、9億7,860万円で、前年度に比べ3億6,300万円の増となり、率にして59.0%の増となっております。これは、一般単独事業債1億9,170万円、臨時財政対策債7億7,950万円等を発行したものでございます。歳入決算額は、4～5ページの収入済額の各欄を見てくださいとおりでございます。また、不納欠損処分も998万5,785円行いました。収入未済額は2億8,194万3,645円となっております。収入未済額につきましては、なお一層収納推進に努めてまいりたいと存じております。

次に、歳出について申し上げます。6ページから9ページでございます。

歳出における主なものは、款2総務費におきましては、10億809万5,908円を支出しております。歳出総額の11.0%を占めており、前年度に比べ4億5,305万円の減となり、率にして31.0%の減となっております。詳細は54ページから81ページに記載しています。

定額給付金事業繰越明許がなくなったことで、3億1,487万円の減、また繰越明許で国の経済対策交付金を活用した庁舎等管理事業の4,343万円の増、賦課徴収事業で町税等還付金のうち大口還付の減少によりまして1億7,758万円の減等によるものであります。ほか職員の人件費、庁舎等施設管理運営費、電算システム等情報基盤整備費、まちづくりの支援のため自治振興費などを実施したものであります。

款3民生費におきましては、22億9,916万7,652円を支出しております。歳出総額の25%を占めており、前年度対比5.8%の増で、詳細は80ページから101ページに記載しております。主に、子ども手当の創設等による増であります。また、山川原地域総合センター屋根改修工事繰越明許事業でございますが、それから、いきいきセンター、健康プール、愛の郷指定管理料のほか、老人・障がい者・児童人件対策などの事業を実施したものでございます。

款4衛生費におきましては、5億3,189万6,133円を支出しております。歳出総額の5.8%を占めており、前年度対比1,625万4,000円の減、23.0%の減であります。詳細を100ページから110ページに記載しております。母子保健事業、予防接種事業、環境対策事業を実施したものでございます。また、昨年度より実施しております地球温暖化防止対策の一環として、地域基盤づくり推進基金を活用した個人住宅の太陽光発電システム設置補助を行いました。

款5労働費におきましては、9,129万7,446円を支出しており、前年度に比べると4,559万1,000円の増で、詳細は108ページから111ページに記載していますが、国からの交付金として緊急雇用創出特別推進事業、ふるさと雇用再生特別事業の拡大により、率にして99.7%の増となっております。

款6農林水産業費におきましては、1億9,451万3,099円の支出をしております。歳出総額の2.1%を占めており、前年度に比べ1,148万2,000円の減で、率にして5.6%の減となっております。詳細は110ページから117ページに記載していますが、集落営農ビジョン推進事業、国営造成施設管理体制整備促進事業などが減少したものでございます。

款7商工費であります。5,136万5,995円を支出しております。前年度対比1,791万円の減で、率にして25.9%の減です。詳細は116ページから119ページに記載しております。緊急経済対策により実施いたしました住宅リフォーム促進事業や商工会合併記念地域商業活性化対策事業の減によるものでございます。

款8土木費におきましては、7億9,078万4,917円を支出しております。歳出総額の8.6%を占めています。前年度対比3億6,804万円の減で、率にして31.8%の減です。詳細は118ページから129ページに記載しています。道路新設改良事業の縮小、また下水道事業の縮小により特別会計繰出金2億7,150万円の減などによるものでございます。ほか法定外公共物管理、道路改良および用地取得、道路改修維持補修工事、交通安全施設整備、都市計画推進業務、各集落実施の環境整備対策などに支出したものでございます。

款9消防費ですが、3億3,990万4,172円を支出しております。歳出総額の3.7%を占めています。前年度対比3,903万6,000円の減で、率にして10.3%の減です。詳細は128ページから130ページに記載していますが、消防防火水槽設置事業の縮小などによるものでございます。

款10教育費におきましては、15億4,826万3,276円を支出しており、歳出総額の16.8%を占めています。前年度対比1億644万円の増で、率にして7.4%の増です。詳細は130ページから177ページに記載しております。秦荘幼稚園建設事業等が減で、小学校・中学校のICT情報通信技術環境整備事業および愛知中学校の増築事業等が減となりましたが、秦荘東小学校大規模改造事業、愛知川東小学校増築事業、給食センター建築事業などにより増加となりました。

款12公債費におきましては、13億1,856万7,138円を支出しております。歳出総額の14.3%を占めており、前年度に比べ5,429万9,000円の減で、率にして4.3%の減となっております。詳細は176ページから177ページに記載していますが、繰上償還分が減になったことによるものでございます。

款13諸支出金におきましては、9億5,243万6,179円を支出しております。歳出総額の10.4%を占めており、前年度に比べ9億4,442万2,000円の増となっております。詳細は176ページから179ページに記載しております。余剰費を財政調整基金に3億円、地域基盤づくり推進基金に1億3,800万円、教育振興基金に4億円など積み立てをいたしました。次に、180ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額96億9,342万4,627円、歳出総額91億9,887万1,209円、歳入歳出差引額4億9,455万3,478円、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許繰越額が2億5,479万円、事故繰越し繰越額が357万5,000円で、実質収支額2億3,618万8,478円となりました。前年度に比べ7,101万6,000円の増、率にして43.0%の増となりました。

歳入全体の状況から、町税、分担金及び負担金、使用料・手数料などの自主財源は43億6,545万4,000円で、前年対比1億3,025万1,000円の減、率にして2.9%の減となり、全体の45%を占めています。県支出金、地方債などの依存財源は53億2,797万1,000円で、前年対比4億8,009万3,000円の増、9.9%の増となりました。

次に、181ページの財産に関する調査でございますが、土地・建物についてでございますが、愛知川地域を182ページに、秦荘地域を189ページに記載しております。愛知川地域では愛知川東小学校増築事業、エレベータの増築により非木造11平方メートルの増加、また秦荘地域では、秦荘西小学校大規模改造事業、エレベータの増築や風除室の追加等によりまして、非木造223平方メートルの増加となっております。

次に、183ページをお願いいたします。(2)物品につきましては、公用車を環境対応車購入促進補助金を活用いたしまして軽自動車に買い替えをいたしましたので、増減のところは0になっておりますが、実際は増1・減1ということで、増減の欄のところは0になってございます。

(3)支出による権利につきましては、年度中の増減はございません。

184ページの基金につきましてはでございますが、財政調整基金などのほか10基金があります。それぞれ増減がございますが、22年度は4億5,037万円の取り崩しを行い、積立額として9億5,243万円を行ったものでございます。決算年度末現在高は土地開発基金を除きまして37億2,012万円で、前年度対比5億207万円の増となり、率にして15.6%の増となっております。

(5)の有価証券につきましては預金利息でございます、159円の増加で決算年度末現在高は24万6,234円となっております。

以上、平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の状況でございます。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

議案第52号住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算について申し上げます。歳入決算額は187ページで、収入済額が444万9,490円、歳出決算額は188・189ページでございますが、支出済額も同額の444万9,490円となっております。

現在、貸付事業は実施しておりませんが、従前に貸付いたしました貸付金の償還事務および起債の償還にかかる事務を行っています。

196ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額・歳出総額とも同額であり、歳入歳出差引額、実質収支額とも0円でございます。

次に、議案第53号土地取得造成事業特別会計の決算について申し上げます。198ページから208ページをお開きください。

一般会計からの繰入金を財源に、公共用地先行取得費に係る公債費の元金・利子の償還に支出したもの、および山川原地区小集落地区改良事業に伴い、関係します改良区の賦課金を支出したものでございます。歳入総額・歳出総額いずれも4,289万518円で、実質収支に関する調書につきましては、歳入歳出差引額、実質収支額とも0円でございます。

207ページの財産に関する調書でございますが、小集落地区改良事業用地、公共用地先行取得用地とも増減高はございません。

次に、議案第54号国民健康保険事業特別会計の決算について申し上げます。209・210ページをお開きください。収入済額15億3,883万9,246円、不納欠損額733万4,749円、収入未済額1億2,154万9,794円でございます。収入未済額のうち国民健康保険税の収入未済額につきましては、現年度課税分は2,651万2,650円、滞納繰越分は1,303万144円となっております。

歳出につきましては211・212ページ、歳出済額15億1,916万1,133円、不用額3,623万6,867円でございます。年度末の国保世帯数は2,492世帯、率にして35.6%、被保険者総数は4,792人、率にして23.1%の加入率となっております。239ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額の1,967万8,113円となっております。

240ページの財産に関する調書の基金であります、利息分の10万1,990円を積み立てをいたしまして、決算年度末残高は5,596万3,452円でございます。

次に、議案第55号老人保健事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。242から243ページをお開きください。収入済額18万3,337円でございます。

歳出につきましては244から245ページでございます。支出済額も同額で、18万3,337円でございます。

254ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額歳出総額とも同額であり、歳入歳出差引額、実質収支額とも0円でございます。

この老人保健事業特別会計は、75歳以上の高齢者に対して医療費等の給付を行うもので、平成20年度から医療

制度改革によりまして「高齢者の医療の確保に関する法律」に移行したため、今年度は給付額もなく、医療費の一括精算を行い、この22年度で終了となりました。

次、議案第56号後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入でございますが、256・257ページでございます。収入済額1億2,860万4,511円で、保険料収入は99.98%で、県全体の99.59%を上回ってございます。

歳出につきましては、258・259ページでございます。詳細につきましては264から265ページでございます。支出済額は1億2,855万1,667円、不用額は94万8,333円でございます。

266ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で、4万8,784円でございます。

この事業は、平成20年度から新たに75歳以上の方の医療保険制度として創設されたもので、被保険者数は22年度末で2,242人で、前年度より36人の増加となっております。

次に、議案第57号介護保険事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。歳入でございますが、268・269ページで、詳細は274ページから281ページでございます。

収入済額10億4,941万7,049円、不納欠損額109万5,760円、収入未済額318万6,850円、不納欠損の対象者は39人、収入未済の現年度未済金は151万9,200円で対象者数は66人となっております。

歳出は270・271ページでございます。詳細につきましては282ページから297ページとなっております。

支出済額10億4,101万6,773円、不用額は2,336万8,227円でございます。

次に298ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額は実質収支とも同額の840万2,766円でございます。

299ページの財産に関する調書でございますが、介護保険給付準備基金で2,246万6,889円を取り崩しいたしまして、決算年度末現在高は6,344万6,491円でございます。また、20年度に創設いたしました介護従事者処遇改善臨時特例基金は、256万5,631円を取り崩しいたしまして決算年度末現在高は262万7,252円でございます。

議案第58号下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。歳入でございますが、301・302ページで、詳細につきましては305ページから306ページでございます。

収入済額は12億4,256万7,913円、不納欠損額196万1,778円、収入未済額2,340万6,937円でございます。収入未済額につきましては、受益者分担金・負担金、下水道使用料等でございます。

歳出につきましては303ページ・304ページでございます。詳細につきましては311ページから316ページです。支出済額12億3,519万8,175円、翌年度繰越額750万円、不用額1,351万3,825円でございます。

317ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額1,036万9,738円、翌年度へ繰り越すべき財源280万円を差し引きました実質収支額は756万9,738円でございます。316ページの財産に関する調書で、出資による権利につきましては、決算年度中の増減はありませんでした。

以上、平成22年度愛荘町の一般会計および7特別会計の歳入歳出決算の概要を説明させていただきました。なお、詳細につきましては、関係します各所管から決算特別委員会・各常任委員会で説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りまして、ご認定いただけますようよろしくお願い申し上げます。説明を終らせていただきます。ちょっと早口で申し訳ありませんでした。

○議長(辰己 保君) それでは、監査委員の報告を求めます。1番、徳田文治君。

○1番(徳田文治君) 報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成23年8月17日提出のあった平成22年度愛荘町一般会計ほか各7特別会計の歳入歳出決算について、去る8月17日・19日・22日の3日間審査をした。その結果は、適当なものであ

ることを認めた。

平成23年8月30日

愛荘町長村西俊雄様

愛荘町監査委員山本憲宏

同徳田文治

結びに、平成22年度決算審査に関して、以下の項目について監査委員の意見とする。

1. 歳入確保に向けて、平成22年度の一般会計の歳入合計は96億9,342万5,000円であり、平成21年度の93億4,418万3,000円と比べ、3億4,924万2,000円の増加となった。

一方、自主財源は43億6,545万4,000円、45%と、平成21年度と比べて1億3,085万1,000円、構成比3.1%の減少となった。リーマンショック以降の経済状況の悪化ならびに3月11日に生じた東日本大震災や福島原発の問題、そして昨今の歴史的な円高を鑑みますと、将来的には町の十分な歳入確保ならびに地方交付税の確保も難しくなることが考えられます。そのためにも、町独自の事業の見直しなど事業の再点検が改めて求められてくるものと考えます。

2. 税収等の収納率について。歳入がますます厳しくなることが見込まれる中、町税の収納率は91.3%と、90%前半をこの5年間は推移している。納税者も経済的には厳しい状況に変わりはありませんが、町税負担ならびに公的負担についての公平の観点から、引き続き滞納者については、税等の徴収について引き続き一層の努力を願う。

3. 適切な職員の配置。財政見直しについては、最終的には固定費である公務員の削減につながる。しかし、単に人員削減を行うのではなく、必要な部署には人を厚く配置し、事務が縮減した部署の人員は削減していく必要となる。メリハリのつけた適切な職員の配置は、組織の効率的な運営にとって必要なことである。効率性という観点からのみの人員削減が、けん制機能の不喪失として行政の運用にあたっての効用をもたらすことも考えられる。また、組織運営の基本でもある報告・連絡・相談を徹底していただくことを求める。事業の見直し、業務の見直しに関しては、仕事をするために仕事をつくっていないかという観点から、無駄な業務の削減を推進していただきたい。

4. 新たな公会計基準の対応について。公会計基準については、新たな公会計基準の適用時期が近づいている。しかし、新たな公会計基準については、複数の公会計基準が検討されており、一本化されていない。どの公会計基準をとるにしろ、公有財産の整備・管理は必要である。具体的な公会計基準の適用前の準備段階については、適用が目前に迫ってきていることがあるので、早急に専門チームなどをつくって対応していただきたい。

終わりになりますが、物心両面において内外に自負のできる愛荘町となるよう、一丸となり邁進されることを期待をし、監査報告といたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第51号平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、会議規則第39条第1項の規定により、議長を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議案第51号は、決算特別委員会に審査を付託することに決定しました。なお、決算特別委員会の正副委員長は、総務委員会の正副委員長に決定されていますから、委員長に本田秀樹議員、副委員長に村木嘉博議員に決定しました。

お諮りします。愛荘町会議規則第39条第1項の規定により、議案第51号平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定

お諮りします。愛荘町会議規則第39条第1項の規定により、議案第52号平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、議案第58号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまで、所管の常任委員会および同和対策特別委員会に付託したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議案第52号平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、議案第58号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまで、所管の常任委員会および同和対策特別委員会に付託することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長(辰己 保君)お諮りします。議事の都合により、9月7日から9月20日までの14日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、9月7日から9月20日までの14日間、休会することに決定しました。

本日は、これで延会します。再開は9月21日(水)です。

当日は、午前9時から議会運営委員会を、引き続き全員協議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。長時間、大変ご苦勞さまでございました。



## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

### 平成23年9月愛荘町議会定例会

2日目(平成23年9月21日)

開会:午前10時22分 閉会:午後12時25分

#### 議会日程

- 日程第 1 議案第51号 平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 2 議案第52号 平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第53号 平成22年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 議案第54号 平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第55号 平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第56号 平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 7 議案第57号 平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 8 議案第58号 平成22年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8

追加日程第1 議案第59号 平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)

追加日程第2 請願第 2号 「原発からのすみやかな撤退、自然エネルギーの本格的導入を求める意見書」の提出を求める請願

追加日程第3 意見書第1号 拡大生産者(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書

追加日程第4 議提第 6号 議員派遣について

## 出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

## 欠席議員(0名)

なし

### ◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)おはようございます。

平成23年9月愛荘町議会定例会2日目を開催をさせていただいたところ、何かについてお忙しい中、また台風の影響、またそして前線の影響等で関係する地域におきましても何かといろいろな要望、要請等が起こっているだろうと思いますが、こうした中でご参加いただきましてありがとうございます。

これより会議を開かせていただきます。座らせていただきます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎欠席者の報告

○議長(辰己 保君)なお、本日は、宇野副町長が欠席届を出されておりますのでご報告申し上げます。

## ◎議案第51号から議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)それでは、議題に入らせていただきます。日程第1、議案第51号平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第8、議案第58号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでを一括議題として、9月6日の議事を続けます。

まず、議案第51号平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、決算特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、決算特別委員会の審査報告を求めます。決算特別委員会、本田委員長。

[決算特別委員長本田秀樹君登壇]

○15番(本田秀樹君)決算特別委員会、委員長報告を行います。

平成23年9月21日

愛荘町議会議長辰己 保様

愛荘町決算特別委員会委員長本田秀樹

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により、報告をいたします。

1. 審査結果、議案第51号平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。
2. 審査経過、9月7日に総務部門と民生部門、9日に産業建設部門および教育部門に分け、部門別の質疑のあと、総括質疑を行い、慎重に審査いたしました。

主な内容については、総務部門は、収納率と法人税について、固定資産税の同和対策減免額の率について、滞納者の分割納付および差押さえの基準について、住民税・固定資産税の重複した滞納者数について、滞納整理事務の担当について、財産「差押さえ」の研修について、普通交付税の合併算定について、入札制度見直しの成果について、「全国小さくても輝く自治体フォーラムの会」負担金について、町長への手紙の取り組みの成果について、公用車の修繕料について、公共施設管理事業の管理と経過について、財産管理事業について、「賑わいまちづくり計画策定業務」委託料の成果について、100人委員会について、まちづくりと各自治会の連携について、愛知川駅コミュニティハウス管理事業について、愛のリタグシーの活用および湖東圏域公共交通活性化協議会の対応について、工場等設置促進事業について、コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスの運営について、防犯灯の設置補助金および補修について、基金の積立および取り崩しについて。

民生部門は、保育料の滞納について、後期高齢者医療広域連合負担金返還金について、地域介護福祉空間整備事業によって整備された介護施設と町との関わりについて、民生委員児童委員活動および自治会からの推薦方法について、「地域福祉計画」の推進・進捗状況について、3地域のコミュニティづくり推進事業補助金の使途と成果について、部落解放人権政策確立要求郡実行委員会の県下の組織状況、事業内容および実行委員会メンバーについて、就労対策推進事業の相談の概要について、高齢者外出支援事業および通院支援事業の助成内容の検討課題について、食の自立支援事業について、健康診査事業について、結核検診の受診率について、がん検診の意識変化、検診構造の変化の実態について、環境対策事業のエコパートナーシップ会議の提言について、生ごみ処理機補助金とコンポスト補助金について、愛知郡広域行政組合の粗大ごみの再利用(リユース)について、彦愛犬広域行政組合の新ごみ処理施設の進捗状況について。

産業建設部門については、町営住宅使用料の未納について、緊急雇用創出特別推進事業について、コミュニティビ

シネマ館出稼の成果と今後の取り組みについて、農業者年金について、産地づくり対策事業補助金について、みどりの少年団の活動内容等について、農林整備地域活動支援分について、有害鳥獣駆除事業の課題および猿の駆除方法と町界のフェンスについて、商工振興事務事業の代位弁済について、商工会補助金の地域総合振興事業の内容と愛知川の花火について、観光振興事業のびわこ湖東路観光協会等の活動内容と事務局の所在について、観光ボランティア育成費用について、街道交流館の今後の進め方について、土木管理事業の土砂災害相互通報システムについて、河川管理事業の河川愛護作業補助金について、道路新設改良事業の農地転用決済金について、除雪対策事業について、町営住宅の運営と管理委員の業務内容について、給食センターの下水道負担金について。

教育部門については、ユニークな地域資料整備事業の有線放送録音記録のデジタル化および野々捨商店餅型紙について、小学校管理運営および幼稚園管理運営の決算状況について、特別支援教育支援員について、児童・生徒の防犯ブザーの携帯およびヘルメット着用使用について、臨時講師チームティーチングの廃止について、各学校の設備購入と計画と成果、デジカメ・図書費について、中学校の修学旅行費補助金について、幼稚園整備備品購入事業の成果について、東近江少年センターについて、秦荘幼稚園園長の賃金について、幼稚園バスについて、まちじゅう読書推進事業の推進講演会のPRとボランティアの取り組みについて、ファミリーワーク事業の取り組みについて、文化財保護審査会の活動と歴史遺産の掘り起こしについて、文化財発掘調査事業について、愛知川公民館管理運営事業について、図書館の嘱託臨時職員について、ハーティーセンター秦荘の指定管理制度導入の成果と問題点の見解について、体育施設管理事業の指定管理制度の報告内容評価および多目的グラウンドについて。

最後に、総括質問として、防犯灯の修繕について、シルバー人材センター運営について、元気なまちづくり事業とまちづくり企画関係および自衛消防組織運営事業について、防災対策事業について、ふれあいサロン助成事業について、農村保全共同活動支援事業の存続について、愛のりタクシー、体育施設の高齢者の使用料等の減免について、姉妹都市交流事業について、決算書の不用額について、決算の概要の記載内容について、湖東定住自立圏および愛知郡広域行政組合におけるこれからの愛荘町の方向についてなど、活発に審査が行われました。

質疑終了後、討論を略し、採決の結果、賛成多数で、議案第51号平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、可決するものと決しました。以上、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第51号平成22年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を表明します。

平成22年度の9月から湖東定住自立圏協定事業の地域公共交通部会において、デマンドタクシー実証運行を開始し、障がい者、子どもには料金の減免という支援があるのに対し、高齢者に対する支援がなく、1回1人500円という料金設定では、高齢者が買物や社会参加のために気軽に利用できません。高齢者に対しても、障がい者、子どもに対してと同様の料金設定にすべきです。また平成21年4月からの町内体育施設を民間業者が指定管理者として管理するシステムを導入していますが、これを契機に高齢者が町の体育施設でゲートボールやグランドゴルフをする時に、使用料を支払うようになり、高齢者が気軽にスポーツができる健康づくりへの条件づくりが後退することになりました。

本年度の介護保険目録Iにおいて、介護保険料の大幅アップが言われている状況の中、介護保険料の値上げを抑



平成23年9月21日

愛荘町議会議長辰己 保様

愛荘町同和对策特別委員会委員長森隆一

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により、報告します。

1、審査結果、議案第52号平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過、9月14日に、同和对策特別委員7名と正副議長が出席し、慎重に審査しました。

質疑の主なものは、決算の概要の償還状況で、行方不明1名の滞納と未納金額について、各資金の滞納者について、収入未済額について、小集落地区改良事業の残事業の取り組みについてなど、審査が行われました。

質疑終了後、討論を経て、採決の結果、全員賛成で議案第52号は可決するものと決しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する同和对策特別委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第52号平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第53号平成22年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、総務常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、総務常任委員会の審査報告を求めます。総務常任委員会、本田委員長。

〔総務常任委員長本田秀樹君登壇〕

○15番(本田秀樹一君)総務常任委員会委員長報告を行います。

平成23年9月21日

愛荘町議会議長辰己 保様

愛荘町総務常任委員会委員長本田秀樹

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により、報告

本委員会の付託した議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第77条の規定により、報告いたします。

1、審査結果、議案第53号平成22年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過、9月14日に、総務常任委員6名と副議長が出席し、慎重に審査いたしました。

土地取得造成事業特別会計の質疑の主なものは、小集落地区改良事業の見直しについて、町有地の使用について。

説明終了後、質疑・討論を経て、採決の結果、全員賛成で、議案第53号は可決するものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する総務常任委員会報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第53号平成22年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第54号平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第5、議案第55号平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第6、議案第56号平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第7、議案第57号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が出ていますから、教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、吉岡委員長。

〔教育民生常任委員長吉岡あみ子君登壇〕

○4番(吉岡あみ子君)教育民生常任委員会、委員長報告を行います。

平成23年9月21日

愛荘町議会議長辰己 保様

愛荘町教育民生常任委員会委員長吉岡あみ子

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第77条の規定により、報告

します。

1、審査結果、議案第54号平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。議案第55号平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。議案第56号平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。議案第57号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過。9月13日に、教育民生常任委員5名と正副議長が出席し、慎重に審査いたしました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、決算概要で、国保事業で全国町財政状況について、差し押さえの内訳について、短期被保険者証と資格証明証について、無保険者の上昇について、加入者の無職者・無所得者の状況について、国民健康保険事業の低所得者について、保険税の低所得者の減免について、保険給付費が落ち着いたと表現された分析について、基金と国の特別調整交付金について、高齢者医療制度と広域化の動きについて、一般被保険者と退職被保険者について、出産一時金についてなど、審査が行われました。

討論は、反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で、議案第54号は可決するものと決定しました。

次に、老人保健特別会計は説明終了後、質疑・討論を得て採決の結果、全員賛成で、議案第55号は可決するものと決しました。

続いて、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、町の医療費の動向について、医療給付費の公費のうち国県町の負担割合について、本制度廃止後の広域連合の今後の方向性についてなどが審査行われました。

討論は、反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で、議案第56号は可決するものと決しました。

次に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、決算概要で、第3期、第4期介護保険事業計画の国県の公費負担率と第5期事業計画の公費負担率について、在宅介護の介護者の疲れを担うサービスについて、地域包括支援センターの予防支援事業業務のプラン内容について、介護保険事業の重点施策について、介護保険給付準備基金の平成23年度の執行見込みについて、保険料の未収66人の現状について、不納欠損について、支払基金町交付金について、高額介護予防サービスの所得制限について、介護予防事業の口腔機能の向上について、通所系サービスの施設ごとのサービスについて、要介護認定者でサービスを受けていない人の内容について、生活保護者の介護保険料について、介護現場の状況と介護認定審査会の傍聴について、施設入所者の住所変更についてなどが審査行われました。

討論は、反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で、議案第57号は可決するものと決しました。以上で委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、議案第54号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。

議案第54号平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を表明します。

合わせて、議案第56号平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてに対しても、この場で反対を表明しておきます。

国保制度は、退職者、無職者、所得者の加入が多し、事業上の負担を予定、国保制度で負担、加入者が多し、



国民健康保険、介護保険、児童福祉、子育ての加八割、子育ての負担を足らない制度なのに、介護加八割が又たの保険税だけでは成り立たないものとして制度がつくられています。そこで、国の責任として、国保に対する国庫負担が行われています。ところが、1984年以来、その国庫負担がどんどん削減されてきました。かつては国保財政の全体の半分を占めてきた国庫負担が、2008年度には24.1%前後にまで切り下げられています。このような状況のもとで、国保加入者の負担は過重になっています。

愛荘町においても、「主要施策の成果」にありますように、医療分保険税は一人当り一世帯当りともに、また一般退職者ともに年々多くなっており、低所得者の生活を圧迫しています。さらに、平成22年度は滞納納付金分と後期支援金分の税率改正により、さらなる負担を押し進めています。

国民健康保険法は、第1条でこの法律は国民健康保険事業の健全な国を確保し、以って社会保障および国民保険の向上に寄与することを目的とすると定めています。しかし、滞納者への制裁は生活を脅かし、健康と命を守れない状況を生んでいます。「主要施策の成果」に、昨年12月に新たな医療保険制度として、滋賀県国民健康保険広域化等支援方針が策定され、国では高齢者医療制度改革会議の最終取りまとめが示されたと書かれています。後期高齢者医療制度と国保問題が一体の課題となっています。国保改善を巡る緊急課題は短期保険証、資格証明証を含む無保険者の解消、高すぎて払えない国保税の引き下げであること、また後期高齢者医療制度の速やかな廃止を訴えて、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかには討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。賛成討論を行います。

議案第54号平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から、討論を行います。

国民健康保険は、疾病やケガなど相互扶助の精神により、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を果たしておりますが、疾病構造の変化や医療の高度化により、全国的に医療費が増加しつつあります。

一方、景気経済の低迷や雇用情勢の悪化による所得の低下等あるものの、保険料・収納額は前年度を少し上回りました。しかし、保険料の負担軽減を図るため、一般会計からの繰り入れを行うなど、運営は年々厳しい状況であります。

また、保険料収納率の向上を図るため、継続して徴収嘱託職員2名を雇用して、電話による催告や戸別訪問などを行うほか、税負担の公平化を図るため、滞納世帯に対する納付相談の充実と、短期被保険者証・資格証明証の交付など、収納対策の強化に努められておられます。

税務課、健康推進課、住民課の3課連携のもと、特定健康診断率アップ、税の収納率アップ、医療費適正化、保険事業の推進、雇用の適正化と5項目において、町の経済努力を認めていただき、県から国に推選され、特別調整交付金以外に特別の事情に対する800万円の特別交付金も交付されました。医療費の適正化対策など、保険財政の安定的な運営と、円滑な事業執行に努めておられ、本決算の認定について賛成するものであります。

議員各位におかれましても、賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。着席してください。

よって、議案第54号平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第55号平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。ご着席してください。

よって、議案第56号平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第57号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。

議第57号平成22年度愛荘町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を表明します。介護保険が今年度で第4期が終わり、平成24年度から第5期に入るべく、計画を協議中です。それに先立って、行政が行った若年者および一般高齢者アンケート調査結果を見ると、所得階層別で負担が大きいは、第1から2段階、第3段階で高くなっています。つまり、低所得者層の方々が現在の介護保険料でも負担が重いと感じているという結果が出ています。払うのは介護保険料だけではありません。国保税その他の税金、光熱費などあります。それを年金から支払い、その残りで生活することは困難な方が多いという状況がアンケート結果から伺えます。平成22年度においても、同じ状況です。

平成24年度から改定される介護保険料は、大幅値上げがされることが今から明言されています。介護保険料が大幅値上げすれば、低所得者層はぎりぎり、あるいは暮らせなくなる場合も考えられます。介護保険料の値上げを抑えるためには、介護予防に努めることが必要ですが、行政全体で抜本的な取り組みをしていくことが必要です。第1号被保険者保険料の負担割合は、第1期介護保険事業計画では17%だったのが、1期ごとに1%ずつ増え、平成22年度に該当する第4期は20%に引き上げられました。しかし、国庫負担は20%と第3期と変化がありません。国民の負担増を押し付ける前に国負担の割合を引き上げていくべきなのに、それを行わない国の姿勢を批判して反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。賛成討論を行います。

議案第57号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から、討論を行います。

高齢化の進展とともに、介護給付費や要介護認定者が年々増加する中で、平成22年度からの第4期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの提供と高齢者が安心して暮らせるように、地域支援事業などの介護予防に努められるとともに、地域密着型サービスなど、介護サービス基盤の整備に努められております。

また、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画策定にあたり、日常生活圏域の課題を明確化するために、ニーズ調査やアンケートの実施、第4期計画の進行完了に伴い、効果的な保険運営等となるように、介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会により、点検評価を実施されております。さらに、制度への理解や催告を通じて、保険料収納率の向上に取り組むとともに、介護従事者処遇を改善するため、平成22年度に国の臨時特別交付金を受けて設置した介護従事者処遇改善臨時特別基金を活用して、保険料の急激な上昇を抑制するなど、保険料の負担軽減をなされています。そのほか、認知症対策や高齢者虐待問題など自立支援と継続可能な事業運営を目指して、円滑な事業執行に努められており、本決算の認定について賛成するものであります。

議員各位におかれましても、本決算に賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。着席してください。

よって、議案第57号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第57号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、産業建設

日程第5、第58号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、産建常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、産建常任委員会の審査報告を求めます。産建常任委員会、竹中委員長。

〔産建常任委員長竹中秀夫君登壇〕

○13番(竹中秀夫君)産建常任委員会、委員長報告を行います。

平成23年9月21日

愛荘町議会議長辰己 保様

愛荘町産建常任委員会委員長竹中秀夫

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第77条の規定により、報告します。

1、審査結果、議案第58号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過、9月14日に、産建常任委員5名と議長が出席し、慎重に審査をしました。

説明終了後、質疑・討論を経て、採決の結果、全員賛成で、議案第58号は可決するものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、議案第58号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する産建常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第58号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩午前11時11分

再開午前11時11分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案1件、請願1件、意見書1件、議提1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに

議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、議案1件、請願1件、意見書1件、議提1件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第1、議案第59号愛荘町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君)それでは、議案第59号をご説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,209万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億2,802万8,000円とするものでございます。

事項別明細の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、県支出金民生費県補助金につきましては、新たに国の安心子ども基金を活用しました児童虐待防止対策緊急強化事業補助金570万3,000円の追加、衛生費県補助金につきましては、予防接種者の増により、子宮頸がん等ワクチン接種促進事業補助金765万8,000円の追加、県補助金合わせまして1,336万1,000円の追加でございます。

繰越金につきましては、財源調整といたしまして、前年度繰越金809万3,000円の追加、諸収入雑入につきましては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の子ども夢基金緊急事業対策により、地域子ども読書推進事業委託金64万3,000円の追加でございます。

次に、歳出でございます。総務費財産管理費につきましては9月2日から3日にかけての台風12号により、暴風雨によります愛知川庁舎大屋根の水平部棟隅一部が損壊したため修繕料42万1,000円の追加、民生費児童福祉総務費につきましては、安心子ども基金を活用しました10分の10の補助によります児童虐待防止対策の緊急的な体制強化のための環境改善として孤立支援用公用車の購入にかかる自動車登録手数料、損害保険料10万8,000円、家庭児童相談システムおよび軽自動車購入にかかる備品購入費459万2,000円、自動車重量税1万1,000円の追加でございます。

6ページをお願いしたいと思います。衛生費保健衛生総務費につきましても、児童虐待防止対策緊急強化事業に伴います訪問バックなどの消耗品5万円の追加、要保護とならないための啓発用テレビあるいは沐浴人形および電動アシスト自転車など備品購入費94万2,000円の追加、予防費につきましては、子宮頸がん予防ワクチンについては接種対象者が中学1年生から高校1年生までが、高校2年生まで拡大されたことや予防ワクチンが安定供給されたことによりまして接種者が急増し、今後も接種率の増が見込まれること、またヒブワクチンならびに小児用肺炎球菌ワクチンにつきましても対象者のほとんどが接種されるなど、接種者の増加に伴いまして、子宮頸がん等予防接種委託料1,531万7,000円の追加、保健センター管理費につきましては、台風12号によります暴風雨によりまして、愛知川保健センター屋根の棟隅の浮き上がりによりまして施設修繕料3万2,000円の追加、保健衛生合わせまして1,634万1,000円の追加でございます。

教育費社会教育費等につきましては、地域ぐるみで子どもに読書に親しむ機会を提供するため、子どもの私的な読書活動や読書を通じた言葉の魅力を伝える講演会の開催、学校図書館を学習センターとして機能するための環境整備として、手話通訳謝礼1万5,000円、図書および整理用消耗品など需用費33万1,000円、通信運搬費3,000円、講演会委託料27万5,000円、合わせまして62万4,000円の追加でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第59号愛荘町一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり可決されました。

#### ◎請願2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第2、請願第2号原発からの速やかな撤退、自然エネルギーの本格的導入を求める意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なし認めます。

よって、請願第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

本案について、紹介議員の説明を求めます。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。お配りいたしましたお手元の文書の方を読ませていただきます。

原発からの速やかな撤退、自然エネルギーの本格的導入を求める意見書の提出を求める請願

2011年8月29日

議会議長辰己 保君

請願団体日本共産党秦荘支部

代表者愛荘町東出222安孫子義昭

紹介議員瀧すみ江

東京電力福島原発事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与え、原発に依存したエネルギー政策を、このまま続けていいのかという重大な問題を突きつけています。そして、原発からの撤退と自然エネルギー(再生可能エネルギー)への大胆な転換への世界的な流れは、この事故を契機に更に大きくなっています。

福島原発事故が明らかにした問題は、第1に原発事故にまよかの事故には見られない異質の危険があるということです。すなわち、一度重大事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段は存在せず、被害が空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって被害を及ぼす可能性があり、地域社会を存続さえも危うくします。被害がどうなるかを空間的・時間的・社会的に限定することは不可能です。

第2に、現在の原発技術は本質的に未完成で危険なものだということです。今開発されているどんな形の原子炉も核エネルギーも取り出す過程で莫大な放射性物質＝死の灰を生み出します。100万kwの原発が1年間稼働すると、広島型原発100発を超える死の灰が溜まります。そして、その莫大な死の灰をどんな事態が起こっても原子炉の内部に安全に取り込める手段を、人類は手に入れていません。

第3に、こうした危険性を持つ原発を世界有数の地震国であり、世界1、2の津波国である日本に集中立地することは危険極まりないということです。地震など外部要因による原発の重大事故は、内部要因による重大事故の数倍から10倍程度の確率で起こるとの研究もあります。日本で原発に頼ることの危険性は世界の中でも特別に深刻なものであることは間違いありません。

第4に、歴代政権が電力業界の経営陣とともに日本の原発は安全とする安全神話にしがみつき、繰り返しての警告を無視して重大事故への備えを取らなかったということが、どういふ深刻な結果をもたらすかも明瞭になりました。安全な原発などあり得ず、重大事故の起こる可能性を排除することはできません。滋賀県に隣接している福井県には15基もの原発があり、一旦福島県のような事故が起これば、郷土もびわ湖も放射性物質で汚染されることとなります。8月18日に関西電力は福井県の高浜原発4号機の蒸気発生器配管2本に傷があるのが見つかったことを明らかにしました。1991年、福井県の美浜原発2号機に配管が破綻したため原子炉内の冷却水を注入する緊急炉心冷却装置が作動する大事故が起きました。

以上の主旨から、先の事項についての意見書を政府関係機関に提出されるよう請願いたします。請願事項、原発からの速やかな撤退、自然エネルギーの本格的導入を求める意見書の提出をすること。

ただいまは、請願の文書を朗読させていただきました。一昨日ですが、9月19日に脱原発を目指して、作家の大江健三郎さんらの呼びかけた「さよなら原発5万人集会」が、東京の明治公園で開かれ、約6万人が原発依存社会からの脱却を訴えました。大江さんらは来年3月までに、脱原発を求める1,000万人分の署名を政府と国会に提出する計画とのこと。署名は現在100万人に達しているそうです。今日本中の脱原発を願う声は日に日に大きくなっています。

この請願も脱原発を願う町民の方から提出されています。町民を放射能から守るという点で、愛荘町議会としての意見書を国に届けていただきますことを切にお願い申し上げます。どうか、党派を超えてご賛同をいただき、採択していただきますことを重ねてお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。質疑を行います。今ほど提案説明の中でお聞きしたいと思います。異質の危険があるということですか、ほかに異質の危険性、どのようなものがあるかと考えておられるのかお聞きしたいと思います。

また、私も勉強不足なのですが、100万kwというのは、例えば、どのようなものを示しているのか、身近であればどのような100万kwについてお聞きしたいと思います。

次に、自然エネルギーの本格的導入を求めるということが請願事項にありますが、具体的にどのような自然エネルギーを考えておられるのか、答弁を願いたいと思います。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。今の質問にお答えしたいと思います。

「異質の危険性があるということで、このほかの危険性はなんだろうか」ということですが、先日もちょっと新聞報道にもありましたけれども、以前チェルノブイリというところで原発事故がありました。その中で、このセシウム137というものが膀胱に溜まって尿として排せつされるのですが、それが絶えず膀胱に尿が溜まっている前立腺肥大症の患者なら影響が出やすいということで、いろいろ調べた方が福島氏という方で、医学博士がおられまして、そういうふうな

研究を怠らなく、チェルノブイリではがんの発生率が20年以内に10倍に上がったといわれ、福島でもセシウム水から検出が、セシウムというものが、私は専門的なことはわかりませんが、ちょうど新聞に載っておりましたので、検出が福島でもされてきたということで、かなり身体的、人的にも危険なことになるということです。

1つ目の質問の答弁なのですけれども、20年で倍ということなので、結局、私たちだけの世代では取まらない、子どもや孫にまで影響してくる、その子どもや孫の将来を考えれば、やはりこのような危ない原発はやめてほしいと、そういう思いで、この請願者はこのような請願を出されておりますので、ご理解いただきたいように、よろしくお願いします。

また、それ以外の危険性と言え、いっせつテレビでしておりますけれども、食物の中に放射性物質が入っているとか、例えば、泥の中にも入っているとか、海に放射性物質が流れ込んで魚が食べたらどうなるかとか、とても計り知れない本当に危険があるということで毎日のようにテレビで言われておりますので、そういう点を含めてご理解いただきたいと思います。

そして、「100万kwの原発が1年間稼働する」ということですが、私もこれはちょっと専門的なことはわからないのですが、100万kwというのは、たぶん原発の1基につきなのか、そういうものではないかと思うのです。専門的なことはわかりませんが、日常茶飯事に書いておられるのは100万kwという単位で原発が稼働しているということでご理解いただけたらと思います。それが100万kwということで、結局、それが1年間稼働してしまったら、広島原発の1,000発分という危険なものにつながるということになると思います。専門的なことは、ちょっと私も請願者が出されているものですので、わかりませんが、結局それほど危険なのだということです。死の灰というのは使用済核燃料、この頃もう本当にいつでもテレビでやっていますけれども、この使用済核燃料というものが土の奥深くに埋めても無くなると、それを無くす、処理する技術を人間は持っていない、まだ開発されていないのです。それで、それなのに、どんどんどんどんつくって、どんどんどんどん溜まると、いくら奥深くに埋めても、埋められただけだと、いつかまた出てくるかもしれない。健康に被害を及ぼすかも知れない。そういう大変なことになりますので、そういう危険なものであると、広島型の原発の1,000発を超えるような死の灰が1年間のうちに少なくとも溜まっているのだという意味だと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

「自然エネルギーというのとは何か」ということですが、この頃いろいろなエネルギーを試されていて、この愛荘町でも補助金など出してあります太陽光発電もそうですし、あと風力発電、それから地熱というものもありますでしょう。そういう発電もあるというふう聞いております。水力発電もありますし、そういうものを開発して、やはり、この議会の議員の質問の中でも出ておりましたかと思いますが、エネルギーの地産地消というものもありますし、そういう部分で、とても自然エネルギーに転換していくというのは、今後の課題でありまして、もう原発はやめてほしいと、福島県のような原発事故が福井の原発で起こったら、私たちもうここに居られないかわかりませんので、そういうことを危惧されて、この請願者は言われていると思います。そういうことでご理解いただきたいと思います。これで答弁を終わります。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。まず、異質の危険性については理解いたします。食に関することと、体内的な部分で危険だという部分だったという答弁だったと思います。

まず、自然エネルギーの具体的ということを私は指摘したわけなのですが、水力、ほとんどがダムに関することだと思うのですが、ダムの必要性も考えておられるのか、そして、請願事項に大雑把なエネルギーという部分、自然エネルギーということではなく、やはり、自然にエネルギーに対する、今ほど瀧議員がおっしゃった風力、火力その部分を意見書に細かく噛み砕いて書いていただくということまでできなかったものなのか、お聞きしたいと思います。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)答弁をさせていただきます。



これはあくまで請願者が出されたものですので、請願者がこれを出してほしいと私のところに持って来られて、私がいよいよですと出しましたので、これは何も私が関わってどうしなさい、こうしなさいというものではなく、請願者が持って来られて私が受け取って私が出しますよ、紹介議員となったものですので、請願者の意向がこうであると。

それで、具体的なことについては、この隣のページに、9ページの方の後ろに、これは私がつくりました。この請願書を基に、全協でも説明させていただきましたが、ここに計画的に5年以内目標に撤退する計画とか、3つほど出ていますので、ここにも自然エネルギーの本格的導入ということで、文面も限られていますので、書ける範囲も、このようにやっていますが、そのように言われるのであれば、自然エネルギーの具体的な代表というもの、この請願は請願で、請願者がつくれたので、これはこのままで変えられませんが、これを採択していただいたあとに、意見書の中で、この意見書で出さなければいけないということはありませんので、この意見書の中に自然エネルギーとは、具体的にいろいろと書いたものを、これはまだ提案も何もされていませんので、これを採択されてから意見書があげられますので、それを考えていただくのも可能ではないかと、可能だと思いますので、この中の内容、採択されてから、この意見書の内容をまた検討し直して、皆さんで検討し直していただいて、愛荘町議会としてあげていただければいいと思いますので、そのようにご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。今ほどの瀧議員のお話を聞きますと、あくまでも紹介議員であって、持って来たことを出したと、内容も見ずに、やはり提出者の代表者が出したわけですよ。今の話では、ただ持って来たから紹介、議会に持って来たのだと、何か軽い言葉に聞こえるんですね。採択されたら、次意見書だと、それはわかりますよ。意見書は自分がつくるのだと、つくったのだと。けれども、見てみますと、説明はほとんど一緒のように思うのです。ただ記の付く分で3点あがっているだけであって、もっと、紹介議員で議会に請願を出されるならば、たぶん持って来たなら出すんだと、そういうふうには今とれなかったのです、言葉的に。もっと紹介議員なら紹介議員で、ちゃんと提出者と、私は意見交換なり調整なりしていただくのが正しいのではないかなと思いますので、それを訴えておきます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。答弁させていただきます。

私は何もこれを読みもしないで受け取って出しますと言ったわけでもありませんので、持って来ていただいて、これを出してくださいということでいただきました。もちろん、中身は読んで、これに同意できる、私が同意できる内容でなければ私は紹介議員にはなりません。そういうことで、言い方が軽いと思われたとすればお詫言いたいと思いますけれども、これは中身をよく読んだ上で、ああこれだったら私は紹介議員になってもいいというふうに考えて出したものです。これは請願者の意思ですので、この請願書はもうこれで持って来られたので、この中身にさえ同意させていただければ、紹介議員になりますし、なったわけです。

これはこれで変えられませんが、いつも請願書を出す場合は意見書を一緒に付けてくださいというふうに事務局からお呼びがでますので、やはりそれはこの方の書かれている、こういうことをはまったく同意できましたので、同じ言葉を私も使わせていただきまして、そして具体的な計画については1、2、3と書かせていただき、意見書の形につくり代えさせていただいたわけです。

また何度も言いますが、この請願を皆さんが、党派を超えて、今の流れはこれだということでも理解していただきまして、採択していただきましたら、こちらの意見書というのは、また協議いただいてもかまわないことだと思います。これは、また提案しているわけでもありませんので、あくまで、これを賛成多数によって採択していただいてから、意見書が出されますので、私の思いはこれですが、私が書きましたので、私の思いはこれですが、議会が出すので、皆さんで協議していただいても私はかまわないと思いますので、そのようなことでご理解いただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。今、議長が質疑が終わると言われ、大変申し訳ございません。紹介議員の瀧議員に若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

その前に、瀧議員が壇上の方で党派を超えて、皆さん方のご理解をということと言われました。こういった中で、前置きはあるとしながらも、今日今日、我が国の成長は世界でも1、2位まで押し上がってきたというのは、誰しもお承知のとおりだと私は思っております。それも、この原発事故が起こりました、それまでは、という言い方が正しいのかわかりませんが、今日までの原子力の関係で、日本の国が大半が、この原発のおかげで今日の日本の国をつくりあげてきたのではなからうかなと、こういうふうに思っておるわけでございます。

脱原発ということは、私も同感でございますけれども、しかしながら、この脱原発に向かって、代替案として先ほど瀧議員も申し上げるように、水力発電なり風力なり、いろいろなことが考えられるということは、よく承知いたしておりますけれども、これにしても、おそらくや何十年の年月をかけなくては、日本のこれからの未来がある子どもさんなり、いろいろな方々に、これだけの年月がかかるのではなからうかなと、こういうふうに思わせていただいております。

先日も、私も新聞を毎日目を通しておりますけれども、ある他府県の何人かの方々の、これは行政機関でございますけれども、首長方々が申し上げるには、将来的に原発は脱原発を目指すのが当然であるけれども、現段階ではこの原発に頼らざるをえない、これが本当の私は姿ではないかなと。脱原発は十分、お国をあげての、先日の大江さんなり、いろいろな、先ほど瀧議員が申し上げるように5万人からのデモをしながら訴えた、これもテレビまた新聞等々でも見させていただいておりますけれども、まずそこで、瀧議員にお尋ねしたいのは、この代替案にとっての本当のエネルギーが実際にどれぐらいで、本当に国民が理解ができるような、意見書の中によりますと、瀧さんなりのお考えで10年以内を目標にとか、なかなかそれにはまだ遠いのではなからうかなと。それまでに、それに代わる資源をどうしたらいいのかということが、私はこれから取り組んでいかななくてはならないかなと、こういうふうに思っております。

また、現在の政権与党である民主党以下、これは政権を問わずして党派を問わずして、国民の皆さん方に一日も早い脱原発を目指すためにもご努力をしておると、愛荘町の企業にしても、全国の企業にしても、この原発のおかげで今日も、先ほど申し上げますように、日本の国をつくりあげたと言うまでも明らかではないかなと。

何回もお尋ねを繰り返しますけれども、それに対しての代替案をもっと詳しく示していただくのが、私は意見書の生きた、町民にも理解をしていただけるものではないかなと、その点を合わせて答弁を願ひたいと思ひます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。答弁をさせていただきます。いろいろ縷々ご心配していただいていることを言っただいたと思ひます。確かに、原発があることによって、溜っている、こういう現実があります。やはり、その原発の設置されているところは、その市町村はたくさんの補助金をもらっているわけですし、そういう方々から見たら、たくさん補助金をいただいているのに、なくなったらどうしてやっというと思われているかも知れません。

しかし、この原発というものは結局は、安全神話というものの基につくられてきたのです。結局、原発は安全なのですよ、何かわからないけれども安全なのですよということで、安全ということを出して原発を設置して安全な、危険な原発なんかありえない。だから設置しますということで言われてきたわけです。そういう面では、どちらが大事なのかということをよく考えていただきたいと思います。

私たちは議員ですから、町民の声を、代弁するのが仕事なので、やはり町民の方がどう考えているのか、毎日のように、ああやって福島の報道を見て、本当に例えば、この愛荘町がもう町ごと移動してしまわなければならない。自治体も破壊されている。住んでいた家も、何十年経って戻れるかわからなという、そういう事態があるわけです。

やはり、無くなったら困る人も、自治体もあると思ひます。けれども、安全と比べたら、やはり安全の方が大事なんじ

.. . . . .

やはりいろいろのことはあります。詳細までそのようには存じ、これは国のいろいろな元はと言いたまはしなか、でのような話もさせていただいています。そういうことで、こういう考えで、本当に脱原発を願って出しております。

もう一つ言われていたのは、質問は代替エネルギーが本当にあるのかというような意味だと思えますけれども、これは本当に全国民が努力して、代替エネルギーでも、電気代が月1,000円上がるとか、原発がなくなったら、そんなようなことも言われていますけれども、それでも耐えていく。それともう一つ、代替エネルギーのまかにやることと言えば、低エネルギーということで、やはり節電に努める、それとか、今の労働者の働かせ方、やはり、24時間昼夜問わずに働いている、こういう労働者の働かせ方をやめるとか、いろいろな節電に努める、そういうやり方があると思います。そういうことで、代替エネルギーは先ほど言ったようなもの、もっともっとこれから研究によって自然エネルギーがもっともっと開発されてくるかもわかりせん。それは専門家ではないので、私には計り知れないところですが、でもやはりそうやって今まで人類が努力をして研究してたくさんのそういうものを、エネルギーにおいても、たくさんのそういう自然エネルギーを生み出して得る方法ですね、自然エネルギーによって電力を得る方法を生み出してきたわけですから、今後やはりもっともっと、それがもし原発がなくなっても発展してくるだろうと思います。ですから、今代替エネルギーと言ったら、そういうことしか言えませんが、それを変えていくと。

それと、あと原発というのは全部の電力を補っているわけではなく、全部電力を原発でしているのではなくて、この前ちょっと読みましたら、3割というふうに書いてあったと思うのです。3割の電力を原発でつくっているということで、私はそれを讀んだ時に、ああ3割か、3割ならなくなっても何とか代替でできるのじゃないかなと思いました。そういうことで、やっぱり、ああやって福島の実情を目の当たりにして、本当に私たちがどう感じるか、町民がどう感じるか。そして、町民の安全を守るために私たちは何ができるだろうかということで考えていただきたいと思います。この意見書の方を書かせていただきましたが、1のことも言われてましたが、5から10年以内を目標に原発から撤退する計画を策定することですので、今すぐ何が何でも原発をやめていく、全部やめていくではないので、このぐらゐにすみやかに撤退していかないと、今後どこで地震が起こるかわかりませんし、そして原発の事故が起きるかわかりませんので、そういう点で、あんまり何十年も先というよりも、このぐらゐの間隔でやっていってほしいという思いを私がここに表したものです。そういうことで答えになっているかどうか、わかりませんが、お聞きしたことについての答弁を終わります。

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子。賛成討論をさせていただきます。

○議長(辰己 保君)暫時休憩をいたします。

休憩午前11時53分

再開午前11時53分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を行います。5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)5番、城貝です。ただいまの意見書についてであります。愛荘町議会名での本意見書の提出については反対ということで、反対討論を述べます。意見書の内容全般については、まあ随所に調べる大変よく研究された文書でありまして、どこへ出しても恥ずかしくない文書であると思われま。しかし、文中に記載されている第4に始まる項目であります。すなわち、第4に「歴代政権が電力業界の経営陣とともに日本の原発は安全とする安全神話にしがみつき、繰り返しての警告を無視して云々…」というくだりがありますが、愛荘町議会は警告など繰り返して行ってはおらず、請願者の所属する1政党の主張にまかなりません。このように一方に偏る地方自治法第99条による意見書の提出は、いかがなものかと考えます。よって、本意見書の文面による提出には反対の立場を表明するものであります。以上です。

○議長(辰己 保君)ほかにはありませんか。2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)嶋中です。私、請願を採択するのに賛成と思って、意見書は次だと思っておりましたので、請願を採択するかどうかにつきまして、賛成の討論をさせていただきます。私も一般質問でさせていただきましたとおり、やはり、これまでの安全神話は政府なり東京電力なりの、やはり本当に政策的な推進をされてきた中でのことであって、前日も申し上げ、一般質問でも申し上げましたとおりに、やはり自然エネルギー政策については、やはり原発の推進ありきの中での、ずっとこれまでの政策討論でされてきたということが明らかになってきております。それで、30%、3割が原子力発電に対する代替エネルギーとしましては、学者さんのご意見では、地熱発電がそれに充当できるよう内容であるというぐらいのご意見でした。それで、そういったことに対しても、これまでは表面化させないように、そういう調整をされてきたのではないかとというようなこともお聞きしております。また、先日、急には自然エネルギー、地熱を含めた自然エネルギーではということも全部がまかなえないだろうけれども、今高ゼネレーションというのですか、天然ガスの発電ということで、今の火力発電よりもCO2の発生が40%削減できるであろうと。

○13番(竹中秀夫君)議長、議長。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午前11時58分

再開午前11時58分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を行います。2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)はい、続いて嶋中、意見を申し上げますけれども、代替エネルギー、自然再生可能のエネルギー等を含めて、脱原発は即とは言いませんけれども、脱原発に向けて、日本のエネルギー政策は転換が大切な時期にきていると私も思いますので、この請願書に対する採択に賛成したいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、請願第2号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)賛成少数です。よって、請願第2号「原発からのすみやかな撤退、自然エネルギーの本格的導入を求める意見書」の提出を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

### ◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第3、意見書第1号拡大生産者(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。4番、吉岡あみ子君。

○4番(吉岡あみ子君)意見書第1号

拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年9月21日

提出者愛荘町議会議員吉岡あみ子

賛成者同瀧すみ江

賛成者同嶋中まさ子

賛成者同 城貝増夫

賛成者同 外川善正

愛荘町議会 議長辰己 保 様

拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書

ポイ捨てごみの反対や廃棄物処分場の確保の問題、さらには、ごみの処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫など、ごみ問題を取り巻く状況は、ますます深刻化している。1997年4月に施工された容器包装リサイクル法は2008年4月に見直されましたが、以前として事業者の負担に比べて、市町村の財政負担や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の促進など、循環型社会を実現するための効果は十分とは言えません。持続可能な循環型社会を築くためには、我が国の大量生産、大量消費、大量廃棄、大量リサイクル型の経済社会を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を築くことが必要である。

そのためには、生産者が生産過程でごみとなりにくような製品をつくり、使用済み製品の回収、資源化まで、責任を持つこと。すなわち処理、リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任(EPR)の導入が必要である。

また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで、対象となった容器の高い回収率が期待でき、資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て、不法投棄の防止に対し、極めて有効な手段である。すでに欧米などの多くの国では省資源、資源循環を実現するために、拡大生産者責任(EPR)やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことによるごみ減量やリユース容器の使用促進に大きな効果をあげている。

よって、愛荘町議会は政府に対し、容器包装廃棄物の発生を抑制、再使用、再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、OECDを提唱する拡大生産者責任及びデポジット制度の導入について、積極的に検討し、早期制度化を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 環境大臣 経済産業大臣 農林水産大臣

厚生労働大臣 財務大臣 消費者庁担当大臣 様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。質疑を行います。

まず、教育民生常任委員会協議会に委員会付託されて、全員賛成だということをお聞きしました。そこで、私が委員長をしていますので、委員長はなかなか委員会をまとめないといけないうことで、意見を述べられないので、その中で、賛成者にお聞きしたいと思います。

まず1点目に、ごみを取り巻く状況はますます深刻化しているのだと、その深刻化している問題とは何か、お聞きしたいと思います。

また、1997年4月から施行された容器梱包リサイクル法、委員会の中でも、その法についても勉強されたと思いますが、リサイクル法とは何か。そして、2008年4月に見直された法は何か、お聞きしたいと思います。

次に、市町村の財政負担や住民の負担が大きいという文言がありますけれども、愛荘町としての財政負担額をお聞きしたい。そして、愛荘町のごみの量についても、どれくらいあるのかお聞きしたいとも思います。

最後に、リサイクルとは、どのようなものがあるのか。その点についても、賛成全員にお伺いをいたします。

○議長(辰己 保君)暫時休憩をいたします。

休憩午後12時07分

再開午後12時11分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)5番、城貝増夫です。ただいまの本田議員の質問でございますが、私もこの文書を詳しく詳細に検討したわけではなくて、そういうごみ対策について、理念が大事かなということで賛成をした立場でございます。例えば、デポジット制度を採用することによって、インディオ関係のペットボトルの飲料関係が値上げするのではないかなということで、懸念もあったわけですが、ごみのことに関しては、やはり前向きに取り組んでいかないかなという理念を持って賛成をしたものであります。

先ほどおっしゃった詳しいことにつきましては、また勉強もし、期待に添えるように研究をしたいと思っております。先ほど、本田議員の質問の中で、ごみの量がどうのこうのという質問がありましたが、ちょっと今資料をいただきましたのでお答えさせていただきます。22年度のごみの量でございます。可燃、燃えるごみが3,507トン、不燃ごみが203トン、ペットボトルが44トン、瓦礫が63トン、ビンが93トン、金属が67トン、最後に粗大ごみが243トンであります。以上で、私の今のわかっている範囲での答弁を終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)ほかはありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。ごみを取り巻く状況が深刻化していると言っているの、その説明ということなのですけれども、どう深刻化しているのかということが言われていますが、この前に書いていますので、こういうことで深刻化しているということで、「ポイ捨てごみの反対や…」など」ここから1行目から2行目まで、などと書いています。そういうことで深刻化しているということが言えると思うのです。

町内においても、いろいろな公園にポイ捨てごみの氾濫も本当に大変ですし、環境基本条例などがありますけれども、ちょっとなかなか、拾いに歩いたこともありますけれども、たくさんポイ捨てもありますし、いろいろなことがあります。そういうことだと思います。

リサイクル法というのは、やはりリサイクルは資源を再利用するというので、それを紙なり、いろいろアルミ缶なり、いろいろなものがありますけれども、それを再資源、再利用、もう一遍つくり直していくという法律がリサイクル法だと思います。詳しくは言えませんが、そういうことだと思います。2008年4月に見直されたということにおいては、きちんと分別するというのと、冷蔵庫とかテレビとか、そういうものをお金を払って、パソコンもそうですけれども、お金を払ってリサイクルするようになったというようなことではないのかなと思います。資料があるわけではないので、自分の考えだけですけれども、そういうことではないかと思います。

愛荘町としての財政負担額と言われますが、ここにちょうど決算書を持っていますので、ここに書かれていますように、環境衛生費というのは3億4,500万円ほどになっています。これだけ財政負担額で、ごみ収集運搬委託料なんかは7,100万円ですか、こういう感じで、決算の主要施策の成果の方でも詳しくわかっています。それが22年度の財政負担額だと思います。ごみの量は先ほど城貝議員が言われました。リサイクルとしては何かあるかというのは、ペットボトルを繊維につくりかえるとか、紙はまた本とか新聞紙なんかはもう1回紙につくりかえるとか、パソコンでも古くなったのをPCマークがあれば郵送してパソコンにまた部品をリサイクル、パソコンを作ると、そういう部分もありますと思います。いろいろとそういうふうにはリサイクルをされていると思います。以上です。

○議長(辰己 保君)ほかはありませんか。簡潔にお願いします。2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)嶋中でございます。賛成者として、私も十分細かい数字とか、そういったことは資料は当日もなく、例えば、私の経験でお話するわけですが、廃棄物につきましては、先ほど申されました可燃リサイクル法なんかは、特に自分たちで出したものに対してはリサイクル代とかいうことでお金を払うことになってきましたし、企業も本当に環境会計というのですけれども、そういった会計的なエコに対する会計監査も出てくるような状況になっておりますし、そして、ゼロエミッションと言いまして、もうごみをゼロにしようということも、そういった中で声高く叫ば

れている中で、なかなかそういったことの対処ができえていないということで、私もこのことは有効なことだと賛成いたしました次第でございます。よろしくお願いします。

○議長(辰己 保君)11番、外川善正君。

○11番(外川善正君)11番、外川善正。今、本田さんの方から質問ありました点にお答えします。

まず、私の考えが間違っていれば言ってください。付託された案件については、私は委員長報告で、それでいいのではないかと思います。なぜならば、この委員会で私は私なりの意見を述べております。あえて、その中での意見をこういうふうに言いましたというのを話するのであれば、この意見書については、おおむね方向性として賛成です。諸手を挙げて賛成するわけではないという話をしておきました。それは、この裏側に書かれているいろいろな課題があると思います。生産者に跳ね返ってくる部分、そういうような部分があります。だから、先ほども言いましたように、方向性としては賛成ですということをお話させていただきました。以上です。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。質疑をさせていただきます。

先ほど賛成者に5点ほど質問させていただきました。すべて答えていただいている人は、ここにいませんでしたが、ただ、委員会付託した中で、私の言いたいのは、その中で、協議の中で、教育民生常任委員会の中で協議して、提出者で委員長が出されたという、その中で賛成者が4名おられると。ただ、どれだけの時間をかけて、協議をしたのか。今ほどリサイクル法について、法何条の何々に則ってやっていたんだとか、何の見直しの方法が変わったんだとかという具体的な法が変わったことが示されていないのです。

このことに関しては大切だと思います、ごみの減量化については。だから、私の言いたいのは、この委員会の中でもっと協議をしていただきたかったと、丸々この場であげてくるのではなく、継続審議の中で皆さんの意見をまとめながら、もっと慎重審議をしていただきたかったというのが率直な意見であります。

ただ、くどくど言うのもあれですので、委員長に最後に言うておきます。委員長として、この件について、どのようにまとめたのか、最後にお聞きします。

○議長(辰己 保君)4番、吉岡あみ子君。

○4番(吉岡あみ子君)ただいま本田議員さんがおっしゃっていただいたそのものの通りでございまして、十二分に審議とか、そういう教育民生常任委員会で質疑ということは何回もということは、そんなにまはしていただきませんでした。それは委員長としての責任でありまして、今回、とりあえず、どういあれでも意見書ということで、その基本という、ごみの減量とか、住民に対する負担が少なくなるとか、具体的に、環境的とか、デポジットとかいう、そういう制度についてのことを、今回、基本それ以外のことじゃなしに、そういう根本的なことを決めさせていただきたいということで、この間の委員会で皆さんに相談させていただいて、その結果、ちょっと先出させていただいたかと思えますけれども、そこで論議させていただきたいということをお聞きさせていただきますので、今後そういう意見を、今の意見を踏まえて十分今後、その意見をあれさせていただいて、また協議に反映させていきたいと思えます。以上です。

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、意見書第1号を採決します。表決は起立によって行います。本案は原案のとおり裁決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、意見書第1号拡大生産者(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

### ◎議提第6号

○議長(辰己 保君)追加日程第4、議提第6号議員派遣についてを議題にします。会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議提第6号議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することに決定しました。

### ◎閉会の宣告

○議長(辰己 保君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。これをもって、平成23年9月愛荘町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉会午後12時25分

○議長(辰己 保君)町長、閉会のあいさつ。

○町長(村西俊雄君)今議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

まず、去る17日から連休の3日間、愛知川公民館周辺で麻藍布をテーマに当町と群馬県東吾妻町、徳島県藍住町の3町で「愛荘町で藍麻SHOW」を開催いたしましたところ、大変たくさんの方々にご来場をいただき、関係者一同、厚く御礼を申し上げる次第であります。

このイベントは、伝統産業の発信、技術の伝承、地場産業や観光振興を目的に第1回は東京で、第2回は藍住町で、本年で3年目でございます。天候にも恵まれまして、入場者数2,200人を超え、体験教室や物品販売、66うどんなど、場内の売上も300万円ほどでございます。

今回の特徴は、来場者が町内の方以外に県内各地からと合わせ、遠く県外からも多くの人たちが来てくれた事があります。間とところによりますと、近江鉄道利用者もかなりおられた模様で、町の発信と合わせ、一定経済効果もあったものと評価をいたしております。特に特徴の中で、体験者の参加が多かった染め体験とか、いろいろ麻の織り機体験とか、あるいは細工物の体験、延べで1,000人を超えたようでございます。イベント開催にご尽力いただきました商工会や麻織物組合関係者の皆さんに心から感謝申し上げます。

最後に、今議会で提案させていただきました案件は、平成22年度一般会計ならびに特別会計歳入歳出決算の認定をまじめ23年度一般会計および特別会計の補正予算ならびに条例制定案件など合計25案件につきまして、慎重審議の上、可決いただき誠にありがとうございました。

議会中にいただきました貴重な意見、ご提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意、これらの執行にあたってまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご指導、御鞭撻をお願いいたしまして、9月議会閉会の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(辰己 保君)ご苦労さまでございました。